

平成 2 7 年 第 1 回

千 早 赤 阪 村 議 会 定 例 会
会 議 録

平成 2 7 年 3 月 5 日 開会

1 9 日 間

平成 2 7 年 3 月 2 3 日 閉会

千 早 赤 阪 村 議 会

平成27年第1回千早赤阪村議会定例会会議録（第1号）

1. 招集年月日

平成27年3月5日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 二階議事堂

3. 出席議員

1番 井上昭司

2番 関口ほづみ

3番 徳丸幸夫

4番 浅野利夫

5番 清井浩

6番 田中博治

7番 山形研介

4. 欠席議員

なし

5. 署名議員

4番 浅野利夫

5番 清井浩

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名

局長 和田博幸

主査 井ノ本純一

7. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村長 松本昌親

副村長 吉田裕彦

教育長 矢倉龍男

会計管理者兼
理事兼人事財政課長 松村典英

理事 長谷川敏之

総務課長 森田洋文

住民課長 池西昌夫

健康福祉課長 菊井佳宏

健康福祉課参事 西口美和

地域振興課長 北浦秀明

地域振興課参事 増田浩志

上下水道課長 赤阪秀樹

上下水道課参事 松本賢一

教育課長 中野光二

教育課参事 近藤和浩

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

日程第4 議案第1号 監査委員の選任について

日程第5 議案第2号 専決処分〔平成26年度千早赤阪村一般会計補正予算

(第8号)〕の承認を求めることについて

- 日程第 6 議案第 3 号 教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例制定について
- 日程第 7 議案第 4 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例について
- 日程第 8 議案第 5 号 千早赤阪村子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例制定について
- 日程第 9 議案第 6 号 千早赤阪村立幼稚園条例の改正について
- 日程第 10 議案第 7 号 千早赤阪村保育の実施に関する条例の廃止について
- 日程第 11 議案第 8 号 千早赤阪村地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例制定について
- 日程第 12 議案第 9 号 千早赤阪村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定について
- 日程第 13 議案第 10 号 千早赤阪村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について
- 日程第 14 議案第 11 号 千早赤阪村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の改正について
- 日程第 15 議案第 12 号 千早赤阪村行政手続条例の改正について
- 日程第 16 議案第 13 号 千早赤阪村附属機関に関する条例の改正について
- 日程第 17 議案第 14 号 千早赤阪村一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の改正について
- 日程第 18 議案第 15 号 管理職手当に関する条例の改正について
- 日程第 19 議案第 16 号 千早赤阪村手数料条例の改正について
- 日程第 20 議案第 17 号 千早赤阪村介護保険条例の改正について
- 日程第 21 議案第 18 号 平成26年度千早赤阪村一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第 22 議案第 19 号 平成26年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第3号）について

- 日程第 23 議案第 20 号 平成 26 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正
予算（第 1 号）について
- 日程第 24 議案第 21 号 平成 27 年度千早赤阪村一般会計予算について
- 日程第 25 議案第 22 号 平成 27 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算に
ついて
- 日程第 26 議案第 23 号 平成 27 年度千早赤阪村介護保険特別会計予算につい
て
- 日程第 27 議案第 24 号 平成 27 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算
について
- 日程第 28 議案第 25 号 平成 27 年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算につ
いて
- 日程第 29 議案第 26 号 平成 27 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算
について
- 日程第 30 議案第 27 号 平成 27 年度千早赤阪村水道事業会計予算について

午前9時59分 開会

○井上議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は7名でございます。定足数に達しておりますので、平成27年第1回千早赤阪村議会定例会を開会いたします。

まず初めに、松本村長より御挨拶がございます。

○松本村長 皆さん、おはようございます。

3月議会、全員お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

やっと暖かくなり、もうそろそろ春本番が始まるかなといういい季節になってまいりました。

ちょうど、私どもの村が過疎指定を受けて初めての予算となります。昨年1年間は、過疎地域自立促進計画策定でかなり時間がかかりました。新年度からは、過疎地域自立促進計画実行中の村ということでございまして、私どもの村、千早赤阪村は増田レポートで廃村あるいは滅亡するとされました。過疎指定といい、廃村といい、人聞きの悪いことは非常に甚だしいと。私は10年先、15年先には村は過疎から普通の村に、廃村から日本でもトップの元気のある村になると。また、その様子は十二分に私どもの村っております。本年は、(仮称)ビジターセンター、役所、庁舎建設のめどが立ちました。私は、平成27年度は我が国で前例のない過疎からの脱出に向けた元年と考えております。過疎からの脱出要件は、まず誰にとっても魅力のあふれる村づくりをする必要がある。超一流の村をつくれれば、絶対大丈夫と考えております。目標は、人口7,000人、税収アップ3億円。ちょうどここ10年前後で合併で隣の町から二度も振られた私どもの村が日本一の村になると。これほど楽しく、やりがいがあるとおもしろいことはない、私は考えております。7人の議員の皆さん、それから80人弱の職員で日本一を目指します。職員の皆さん、議員の皆さんの意識改革と協力をお願いし、日本一の村づくりへのスタートの挨拶としたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○井上議長 次に、2月27日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

清井議会運営委員長。

○清井議会運営委員長 去る2月27日に開催いたしました議会運営委員会におきまして、今期定例会の上程予定議案についての審議方法を審査いたしましたので、御報告申し上げます。

まず、本日の付議案件は、議事日程のとおり議案第1号から議案第27号までの27議案でございます。審議方法は、議案第1号、第2号及び第16号を1議案ごとに本会議において審議することに決しております。議案第3号から第15号、第17号から第20号

の１７議案は、村長の提案理由及び総括質疑の後、所管の常任委員会に付託することに決しております。なお、議案第３号及び第４号、第５号から第７号、第８号から第１１号はそれぞれ一括議題といたします。議案第２１号から第２７号の平成２７年度予算７議案については、村長の村政運営方針、各会計の概略説明を受けた総括質疑の後、所管の常任委員会に付託することに決しておりますので報告といたします。

なお、今期定例会の会期は本日３月５日から２３日までの１９日間と決しておりますので、あわせて御報告申し上げます。

以上、議会運営委員会報告といたします。

○井上議長 ありがとうございます。

これより本日の日程に入ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○井上議長 議事日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１１９条の規定によって、４番浅野議員、５番清井議員を指名いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○井上議長 議事日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日３月５日から２３日までの１９日間といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日３月５日から２３日までの１９日間と決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○井上議長 議事日程第３、諸報告に入ります。

１月２６日から２７日に実施いたしました議員会派合同研修について、清井議員から研修報告をしていただきます。

清井議員。

○清井議員 去る１月２６日に香川県三木町で行いました議員全員による公共交通についての研修視察報告を行います。

三木町からは、筒井町長、原田議長、森政策課長ほか３名と職員の御出席いただきました。

三木町は、高松市とさぬき市に接して、面積は７６平方キロメートル、東西６キロ、南

北18キロメートルで、町の北半分は讃岐平野、南半分は四国山地に位置しています。人口は、平成2年2万5,000人から平成22年に2万8,500人と増加し、高松市のベッドタウンとして現在も年々微増しています。

これまでの町内の公共交通は、町北部を東西に走る琴電長尾線、町内に7駅ありますが、これだけでありましたが、15年度に最低限度の移動手段を確保する必要があるとの町の方針から、コミュニティバスを導入する調査を開始されました。

平成17年11月から町内の公共施設等を巡回する三木町コミュニティバスの運行を開始しました。運行形態は、町北部の平野部は3路線、停留所52カ所、35人乗り町有バス1台を業務委託して運行しています。町南部の山間部は2路線、停留所17カ所を9人乗りの町所有のハイエースを町専属の運転士で運行しています。

バスの利用者数は、平成18年度は1万1,330人でありましたが、路線の延長、停車場の検討変更等により年々増加し、26年度では2万人を超える見通しとのことでした。

利用料は1回100円で、年間収支は25年度で750万円の赤字となっておりますが、赤字額のおおむね2分の1は国庫補助があり、町の実質負担は赤字額の2分の1となっています。

以上が、三木町コミュニティバスの概要です。

本村も、公共交通の検討を開始したところであり、村担当課からの取り組みについての質問事項を事前に送付し、また当日各議員からも詳細にわたる質問をして説明を受けました。

質疑終了後、コミュニティバスに試乗させていただき、検証を終えました。

なお、研修内容の詳細については、質疑の会議録、関係資料等を議会事務局に保管していますので、ぜひ御参考にしていただきたいと思います。

以上、報告とします。終わり。

○井上議長 ありがとうございました。

続きまして、南河内環境事業組合議会の浅野議員から組合議会定例会の経過報告がございました。

浅野議員。

○浅野議員 平成27年2月12日、第1回南河内環境事業組合定例会が開催されましたので、報告をいたします。

本会議前に議員全員協議会が開催され、議会運営委員長から、議会運営委員として新たに河南町から福田議員、太子町から村井議員の出席があったことの報告、確認事項とし

て、会期は1日、提出議案は議案書のとおりとし、副議長の選挙については議会申し合わせ事項によること、また専決処分の給与条例の一部改正及び補正予算第2号の承認、2件については関連する事案のため一括提案する旨の報告がありました。組合事務局からは、まず南河内広域公平委員会の共同設置に伴い、議会申し合わせ事項における組合公平委員会の選出方法変更について提案があり、本年4月から同広域公平委員会の委員を選任することを申し合わせました。

次に、平成27年度一般会計予算の特徴、第2清掃工場の精密機器の検査について説明を受けました。また、第1、第2清掃工場、それぞれ地元関係役員立ち会いのもと実施されましたダイオキシン類の測定結果が報告され、問題ないとのことでありました。

引き続き、定例会では8件の提出案件があり、順に申し上げますと、報告第1号組合議会議員の異動については、大阪狭山市から松尾巧議員が、河南町からは福田太郎議員が、太子町から村井浩二議員が選出されております。

選挙第1号組合議会副議長の選挙については、議会申し合わせ事項に基づき、太子町選出の村井浩二議員が副議長に選出されました。

同意案第1号南河内環境事業組合公平委員会委員の選任については、本年3月31日付をもって辞職いたします組合公平委員会の3委員の後任として、4月1日より南河内広域公平委員会委員の西川道夫氏、岩城本臣氏、澤田勝氏を選任する同意案であり、原案どおり同意されました。

承認第1号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、昨年の人事院勧告に伴う国家公務員の関係法律が公布されたことを受け、組合も富田林市に準じて改正を行い、12月22日付専決処分したものを報告するもので、原案どおり承認されております。

承認第2号平成26年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第2号）の専決処分につき承認を求めることについては、先ほどの給与条例の一部改正に伴い、人件費に係る賞与の措置を講じるため、同日付専決処分をされたものを報告するものであり、原案どおり承認されました。

議案第2号平成27年度南河内環境事業組合一般会計予算は、歳入歳出予算総額をそれぞれ23億9,380万8,000円とするもので、原案どおり可決されております。歳入の科目別内訳では、分担金が21億5,009万4,000円、前年度比5億5,444万5,000円の減で、主に市債の元利償還に相当する施設費分担金の減によるものであります。なお、千早赤阪村の分担金は、6,344万7,000円であります。負担金については、シール印刷等業務負担金、堺市負担分の地方債償還負担金であります。

次に、歳出ですが、議会費は419万5,000円で、前年度比3万3,000円の減であります。総務費は7,511万1,000円で、前年度比1,256万4,000円の増となっております。主に、職員増における給料、職員手当、共済費等の増額によるものであります。衛生費については19億2,729万5,000円で、ごみ処理費では第1清掃工場業務管理費が8億4,359万9,000円、主にフェニックスへの埋立処分費及び残積搬費の増によるもので、一般ごみ持ち込み関連の新規業務委託料の増などがあります。その他、残材処理費用、またシール印刷業務管理費等ごみ処理費の合計が16億9,346万3,000円で、前年度比1億5,520万7,000円の増となっております。し尿処理費は2億3,383万2,000円であります。

以上のこの議案に対しまして、以下のとおり質疑及び要望がありましたので報告します。

質問事項では、一般持ち込みごみの組合直接受け付けに関して、一般廃棄物と産業廃棄物の区分の対応について質問があり、組合と市町村においてわかりやすく周知できる方策を検討しているとの答弁がありました。

公共下水道の普及に伴う資源再生センターの現在の稼働率については、稼働率が55%との答弁があり、施設運営に関する意見がありました。

また、財政健全化の取り組み、業務委託を含む人員配置、分担金の確定とチェック方法、委託の開始時期及び業務内容、一般ごみ直接受け付けの開始時期及び違法ごみの対策についての答弁では、財政健全化については、し尿における処理工程の見直しとごみにおける第2清掃工場大規模改修費の低減に努める。人員配置については、平成26年4月現在で一般職員32名、再任用職員13名、アルバイト1名の46名と委託職員61名の107名。分担金については、各課からの予算見積もりを事務局査定から始まり、担当部課長会議、理事者会議の審査を経て、議会承認を経て確定となる。委託の開始時期と業務内容については、焼却炉の運転業務を平成12年4月1日から開始、直接受け付けの開始時期は、本年10月からの予定であること。また、違法ごみ対策では、ごみ搬入監視装置の導入と検査員の目視による監視強化。消費税の対応については、ごみ処理費用の消費税が入っているとの認識から、早い時点で処理費用に見合った額への改正を予定しているとのことであります。

そのほか、監査報告第1号例月出納検査の結果報告については、平成26年度7月から12月分の検査結果の報告で、特に問題はなかったとのことであります。

以上をもちまして平成27年第1回南河内環境事業組合定例会の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○井上議長 ありがとうございました。

以上で諸報告を終わります。

~~~~~

○井上議長 議事日程第4、議案第1号監査委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第1号は、監査委員の選任についてでございます。

本議案は、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

現在、監査委員をお願いしております笠松委員が平成27年3月31日をもって任期満了となりますが、引き続き委員をお願い申し上げるものでございます。

再任になりますので御承知のことと思いますが、経歴につきましては天理大学外国語学部を昭和42年に御卒業後、幸福銀行に就職され、支店長を初め各部署の役職を歴任され、平成12年2月に御退職。その後は駐車場を経営されております。また、公職といたしましては、公平委員会委員をしていただいております。

御承知のとおり、地方自治法におきまして、監査委員は人格高潔で普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、すぐれた識見を有するものを選任することになっております。笠松氏は人格、識見ともに高く、人望も厚い方でございまして、監査委員として最適任であると考えますので、御同意を賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

なお、御同意いただければ、任期は平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間でございます。よろしくようお願い申し上げます。

○井上議長 これより本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第1号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により、本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第1号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に同意することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第5、議案第2号専決処分〔平成26年度千早赤阪村一般会計補正予算(第8号)〕の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第2号は、平成27年2月4日付で専決処分いたしました平成26年度千早赤阪村一般会計補正予算(第8号)について、議会の承認を求めるものでございます。

本予算は、村立保健センターの排水管が突然陥没したことによる排水管等復旧工事費について補正させていただいたものでございまして、歳入歳出それぞれ300万円を追加いたしまして、予算総額を27億3,404万5,000円とするものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由といたします。

○井上議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 今、排水管が突然陥没したということでお聞きしましたがけれども、突然陥没した理由とか原因、その辺のことをちょっと教えていただきたいと思います。

○井上議長 菊井課長。

○菊井健康福祉課長 今の復旧工事の経過でございますが、当初診療所のトイレが詰まったということで私ら職員のほうでも対応してたんですけど、どうも解消できなかったちゅうことで、洗管作業のほうに入りました。そして、洗管も業者のほうでもらいましてんけど洗管しても通らなかったということで、次に排管のカメラをマンホールのほうから調査させてもらいましたが、排水管がもう診療所のトイレというよりも、ちょうどスロー

プのところに排水管流れてきますんで、そこでもう集中しよるところでちょっと陥没してたと。カメラを入れたら陥没してたことがわかりましたので、それに伴う復旧工事でございます。

陥没した原因等につきましては、やはりちゃんと転圧して排水管も入っとるんですけど、やっぱり長年もう保健センターできてから20年近くなりますし、そういう意味の老朽化、そしてまた道路に面しとるからいろいろ振動もあって、そういった排水管のほうのずれが発生してきたような状況でございますんで、当然緊急に排水管を入れかえないと、診療所だけのトイレと違いまして、2階、3階のトイレも使えない状態でございますたんで、今回緊急のほうで工事させてもうたような状況でございます。

以上でございます。

○井上議長 関口議員。

○関口議員 道路そのものがずれたりとか陥没したりということではなくって、排水管だけがずれてっていうようなものなんですか。

○井上議長 菊井課長。

○菊井健康福祉課長 一応排水管の入れかえのほうをさせてもらいまして、2メートルほど掘削のほうはさせてもうたんですけど、いわゆるその部分だけがちょっと陥没してたということで、道路のほうまで詳しいそこまでは調査もやっておりませんねんけど、やはりその排水管の周りが長年のことによってずれてきてるような状況でございました。

以上でございます。

○井上議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第2号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第2号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第6、議案第3号教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例制定について及び議事日程第7、議案第4号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例についての2議案を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第3号及び議案第4号は、教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例について、相関連いたしますので一括して提案するものでございます。

これらの議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日より施行され、教育委員会委員長が廃止となり、新たな教育長制度が実施されることから、関係条例の整備を行うものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○井上議長 これより2議案に対する総括質疑に入ります。

徳丸議員。

○徳丸議員 教育委員長なくして教育長を指名をするということですが、このことについて、ちょっと教育長としての御意見を聞かせていただきたいと思うんですけども、どうですか。

○井上議長 矢倉教育長。

○矢倉教育長 これは、一応平成27年4月1日より新教育委員会制度発足という国のことでありまして、既に決定されてることでもありますので、私の私的な意見云々はちょっと控えたいとは思いますが、今までもうかなり昔からだと思うんですけども、なかなか

か一般の人たちにとりまして、教育委員会制度っていうのはちょっとわかりにくかったという事実がございます。それは、教育委員会の中には教育委員長と教育長という2つの職務に相当する人物がおられて、その関係とといいますか、具体的にどういう違いがあるのかとかというのがなかなか一般の方々に理解得られない部分がかったことは事実であります。

それで、一応今までは教育委員長が教育委員会を総務するといいますか、代表するという立場でありましたけれども、その教育委員長が非常勤という職務でありましたので、実際面におきまして、事務の長たる教育長がいろんな面では責任を負うというような形が通例であったと思います。それを、新しく制度を改革することによって、教育長が従来の教育委員長の職務を兼任するという形になったということでもあります。

ただし、これは4月1日からの施行ということでもありますけども、今のところは現教育長の任期が来るまでは今の体制で持続されるということでもありますので、本村の教育委員会におきまして、私の任期が来るまでは今の体制で教育委員長もそのまま置かれるということでもあります。

以上であります。

○井上議長 徳丸議員。

○徳丸議員 長が指名をしなかった場合どうなるんですか、それ以後ですね。要するに任期が終わって以後、村長が指名をしなかったって場合は、ペナルティーとかそんなあるんですか。

○井上議長 矢倉教育長。

○矢倉教育長 現在の教育長がそれぞれ各市町村ばらばらの任期満了日でございますので、任期満了が来た時点で新しくその新制度に入れかえていくということになっております。

それで、村長が次の新しい新教育長を指名しないということはありません。必ず今のこの今度の新しい法律では首長が新教育長を指名及び任命、もちろん議会の承認を得てということでもありますけども、必ずされるということになっておりますので、もし次私の任期が来たときに村長が新しい新教育長を指名すれば、当然その方に新教育長ということになるわけでありまして、それはもう首長の専決事項といいますか権限に入っておりますので、絶対新しい新教育長が生まれないということはありません。

○井上議長 徳丸議員。

○徳丸議員 心配する、懸念の声が出てますのは、行政側が教育長を指名をして、要するに行政が教育に介入をしやすくなるんじゃないかということが心配されてるわけですね。そ

の点についてはどうなのでしょう。どういうお考えなのか、もう一度お聞かせ下さい。

○井上議長 矢倉教育長。

○矢倉教育長 それは、もうマスコミ等でもいろいろ言われてるところであろうと思います。

いわゆる首長の教育長指名に関する権限が強められるということでもありますけども、ただ教育委員会そのものは従来どおり独立機関として教育委員会としての専決事項が残るわけでありまして、あくまでも首長がその教育委員会の細かないろんな制度に対して全ての思いを反映させていけるというものではありません。それはあくまでも教育委員会と首長部局とが相協力して教育制度を考えていこうという姿勢から発せられたことでありますんで、首長が新教育長を任命、罷免する権利が与えられたと言って、教育委員会のそのものが首長の思いを全て100%反映されるべきものとは思わないと思いますので、その辺は教育委員会として従来のその職務の範囲は守られているものと考えております。

○井上議長 徳丸議員。

○清井議員 こんなん条例と関係あらへんやん。

○関口議員 いや、それから来てるやつやから。

○徳丸議員 意見を言わせて。

○清井議員 制度の話。

○徳丸議員 いや、あの……。

○清井議員 条例改正について審議したらええんちゃうか。

○徳丸議員 委員会で質問します。

○清井議員 そうしてください。

○徳丸議員 いや、それでね。心配するのは、要するに行政が教育に介入したってするきっかけにならざるを得ないというのが心配の種なんですよ。

だから、教育長がそういうのおっしゃるんであればそれはそれで結構ですけども、ただ今後のことがありますので、ちょっと説明を求めた。

以上です。

○井上議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 ほかにないようですので、これにて2議案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第3号及び議案第4号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○井上議長 議事日程第8、議案第5号千早赤阪村子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例制定についてから議事日程第10、議案第7号千早赤阪村保育の実施に関する条例の廃止についての3議案を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第5号から議案第7号は、千早赤阪村子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定、千早赤阪村立幼稚園条例の一部改正、千早赤阪村保育の実施に関する条例の廃止について、平成27年4月1日から施行される子ども・子育て支援制度に伴うものでございます。

議案第5号は、子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額を定めるもので、国が定める水準を限度として、その所帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、実施主体である本村が条例で定めるものでございます。

また、新制度における幼稚園の利用者負担額は、現行の保育園と同様に保護者の所得に応じて市町村が規則で定める負担額となる仕組みになります。

次に、議案第6号は、村立幼稚園の利用に関する利用者負担額及び園児の心身の健全な発達と保護者の子育てを支援することを目的に実施している預かり保育の利用者の負担額について規定するものでございます。

次に、議案第7号は、これまで保育について児童福祉法第25条第1項の規定により、当該条例で保育に欠ける要件を定めて実施していましたが、新制度では子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律で、児童福祉法が改正となり、子ども・子育て支援法施行規則で定める事由により保育が必要な児童について保育を実施することとなったため、当該条例を廃止するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○井上議長 これより3議案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて3議案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第5号、議案第6号及び議案第7号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○井上議長 議事日程第11、議案第8号千早赤阪村地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例制定についてから議事日程第14、議案第11号千早赤阪村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の改正についての4議案を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第8号から議案第11号は、千早赤阪村地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例、千早赤阪村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定、千早赤阪村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、千早赤阪村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

議案第8号は、地域の自主性及び自立性を高めるため、改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律の施行に伴い、介護保険法の一部改正がなされ、従来厚生労働省令で定めることとしていた地域包括支援センターの基準を市町村の条例で定めるものでございます。

次に、議案第9号は、議案第8号と同様に従来厚生労働省令で定めることとしていた介護予防支援等の基準を市町村の条例で定めるものでございます。

次に、議案第10号は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営に関する基準につきましては、介護保険法により厚生労働省令を基準とするとされており、今回厚生労働省令が改正されたことに伴い、条例を改正するものでございます。

次に、議案第11号は、指定地域密着型予防サービスの人員、設備、運営、介護予防のための効果的な支援方法に関する基準につきましては、議案第10号と同様に基準とするとされている厚生労働省令が改正されたことに伴い、条例を改正するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○井上議長 これより4議案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて4議案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第8号、議案第9号、議案第10号及び議案第11号につきましては、会議規則第

38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○井上議長 議事日程第15、議案第12号千早赤阪村行政手続条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第12号は、千早赤阪村行政手続条例の一部改正についてでございます。

本議案は、行政手続法の改正において、行政指導の方式変更や行政指導の中止を求める等が創設されたことに伴い、村行政手続条例を一部改正するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第12号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○井上議長 議事日程第16、議案第13号千早赤阪村附属機関に関する条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第13号は、千早赤阪村附属機関に関する条例の一部改正についてでございます。

本議案は、障害者基本法第36条第4項の規定に基づき、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進のため、千早赤阪村障がい者施策推進協議会を附属機関として設置するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第１３号につきましては、会議規則第３８条第１項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○井上議長 議事日程第１７、議案第１４号千早赤阪村一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第１４号は、千早赤阪村一般職員非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正についてでございます。

本議案は、平成２６年人事院勧告に基づき、自動車など交通用具を用いて通勤する職員の通勤手当の額を引き上げたことに伴い、非常勤職員の通勤手当についても同様の引き上げをするものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第１４号につきましては、会議規則第３８条第１項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○井上議長 議事日程第１８、議案第１５号管理職手当に関する条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第１５号は、管理職手当に関する条例の一部改正についてでございます。

本村では、この条例におきまして、管理職手当を支給する職員の範囲を係長以上と規定していましたが、近年の裁判事例等から管理職手当の支給対象を課長代理以上に改め、係長は時間外勤務手当の支給対象とすることが適切であると判断されることから条例改正をするものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

徳丸議員。

○徳丸議員 1つ、組合との協議について。この手当がなくなるということ、協議が合意されてるんかどうかが1つと、財政的にどういう変化が起こるのか、この2点ちょっとお聞かせいただきたい。

○井上議長 松村理事。

○松村会計管理者兼理事兼人事財政課長 組合との協議につきましては、先日この件では妥結しております。

それから、財政的にでございますが、現在係長につきましては管理職手当、1月3万円を支給しておりますが、これ4月以降につきましては、その分につきましては管理職手当がなくなりますけれども、超過勤務手当で対応いたしますので、それにつきましてはどのように推移するかというのを見ていきたいと思っております。

以上です。

○井上議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第15号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第19、議案第16号千早赤阪村手数料条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第16号は、千早赤阪村手数料条例の一部改正についてでございます。

本議案は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の改正で、法律名が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改められたことに伴い、条例でその法律名を引用している箇所について改正するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○井上議長 これより本案に対する質疑に入ります。

浅野議員。

○浅野議員 今回は法律が変わったからということなんですけど、今一番問題のある狩猟

の関係なんですけれども、本当にイノシシで困ってるということあるんですけど、今現在狩猟の人数、狩猟者というんか狩猟の免許を持っておられる方は何人ぐらいおられるんか、ちょっと教えていただきたい。

○井上議長 北浦課長。

○北浦地域振興課長 村の中でということと思うんですけども、村の中で狩猟の猟友会の方の人数っていうのは8人でしたかね、決まってるんですけど、ただ狩猟の免許っていうの、その猟友会に入らなくても取れますし、猟銃だけじゃなくてわなとかおりとかできますので、ちょっとそこまでの人数は確認できておりません。

○井上議長 浅野議員。

○浅野議員 今回の法律とは関係ないんですけど、そういう方がだんだん減ってきて、持っておられても猟友会に入っておられへん方もあるかと思いますんで、できるだけそういう要望に応えられるように、この人数余り減らさないようにちょっと村のほうも頑張りたいと思っています。

以上です。

○井上議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第16号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第16号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第16号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第20、議案第17号千早赤阪村介護保険条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第17号は、千早赤阪村介護保険条例の一部改正についてでございます。

本議案は、介護保険法第117条の規定に基づき、3年ごとの介護保険料の改定を行うものでございます。

今回の保険料につきましては、介護給付費及び介護予防費及び地域支援事業費等の見込み額を介護保険事業計画第6期により算出したしまして、平成27年度から平成29年度の3カ年の基準額保険料を現行の1人当たり月額4,760円を6,232円に改定すること、また負担能力に応じた保険賦課の観点から、所得区分を現在の10段階から12段階に細分化し、よりきめ細やかな保険料率にしたものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第17号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第21、議案第18号平成26年度千早赤阪村一般会計補正予算(第9号)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第18号は、平成26年度千早赤阪村一般会計補正予算(第9号)についてでございます。

歳入歳出それぞれ8,989万9,000円を増額いたしまして、予算総額を28億2,394万4,000円といたすものでございます。

主な内容でございますが、１２月２７日付で閣議決定された地域住民生活等緊急支援のための交付金に伴う経費や職員退職手当等に係る人件費及び介護保険特別会計への繰出金などの費用を補正するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第１８号につきましては、会議規則第３８条第１項の規定により、総務民生常任委員会並びに文教建設常任委員会にそれぞれ所管の項目を分割付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第２２、議案第１９号平成２６年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第３号）についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第１９号は、平成２６年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第３号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ３２４万９，０００円を追加いたしまして、予算総額を６億５，９５９万２，０００円とするものでございます。

主な内容でございますが、制度改正に伴うシステム改修費や認定調査等費、一般会計繰入金の増額でございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第１９号につきましては、会議規則第３８条第１項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第２３、議案第２０号平成２６年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第20号は、平成26年度千早赤阪村金剛山観光特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、観光事業費、索道事業費を繰越明許費として135万円を計上するものでございます。

内容でございますが、使用限界となっている曳索誘導滑車の整備備品の製作製造に約5カ月を要することから、本年度に製造部分を発注し、来年度に整備工事を円滑に行えるよう繰越明許するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第20号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、文教建設常任委員会に付託いたします。

ここで休憩いたします。

11時15分から再開いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

○井上議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第24、議案第21号平成27年度千早赤阪村一般会計予算についてから議事日程第30、議案第27号平成27年度千早赤阪村水道事業会計予算についての7議案を一括議題といたします。

提案者の説明並びに村政運営方針を求めます。

松本村長。

○松本村長 ただいま一括上程されました議事日程第24、議案第21号から議事日程第30、議案第27号までは、平成27年度の一般会計、特別会計及び企業会計予算でございます。提案申し上げるに当たり、村政運営方針をもって所信の一端を申し述べ、議員各位並びに村民の皆さんの村政に対する一層の御理解と御協力をお願いいたします。

今、我が国は世界に先駆けて急速な少子・高齢化を伴う人口減少社会へと突入しており、本村においても少子・高齢化の進展、若者の減少、地域活力の減退など、まさに先を

見通した対応が必要不可欠であると考えております。

そのような中、平成27年度から国の重点政策に掲げる地方創生への取り組みが全国一斉に動き出します。

国が昨年12月に取りまとめたまち・ひと・しごと創生長期ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略では、人口減少と地域経済縮小の悪循環というリスクを克服する観点から、東京一極集中の是正や若い世代の結婚から出産、子育てまでの切れ目のない支援、地方で安心して暮らせるよう、各地域の特性に即して地域課題を解決するといった3つの基本的視点のもと、活力ある日本社会の発展を目指しています。あわせて、国と地方が一体となり、中・長期的な視点による地方創生のための具体的な施策として、地方版総合戦略の策定を求めています。

次に、経済情勢ですが、我が国の経済は安倍内閣の経済財政政策により株価上昇や円安などが進み、本年1月に内閣府が発表した月例経済報告によると、景気は個人消費などに弱さが認められるが、緩やかな回復基調が続いているとしています。

しかしながら、人口減少、高齢化やグローバル化への対応のおくれなど中・長期的な課題を抱える地方においては、経済の好循環の実現が十分には進展しておらず、地方の隅々まで、また国民一人一人がこの景気回復を実感できていないのが実情です。

また、地方財政においては、本年1月に総務省から示された平成27年度地方財政対策では、地方創生に取り組むために必要な経費として1兆円を地方財政計画に計上したほか、地方税収の増などによる一般財源総額は前年度比と比較し増額となるとともに、臨時財政対策債の発行を大幅に抑制することとしています。

本村におきましては、昨年4月に大阪府内で初めて過疎地域として公示されました。本村にいたしましても、このマイナスをマイナスのイメージではなく、新たな村の発展のシグナルとして捉え、こうした国政の流れを注視しつつ、本村の地域特性や可能性をしっかりと生かした地方創生に取り組み、国内ではまだ例のない過疎からの脱却が図れるよう、一流の村づくりを目指します。そのためには、村民の皆さんや地域団体のお力をおかりし、村が一丸となって活性化に向け取り組んで行かなければなりません。今後、議員各位、村民の皆さん、企業とともに連携しながら、過疎地域自立促進計画を基本とした各種施策を展開してまいります。

平成27年度の当初予算における一般会計及び特別会計の総額は56億4,248万6,000円で、前年度と比較しても18.7%増加しており、一般会計予算は29億9,309万8,000円で、前年度と比較して16.5%、4億2,400万円の増加となっております。また、特別会計、企業会計は26億4,938万8,000円で、前

年と比較して21.3%、4億6,500万円の増加となっております。

とりわけ、平成27年度の一般会計予算編成におきましては、歳入では個人村民税の納税義務者の減少や禁煙志向の高まりによる村たばこ税の減額、また固定資産税の評価がえによる減額などが見込まれることから、村税全体も減額となっております。地方交付税については、国予算及び平成26年度実績を踏まえ、予算計上しています。

一方、歳出では過疎地域自立促進計画に基づき過疎対策事業債を有効活用した事業の展開を行うため増額となりますが、予算編成に当たっては事務事業評価を反映するとともに、これまでの行財政改革の取り組みを基本に、過疎地域の自立促進と地方創生を目指し、新庁舎建設事業や金剛山ビジターセンター整備事業、小学校及び幼稚園空調設備設置事業など、安全・安心の村づくり、活力ある村づくりに重点を置いた予算としています。

それでは、平成27年度に取り組む主な施策について、第4次総合計画で明示している「むらづくり基本方向」の6つの基本柱に沿って御説明申し上げます。

まず、基本柱第1「安心・安全・環境～豊かな自然と共生し やすらぎある暮らしを育む むらづくり～」についてですが、防災対策の推進では、今後予想される東南海・南海地震に対する防災機能強化を図るため、くすのきホール周辺において、防災・災害拠点機能を果たす新たな役場庁舎の建設に向けた基本計画に着手します。あわせて、くすのきホール周辺地域の活性化を図るため、庁舎と歴史、観光拠点の整備が一体に進められるよう、くすのきホール周辺整備基本計画の策定を行います。

また、異常気象や地震による災害等に備え、村民の皆さんがより安心・安全に生活できるよう地域防災計画を見直すとともに土砂災害ハザードマップを作成し、災害による被害の低減、地域の防災力の向上を目指します。

消防・救急体制におきましては、消防団の消防車両の更新や千早赤阪分署に配置している消防ポンプ車の更新、災害時の消防用水を確保するため、耐震性防火水槽の設置など、消防・救急体制の充実を図ります。

水道事業におきましては、将来にわたり安全で良質な水を安定的に供給するため、昨年度に引き続き、大阪府広域水道企業団と検討、協議を進め、事業統合を目指します。

また、水道施設の老朽化対策として、千早浄水場の更新工事及び千早地区の給配水管の更新など、効率的な施設の更新、適切な維持管理などに努め、安心・安全・安定した水の供給体制を確保します。

公共下水道事業につきましては、平成26年度末現在の整備面積は200ヘクタールで、全体計画に対し53.9%の整備率となっており、平成29年度におきましては、桐山地区の一部において整備を進めます。

また、下水道処理区域外については、公共下水道と比べ整備率が低いことから過疎対策事業債を活用し、これまでの浄化槽設置整備補助金の補助額を大幅に増加させるとともに、浄化槽設置後の維持管理に対する補助制度を新たに設置いたします。この浄化槽の設置から管理までのトータル的な補助制度を構築することにより、浄化槽の設置及び適正な維持管理を促進し、公共用水域の水質汚濁防止、生活環境の向上などに努めます。

さらに、豊かな自然環境を生かした再生可能エネルギー活用を図る観点から、環境負荷の軽減や産業の活性化を目指し、木質ペレット等による発熱供給や小水力発電等、再生可能エネルギーの調査研究事業に取り組みます。

次に、基本柱２「健康・福祉～心と体の健康を みんなで育む むらづくり～」については、少子・高齢化が著しく進展する中、みんなが健やかに暮らすことができる村づくりを目指し、平成２８年度から次期計画である健康ちはやあかさか２１（第３期）計画の設定に取り組み、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた保健施策の充実を図ります。

検診については、受診しやすい体制づくりとして、がん検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診費用の無料化を新たに実施します。

また、乳幼児に対する疾病予防として、任意予防接種であるおたふく風邪、ロタウイルス、Ｂ型肝炎ワクチンなどの幅広い公費助成を継続して行うとともに、成人用肺炎球菌ワクチンの定期予防接種以外に実施する任意の予防接種についても公費助成を継続するなど、村民の皆さんの感染症の予防に努め、健康及び命を守ります。

妊婦と胎児の健康管理の充実と経済負担の軽減を図るため、引き続き妊婦健康診査公費助成を行い、妊婦が安心して出産できる環境を整備し、地域における切れ目のない妊娠、出産、子育て支援の実現に向けて一層の充実を図ります。

高齢者福祉については、超高齢社会に対応するため、平成２７年度から平成２９年度を計画期間とする千早赤阪村高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第６期）に基づき、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みや認知症高齢者支援策の充実を図ります。

子育て支援では、平成２７年度から平成３１年度を計画期間とする千早赤阪村子ども・子育て支援事業計画に基づき、子どもが健やかに成長でき、保護者が安心して子どもを育てることができるよう、各種子育て支援サービスを充実します。

保育園の利用者負担額については、国基準の８０％から７０％への負担軽減を行い、子どもを産み育てやすい環境づくりに取り組みます。

国民健康保険におきましては、新たな保険制度改正も視野に入れつつ、持続可能な制度

として維持、継続するとともに、被保険者が健やかに暮らせる生活を支援するため、平成27年度から繰越金を運用し、保険料を大阪府内最低レベルまで引き下げます。

また、医療給付費が年々増加している中、国民皆保険を維持し、将来にわたり持続可能な運営に努めるとともに保険料納付の利便性を向上させるため、コンビニでの収納ができるシステムの構築を検討します。

次に、基本柱3「教育・歴史・伝統～歴史・文化、人が育む むらづくり～」についてでございますが、本村においては今後ますます少子化の進展が予想されています。こうした中、将来的な児童・生徒の減少を踏まえ、学校規模の適正化や適正配置を図り、子ども同士が豊かな人間関係を築き、社会性を身につけることができるよう、教育環境について検討を行います。

学校教育では、確かな学力の向上を図るため、少人数での分割授業、小学校1年生から6年生までの全学年における外国語活動や小・中学校が連携した英語教育のさらなる推進に努めるなどきめ細かく指導を行うとともに、村立学校園の教職員全体での研修を行い、相互に情報を共有しながら、幼・小・中12年間を通した継続的な教育の充実に努めます。

また、これからの国際化時代に対応できる人材育成を図るため、小学校、中学校においては阪南大学の留学生との交流を通じ異文化の理解を深めるとともに、夏休み中に中学生を対象としたオーストラリアへのホームステイ体験や英語検定受験費用の補助などを引き続き行います。

施設整備では、近年子どもたちを取り巻く環境の変化を踏まえ、熱中症の予防や健康の維持、授業の効率性などの観点から、幼稚園及び全小学校の普通教室にエアコンを設置します。とりわけ、全小学校の普通教室へのエアコン設置は南河内地域内では初となり、子どもたちが授業に集中してしっかりと学べる教育環境の整備を行います。

また、スクールバスについては老朽化が進んでいることから、通学の安全性確保と効率的な経費執行を図るため、バス車両4台を新たに購入します。

社会体育においては、スポーツを通じ、村民の皆さんの心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進を図るため、村民運動場と照明設備の改修を行います。

安全・安心で栄養バランスのとれた豊かな給食を提供するため、給食センターの改修や厨房機器の更新を計画的に行うとともに、食育指導も引き続き実施し、児童・生徒の心身の健全な発達をサポートします。

幼稚園では、子ども・子育て支援制度におけるこごせ幼稚園の保育料について、保護者負担を緩和するため、新たに多子軽減措置を設けるとともに、預かり保育の時間を午後5

時まで1時間延長するなど、幼稚園教育と子育て支援の充実に努めます。

歴史・文化については、楠木正成ゆかりの城跡を初め、本村固有の歴史資源を後世へ伝えていくため計画的に維持補修を行い、観光資源として活用しながら、村民の皆さんの郷土愛を育みます。

生涯学習については、歴史講座や英会話教室などの村民大学講座を引き続き実施し、いつでもどこでも学ぶことができる学習機会の場の提供に努めます。

また、基本柱4「観光・産業・地域振興～地域資源を生かした村民の元気を育む むらづくり～」については、観光の振興について、本村の代表的な観光資源である金剛山を訪れる登山者が安全に登山を楽しむため、休息施設として、また多くの登山者に千早赤阪村の魅力や情報を提供するため、平成26年度に引き続き（仮称）金剛山ビジターセンターの建設に向けた基本計画を策定します。

金剛山、歴史史跡、下赤阪の棚田などの村内観光資源の情報をさまざまな機会を通じて発信するほか、旅行関係業者を初め、華やいで大阪・南河内観光キャンペーン協議会やダイヤモンドトレール活性化実行委員会、河内長野市との奥河内構想の取り組みなど近隣市町との連携を図りながら、観光客の集客アップに努めます。

平成25年度から村観光協会への委託事業として取り組んでいる地域グルメ・お土産開発においても、棚田米を使用したプリンに続き、パウンドケーキも商品化のめどが立ち、消費者の購買意欲をより誘発するようなパッケージ制作や宣伝活動に取り組みます。

また、金剛山ロープウェイでは平成28年4月に開業50周年を迎えることから、記念品の製作など記念事業の準備を行います。

農業振興については、耕作放棄地の解消のため、昨年度に立ち上がった農地中間管理機構などと連携した遊休農地の流動化や新規就農者の定着を支援する青年就農給付金事業の実施、新規就農を目指す人や農家の作業援助ができる人を養成する下赤阪棚田の会、大人の棚田塾事業などを引き続き積極的に支援します。

これらのほか、鳥獣被害対策や金剛山の里棚田夢灯り収穫祭なども引き続き実施し、農産物の生産環境の保全、営農指導から生産物のPRまでJA大阪南農業協同組合や大阪府などの協力を得ながら農業振興に取り組みます。

林業振興においては、大阪府森林組合が事業主体となる間伐など森林経営計画に基づく森林施業に補助を行うほか、木質バイオマス利用の普及啓発により木材の使用の拡大を図り、森林資源の活用と森林整備の促進に努めます。

商業振興については、大森まちづくり協議会と進出予定企業との協議が続いている国道309号南赤阪バイパス沿いの企業立地について、一日も早く実現するよう支援します。

次に、基本柱5「建設・交通～村民の快適な暮らしを育む むらづくり～」については、生活道路については、災害時に各地区が孤立しないよう、また村民の皆さんの日常生活が円滑に行えるよう道路網を確立するため、村道整備計画を見直します。また、小吹台地区内の舗装の更新を初め、村道の維持補修に取り組むとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁2カ所の改修工事、4カ所の設計を実施します。

広域道路網では、引き続き河南町とともに河南町・千早赤阪村国道309号バイパス整備促進期成会の協力を得て、国道309号河南赤阪バイパス2期区間の早期実現に向けた取り組みに努めます。

国道309号を初め、村外との重要な連絡道路である府道については、急カーブや幅員狭小箇所の解消とあわせて、車両の通行の支障となっている樹木の除去についても、引き続き大阪府に要望します。

次に、基本柱6「協働・行政経営～村民と行政がともに育む むらづくり～」については、協働による村づくりでは、積極的に情報公開を進め、パブリックコメント制度を活用するなど、できる限り多くの村民の皆さんが行政に参加できる機会づくりに努めるとともに、協働型社会システム構築のための検討を進めます。また、協働による村づくりを推進するため、村民の皆さんが地域活動を継続的に取り組めるよう、これまでからも村民提案型協働事業を実施していましたが、この事業を見直し、地域活性化をさらに促進するため、地域活性化補助事業を新たに創設します。

人権施策としては、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、平成28年度から次期計画である千早赤阪村男女共同参画推進計画（第2期）の策定に取り組みます。

健全な行財政運営では、自主財源の確保として、滞納整理やコンビニ収納の準備をはじめ、村税等の徴収率の向上に努めます。

行財政改革の推進では、村づくり経営計画に基づき、より効率的、効果的な行政経営に取り組みます。

人事管理では、新たに人事評価制度を試行実施するとともに、少数精鋭による職員定数の管理に努め、効率的な組織運営を行います。

事務事業評価制度では、施策や事業などを評価する事務事業評価の着実な実施とあわせ、村民参画などによる外部評価を実施します。

行政の広域化の推進では、引き続き3市2町1村による広域共同処理を進めます。また、新たな分野や事務など広域連携の可能性を検討するため、南河内連携研究会において

調査研究を進めます。

情報ネットワーク化の推進では、電算経費の削減、防災対策を目的とし、自治体間の共同クラウド化の検討を進めます。また、観光施設等に無線LAN設備の整備を検討し、来村者等に対するインターネット環境の向上を図ります。

社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の導入に伴う対応については、平成27年度に個人番号通知をする予定であり、情報システムの改修等に着実に取り組めます。

以上が今議会に御提案いたしております平成27年度当初予算と施策の概要でございます。

また、平成27年度当初予算に加え、国の平成26年度補正予算に係る地方創生事業として、地域住民生活等緊急支援のための交付金制度が新たに設置されました。

本村におきましてもこの交付金を効果的、効率的に活用し、地域における消費喚起策や生活支援を行うとともに、本村の魅力づくりを行うための地方版総合戦略の策定などを本定例会に補正予算として提案させていただき、平成27年度に繰越事業として実施する予定でございます。

具体的な事業内容としましては、地域の消費喚起策として、村民の皆さんの生活支援及び地域の活性化を図るために、プレミアムつき商品券を発行します。

地方創生の先行事業として、地方創生総合戦略計画の策定を初め、防犯対策として過疎地域の生活環境の整備と集落整備促進に向け、地区等が管理している防犯灯のLED化に対する経費補助を行い、地区等の維持管理費の軽減、また夜間等の安全性の確保と犯罪抑制を図ります。

さらに、超高齢化社会に適合する公共交通システムの構築を目指し、地域公共交通協議会での検討内容を踏まえ実証実験を行い、今後の本格的な事業化に向けた検討を行います。

地域産業の活性化につなげるため、地産品を村外に発信し、村内事業者等が生産する商品の販路拡大に対する補助事業を行います。

また、本村の魅力向上のイメージ戦略として、さらなる観光客増加を目標に、地域のイメージを高め、知名度を向上させる総合的な事業展開として魅力向上プロモーション活動に取り組むとともに、定住促進の受け皿として空き家の情報提供や空き家改修補助、家賃補助を行います。

以上が国の平成26年度補正予算に係る繰越事業の概要です。

村政運営においても、今後とも限られた財源の中で効果的、効率的な行政運営に努め、

地域を活性化させていくため、第4次総合計画を基本に村づくりに邁進してまいります。  
議員各位並びに村民の皆さんには、村政運営により一層力強い御支援、御協力をお願い申し上げ、私の所信の一端といたします。

○井上議長　ここで休憩を行います。

午後1時から再開いたします。

午前11時44分　休憩

午後　1時00分　再開

○井上議長　午前中に引き続き、再開いたします。

これより各会計ごとに概略説明がございます。

まず、議案第21号平成27年度千早赤阪村一般会計予算について、松村理事。

○松村会計管理者兼理事兼人事財政課長　議案第21号平成27年度千早赤阪村一般会計予算の概略説明を申し上げます。

まず、予算書の1ページをお開きください。

第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ29億9,309万8,000円と定めるものでございます。

同条第2項の第1表歳入歳出予算につきましては、後ほど予算書の附属説明資料により御説明申し上げます。

第2条の第2表債務負担行為につきまして、6ページをお開きください。

第2表の債務負担行為は、平成27年度と28年度にわたります庁舎建設基本設計、実施設計策定委託料の平成28年度分限度額の5,480万1,000円でございます。

次に、第3表の地方債は、起債の目的、限度額などについて定めており、今回は過疎対策事業債の浄化槽設置補助事業限度額600万円から次のページ、給食調理・配送業務委託事業限度額1,170万円までの27事業、総額3億6,500万円の過疎対策事業債の発行で、償還期限は12年、うち据置期間が3年と地方交付税の財源不足を補います臨時財政対策債の発行で、限度額は1億2,000万円、償還期限は20年、うち据置期間が3年でございます。別資料といたしまして、平成27年度当初予算登載事業、新規事業等に事業名、事業費、事業内容等一覧で配付させてもらっておりますので、後ほどごらんください。

1ページへお戻り願います。

第4条は、一時借入金の限度額を5億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用について定めております。

また、予算書の説明資料といたしまして、112ページ以降に給与明細書、債務負担行

為に関する調書及び地方債に関する調書を添付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、歳入歳出予算について御説明申し上げます。

予算書の附属説明資料をごらんください。

1 ページでございます。

平成27年度の会計別予算額比較表でございます。一般会計につきましては、前年と比べまして4億2,461万7,000円、16.5%の増でございます。主な増の要因は、新庁舎建設事業や金剛山ビジターセンター整備事業、小学校及び幼稚園空調施設設置など、過疎対策事業実施によるものでございます。

次に、2 ページをごらんください。

一般会計予算の歳入でございます。

1 款村税は、課税客体の減少や所得額の減少、固定資産税の評価がえなどによりまして減額を見込んでおります。

2 款地方譲与税から9 款地方特例交付金までは、地方財政計画や過去の実績を勘案し、見込んでおります。

1 0 款地方交付税は、7,000万円の増額を見込んでおります。

1 1 款交通安全対策特別交付金については、同額でございます。

1 2 款分担金及び負担金、1 3 款使用料及び手数料の減は、保育所と幼稚園の保育料の減が主な要因でございます。

1 4 款国庫支出金につきましては、マイナンバー制度システム整備費補助金や再生可能エネルギー調査研究補助金などが主な増の要因でございます。

1 5 款府支出金につきましては、振興補助金の増や新子育て支援交付金などの増が主な要因でございます。

1 6 款財産収入につきましては、各基金の利子の増でございます。

1 7 款寄附金は、ふるさと応援寄附金でございます。

1 8 款繰入金につきましては、財源不足分を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

1 9 款繰越金は、前年度と同額の計上でございます。

2 0 款諸収入は、市町村振興宝くじ交付金などの減でございます。

2 1 款村債の増は、新規に各種事業に過疎対策事業債を発行したことによります増でございます。

次に、3 ページをお開きください。

歳出で、目的別の歳出予算でございます。

1 款議会費の増は、議員や職員の期末手当や共済費の増が主な要因でございます。

2 款総務費の増につきましては、マイナンバー制度システム整備費や新庁舎建設基本計画等委託料の増が主な要因でございます。

3 款民生費の増につきましては、特別会計への繰出金や扶助費、福祉医療費の増が主な要因でございます。

4 款衛生費の減は、各種予防接種や検診委託料の増はございますが、南河内環境事業組合の負担金の減が主な要因でございます。

5 款農林水産業費の減は、森林整備地域活動計画策定補助金の減が主な要因でございます。

6 款商工費の増は、金剛山ビジターセンター基本計画策定委託料の増が主な要因でございます。

7 款土木費の増は、村道整備計画や道路橋梁修繕設計業務委託料や下水道事業特別会計繰出金の増が主な要因でございます。

8 款消防費の増は、分署配備タンク車購入や防火水槽整備工事費の増が主な要因でございます。

9 款教育費の増は、小学校及び幼稚園空調設備設置や給食センター改修工事費の増が主な要因でございます。

10 款公債費の減は、償還額の減によるものでございます。

予備費は、前年度と同額でございます。

次に、4 ページの性質別歳出予算の説明をさせていただきます。

1. 人件費の増は、勤勉手当の支給率改定による増が主な要因でございます。

2. 物件費の増については、公共施設等総合管理計画策定支援業務委託料や再生可能エネルギービジョン策定調査業務委託料の増が主な要因でございます。

3. 維持補修費の減は、中学校や給食センターの修繕費の減などが主な要因でございます。

4. 扶助費の増は、介護訓練等給付費や福祉医療助成費など増が主な要因でございます。

5. 補助費等の減は、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金等の減が主な要因でございます。

6. 普通建設事業費の増は、新庁舎建設基本実施計画経費や金剛山ビジター基本計画策定業務などの事業の増が主な要因でございます。

7. 公債費の減は、償還額の減によるものでございます。

8. 積立金は、基金利子でございます。

11. 繰出金の増は、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計など特別会計への繰出金の増などが主な要因でございます。

下段の人件費の内訳並びに5ページ以降に予算額から見た主な指標などを記載しておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

○井上議長 続きまして、議案第22号平成27年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算の事業勘定について、池西住民課長。

○池西住民課長 それでは、議案第22号平成27年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算事業勘定の概要説明を申し上げます。

まず、予算書の125ページをお願いいたします。

第1条は、事業勘定の歳入歳出予算総額を10億4,723万5,000円、直営診療施設勘定の予算額を1,143万8,000円と定めたものでございます。

第2条は、一時借入金の最高額を、事業勘定3,000万円、直営施設勘定500万円と定めたものでございます。

第3条は、歳出予算の流用についての記載でございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明申し上げます。

予算附属説明資料8ページをお願いいたします。

本年度予算でございますが、歳入歳出それぞれ10億4,723万5,000円、対前年1億3,177万9,000円、14.4%の増でございます。

初めに、歳入から御説明申し上げます。

1款国民健康保険料1億4,790万7,000円、対前年度3,987万7,000円、21.2%の減で、保険料引き下げによるものでございます。

2款一部負担金2,000円、科目設定でございます。

3款使用料及び手数料5万円、督促手数料でございます。

4款国庫支出金1億4,286万2,000円、対前年1,252万円、9.6%の増で、療養給付費負担金及び財政調整交付金の増によるものでございます。

5款療養給付費等交付金3,632万2,000円、対前年1,880万3,000円、34.1%の減で、退職医療費の交付金の減でございます。

6款前期高齢者交付金4億3万8,000円、対前年度58万3,000円、0.1%の減で、前年度精算額の減によるものでございます。

7 款府支出金 5, 8 0 3 万円、対前年度 2, 4 7 2 万 9, 0 0 0 円、7 4. 3 %の増で、府財政調整交付金の増によるものでございます。

9 款共同事業交付金 1 億 7, 6 2 3 万 1, 0 0 0 円、対前年度 1 億 1, 7 6 4 万 9, 0 0 0 円、2 0 0. 8 %の増で、制度改正による保険財政共同安定化事業交付金の増によるものでございます。

1 0 款財産収入 2 8 万 4, 0 0 0 円、財政調整基金の利子、利息でございます。

1 1 款繰入金 4, 3 7 8 万 2, 0 0 0 円、対前年度 5 4 7 万 3, 0 0 0 円、1 1. 1 %の減で、財政調整基金繰入金の減でございます。

1 2 款繰越金 4, 1 6 1 万 8, 0 0 0 円、対前年度 4, 1 6 1 万 6, 0 0 0 円、2 0 8 万 8 0 0 %の増で、前年度からの繰越金でございます。

1 3 款諸収入 1 0 万 9, 0 0 0 円、昨年度と同様でございます。

次に、歳出でございます。

1 款総務費 9 4 9 万 5, 0 0 0 円、対前年度 1 1 1 万 8, 0 0 0 円、1 3. 3 %の増で、コンビニ収納実施に伴うシステム改修の増によるものでございます。

2 款保険給付費 6 億 4, 6 1 6 万 1, 0 0 0 円、対前年度 2 2 9 万 7, 0 0 0 円、0. 4 %の減で、退職被保険者数の減によるものでございます。

3 款後期高齢者支援金 1 億 7 6 3 万 8, 0 0 0 円、対前年度 3 7 8 万 4, 0 0 0 円、3. 4 %の減で、後期高齢者医療制度に対する支援金でございます。

4 款前期高齢者納付金 7 万 3, 0 0 0 円、対前年度 2 万 1, 0 0 0 円、2 2. 3 %の減で、前期高齢者医療に対する財源調整のための納付金でございます。

5 款老人保健拠出金 1 万円、事務費の拠出金でございます。

6 款介護納付金 3, 6 3 7 万 6, 0 0 0 円、対前年度 6 5 6 万 6, 0 0 0 円、1 5. 3 %の減で、2 号被保険者数の減によるものでございます。

7 款共同事業拠出金 2 億 2, 5 8 3 万 7, 0 0 0 円、対前年度 1 億 4, 1 8 9 万 1, 0 0 0 円、1 6 9 %の増で、制度改正による保険財政共同安定化事業拠出金の増によるものでございます。

8 款保健事業費 1, 2 0 0 万 8, 0 0 0 円、対前年度 7 3 万 1, 0 0 0 円、6. 5 %の増で、疾病予防費の増によるものでございます。

9 款基金積立金 2 8 万 4, 0 0 0 円、財政調整基金利息の積立金でございます。

1 0 款諸支出金 4 3 5 万 3, 0 0 0 円、対前年 7 0 万 6, 0 0 0 円、1 9. 4 %の増で、施設勘定への繰出金の増によるものでございます。

1 1 款予備費 5 0 0 万円、前年度と同額でございます。

以上、簡単でございますが概略説明とさせていただきます。

○井上議長 続きまして、議案第22号の直営診療施設勘定について、菊井健康福祉課長。

○菊井健康福祉課長 それでは続きまして、国民健康保険特別会計直営診療施設勘定の概略説明を申し上げます。

予算書附属説明資料の9ページをお開き願います。

本年度予算額でございますが、歳入歳出それぞれ1,143万8,000円、対前年度18万2,000円、1.6%の増でございます。

まず、歳入でございます。

2款使用料及び手数料4万円、前年度と同額でございます。

3款繰越金1,000円、前年度と同額の科目設定でございます。

4款繰入金1,091万6,000円で、対前年度3万8,000円、0.3%の増でございます。一般会計及び国民健康保険特別会計事業勘定からの繰り入れでございます。

5款諸収入48万1,000円、対前年度14万4,000円、42.7%の増でございます。

次に、歳出でございます。

1款総務費504万2,000円、対前年度18万2,000円、3.7%の増でございます。

3款公債費609万6,000円、前年度と同額でございます。

4款予備費30万円、前年度と同額でございます。

以上、簡単ではございますが概略説明とさせていただきます。よろしく願います。

○井上議長 続きまして、議案第23号平成27年度千早赤阪村介護保険特別会計予算について、菊井健康福祉課長。

○菊井健康福祉課長 それでは、議案第23号平成27年度千早赤阪村介護保険特別会計予算の概略説明を申し上げます。

まず初めに、千早赤阪村予算書165ページをお開き願います。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億7,523万円と定めるものでございます。

同条第2項の第1表歳入歳出予算につきましては、後ほど予算書附属説明資料により御説明申し上げます。

第2条は、一時借入金の最高限度額を5,000万円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用について定めております。

なお、１９０ページ、１９１ページには、予算書に添付しなければならない債務負担行為に関する調書を記載しております。

次に、歳入歳出予算につきまして御説明申し上げます。

予算書附属説明資料をごらんください。

附属説明資料の１０ページをお開き願います。

介護保険特別会計の本年度予算額は６億７，５２３万円、対前年度比８，７２４万円、１４．８％の増でございます。

平成２７年度から平成２９年度の介護保険事業計画第６期に基づき計上しております。

まず、歳入でございます。

１款保険料１億５，６１８万７，０００円、対前年度３，４５４万２，０００円、２８．４％の増で、介護保険料の改定に伴う増でございます。

２款分担金及び負担金５１万２，０００円、前年度と同額でございます。

３款使用料及び手数料１万円、前年度と同額でございます。

４款国庫支出金１億３，７７２万７，０００円、対前年度１，８７８万円、１５．８％の増で、介護給付費負担金の増によるものでございます。

５款支払基金交付金１億８，０９６万２，０００円、対前年度１，６２６万４，０００円、９．９％の増で、介護給付費交付金の増によるものでございます。

６款府支出金９，７１２万４，０００円、対前年度９４３万３，０００円、１０．８％の増で、介護給付費府負担金の増によるものでございます。

７款財産収入１，０００円で、前年度と同額でございます。

８款繰入金１億２６９万９，０００円、対前年度８２２万１，０００円、８．７％の増で、一般会計繰入金の増によるものでございます。

９款繰越金１，０００円と１０款諸収入の７，０００円は、前年度と同額の科目設定によるものでございます。

次に、歳出でございます。

１款総務費１，８４３万５，０００円、対前年度５７７万６，０００円、４５．６％の増で、電算委託料などの増によるものでございます。

２款保険給付費６億４，５２６万４，０００円、対前年度７，８２７万８，０００円、１３．８％の増、介護サービス等諸費の増によるものでございます。

４款地域支援事業費１，１４２万６，０００円、対前年度３１８万６，０００円、３８．７％の増で、認知症総合支援事業費などの増によるものでございます。

５款基金積立金１，０００円と６款公債費１，０００円は、前年度と同額の科目設定に

よるものでございます。

7 款諸支出金 10 万 3, 000 円、前年度と同額でございます。

以上、簡単ではございますが概略説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○井上議長 続きまして、議案第 24 号平成 27 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算について、池西住民課長。

○池西住民課長 それでは、議案第 24 号平成 27 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算概略説明を申し上げます。

予算書の 193 ページをお願いいたします。

第 1 条は、歳入歳出の予算総額を 9, 326 万 2, 000 円と定めたものでございます。

続きまして、歳入歳出予算につきまして御説明申し上げます。

附属説明資料の 11 ページをお願いします。

本年度予算でございますが、歳入歳出それぞれ 9, 326 万 2, 000 円で、対前年度 266 万 2, 000 円、2. 9% の増でございます。

初めに、歳入から御説明申し上げます。

1 款後期高齢者医療保険料 6, 562 万 7, 000 円、対前年度 162 万 1, 000 円、2. 4% の減で、広域連合より示された保険料負担額の減によるものでございます。

2 款使用料及び手数料 6, 000 円、督促手数料でございます。

3 款繰入金 2, 707 万 9, 000 円、対前年度 427 万円、18. 7% の増で、保険基盤安定繰入金でございます。

4 款繰越金 54 万 5, 000 円、前年度よりの繰越金でございます。

5 款諸収入 5, 000 円、延滞金利子等の科目設定でございます。

次に、歳出でございます。

1 款総務費 380 万 8, 000 円、対前年度 298 万 3, 000 円、361. 6% の増で、マイナンバー制度に係る電算システムの改修の増によるものでございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 8, 905 万 3, 000 円、対前年度 32 万 1, 000 円、0. 4% の減で、広域連合への保険料及び基盤安定納付金でございます。

3 款諸支出金 30 万 1, 000 円、前年度保険料に対する還付金でございます。

4 款予備費は 10 万円を計上いたしました。

以上、簡単でございますが概略説明とさせていただきます。

○井上議長 続きまして、議案第 25 号平成 27 年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算について、赤阪上下水道課長。

○赤阪上下水道課長 議案第25号平成27年度千早赤阪村下水道事業特別会計の概略説明を申し上げます。

予算書の205ページをお開きください。

第1条歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,214万2,000円と定めるものとございます。

同条第2項の第1表歳入歳出予算につきましては、後ほど予算書附属説明資料で御説明申し上げます。

第2条の第2表の地方債につきましては、208ページに各事業ごとに起債の目的、限度額につきまして記載しております。

第3条の一時借入金につきましては、一時借入金の最高額は3,000万円と定めるものとございます。

第4条は、歳出予算の流用に関する規定でございます。224ページ以降に給与費明細書、232ページ以降に地方債に関する調書を掲載いたしております。

続きまして、歳入歳出予算につきまして、予算書附属説明資料で御説明申し上げます。

予算書附属説明資料の12ページをお開き願います。

下水道事業特別会計の本年度予算額2億5,214万2,000円で、前年度と比較しまして7.5%の増でございます。人件費、支障物件補償費などの増が主な要因でございます。

まず、歳入でございます。

1款分担金及び負担金、本年度予算額120万3,000円、前年度と比較しまして49.8%の増でございます。本年度に供用開始を予定しております対象地域は、桐山地区の一部でございます。

2款使用料及び手数料、本年度予算額4,700万1,000円、2.3%の減でございます。

3款国庫支出金、本年度予算額1,700万円、前年度と比較しまして5.6%の減でございます。この国庫支出金につきましては、桐山地区一部の管渠整備、小吹台地区マンホールぶた長寿命化事業に対するものでございます。

4款繰入金、本年度予算額1億2,723万6,000円、前年度と比較しまして3.4%の増でございます。

5款諸収入、本年度予算額2,000円、前年度と同額でございます。

6款村債、本年度予算額5,970万円、前年度と比較しまして33.9%の増でございます。

続きまして、歳出でございます。

1 款下水道費、本年度予算額 1 億 5, 249 万 6, 000 円、前年度と比較しまして 11.7% の増でございます。

款の科目の事業範囲が広いと、予算書に基づきまして、各項ごとに昨年度と比較により説明させていただきます。

予算書 218 ページをごらんください。

1 項下水道総務費では 160 万円の増で、事務費、人件費などの増でございます。

下水道建設費では 998 万 8, 000 円の増で、支障物件移転補償費の増でございます。

下水道管理費では 438 万 2, 000 円の増で、流域下水道維持管理負担金の増でございます。

恐れ入りますが、予算書の附属資料の 12 ページに戻りまして、2 款公債費は本年度予算額 9, 954 万 6, 000 円、前年度と比較しまして 1.6% の増でございます。

3 款予備費は本年度予算額 10 万円で、前年度と同額でございます。

以上、簡単でございますが概略説明とさせていただきます。

○井上議長 続きまして、議案第 26 号平成 27 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算について、北浦地域振興課課長。

○北浦地域振興課長 議案第 26 号平成 27 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算の概略説明を申し上げます。

予算案議案書 235 ページをお願いいたします。

第 1 条歳入歳出予算は、それぞれ 9, 595 万 4, 000 円と定めるものでございます。

第 2 項の款項の区分ごとにつきましては後ほど説明いたします。

第 2 条地方債につきましては、238 ページに目的など記載のとおり、工事実施に伴い 1, 700 万円を限度として借り入れるものでございます。

235 ページに戻っていただきまして、第 3 条一時借入金の最高限度額は 1, 000 万円と定めるものでございます。

次に、歳入歳出予算の内訳を説明いたしますので、附属説明資料 13 ページをごらんください。

歳入歳出とも 9, 595 万 4, 000 円で、前年度に比較して 9.1% の増でございます。

歳入でございますが、1 款索道事業収入 7, 200 万円、前年度と同額でございます。

3 款繰越金 1 0 0 万円で、前年度と比較して 9 0 0 万円、9 0 %の減でございます。

4 款諸収入 5 9 2 万 4, 0 0 0 円、香楠荘納付金、たばこ売上金等でございます、前年度と同額でございます。

6 款村債 1, 7 0 0 万円、皆増で工事費の借り入れをするものでございます。

7 款財産収入 3 万円、皆増で財政調整基金の利子でございます。

続きまして、歳出です。

1 款総務費 2 4 5 万円、前年度と比較して 1 万 1, 0 0 0 円、0. 4 %の減でございます。

2 款観光事業費 8, 4 5 3 万 9, 0 0 0 円、前年度と比較して 1, 0 9 9 万 2, 0 0 0 円、1 4. 9 %の増でございます。この増の主な要因は、工事請負費の増によるものでございます。

3 款公債費 5 9 3 万 5, 0 0 0 円、前年度と比較して 1 万 9, 0 0 0 円、0. 3 %の増でございます。

4 款諸支出金 3 万円、前年度と比較して 4 9 7 万円、9 9. 4 %の減でございます。この減の要因は、財政調整基金の積み立てが利子分のみとなったことによるものでございます。

5 款予備費、本年度予算額 3 0 0 万円、前年度と比較して 2 0 0 万円、2 0 0 %の増でございます。

以上、概略説明とさせていただきます。

○井上議長 続きまして、議案第 2 7 号平成 2 7 年度千早赤阪村水道事業会計予算について、赤阪上下水道課長。

○赤阪上下水道課長 議案第 2 7 号平成 2 7 年度千早赤阪村水道事業会計予算の概略説明を申し上げます。

予算書 1 ページをお開きください。

第 2 条では業務予定量を、第 3 条、第 4 条では収益的、資本的収入及び支出の予定額をそれぞれ定めるものでございます。それぞれの予定量、予定額につきましては、後ほど予算書附属説明資料により御説明させていただきます。

第 5 条債務負担行為につきましては、年度をまたがって負担しなければならない千早浄水場の更新工事につきまして、期間、限度額を定めるものでございます。

第 6 条では、起債の目的、限度額、起債の方法など定めるものでございます。

第 7 条は、一時借入金の額を 2, 0 0 0 万円と定めるものでございます。

第 8 条では、経費の金額の流用について定めるものでございます。

第9条では、議会の議決がないと流用することのできない経費について定めるものであります。

第10条では、棚卸資産の購入限度額を400万円と定めるものでございます。

それでは次に、予算書附属説明資料の14ページをお開き願います。

1の業務予定量でございますが、給水戸数は2,405戸、年間総給水量が57万立方メートル、1日平均給水量が1,562立方メートルと定めるものでございます。

次に、収益的収支の収入でございます。

1項営業収益は本年度予算額1億3,279万9,000円で、前年度と比較しまして2.5%の減でございます。

2項営業外収益は本年度予算額1,830万9,000円で、前年度と比較しまして37.1%の減でございます。他会計補助金の減によるものでございます。

3項特別利益は本年度予算額118万3,000円で、前年度と比較しまして44.5%の減でございます。これにつきましては、退職給与引当金戻入の減などによるものでございます。

以上、収入合計は本年度予算額1億5,229万1,000円で、前年度と比較しまして9.1%の減でございます。

続きまして、支出でございます。

1項営業費用は本年度予算額1億3,919万4,000円で、前年度と比較しまして2.0%の減でございます。修繕費、材料費などの減によるものでございます。

2項営業外費用は本年度予算額1,199万7,000円で、前年度と比較いたしまして20.3%の減でございます。企業債利息及び消費税の減によるものでございます。

3項特別損失は本年度予算額10万円で、前年度と比較いたしまして98.9%の減でございます。これにつきましては、昨年度会計制度改正に伴いまして、昨年度のみ計上いたしておりました過年度分の賞与並びに賞与に係る法定福利費、貸倒引当金繰入額など、これらの減によるものでございます。

4項予備費100万円で、前年度と同額でございます。

以上、支出合計は本年度予算額1億5,229万1,000円で、前年度と比較しまして9.1%の減となっております。

続きまして、3.資本的収支でございます。

収入の部でございます。1項企業債、本年度予算額1億5,380万円、前年度と比較しまして625.5%の増でございます。

2項工事負担金、本年度予算額1,800万円、前年度と比較しまして125%の増で

ございます。下水道工事に伴います配水管移設工事負担金の増によるものでございます。

3 項固定資産売却代金、本年度予算額 1 万円、前年度と同額でございます。

4 項出資金、本年度予算額 1 0 1 万 3, 0 0 0 円、前年度と比較しまして 2. 9 % の増でございます。

5 項国庫補助金、本年度予算額 7, 1 9 0 万円で、前年度と比較しまして 8 2 1. 8 % の増でございます。簡易水道施設整備事業国庫補助金でございます。

以上、収入合計は 2 億 4, 4 7 2 万 3, 0 0 0 円、前年度と比較しまして 5 4 4. 1 % の増でございます。

次に、支出でございます。

1 項建設改良費、本年度予算額 2 億 8, 8 8 4 万 5, 0 0 0 円、前年度と比較しまして 4 1 1. 8 % の増でございます。主な内容としましては、千早浄水場の更新工事、千早地区の給配水管の更新など実施する予定をいたしております。

2 項企業債償還金、本年度予算額 3, 2 9 9 万 1, 0 0 0 円、前年度と比較しまして 3. 7 % の増でございます。

以上、資本的支出合計、本年度予算額 3 億 2, 1 8 3 万 6, 0 0 0 円で、前年度と比較しまして 2 6 4. 7 % の増でございます。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足します 7, 7 1 1 万 3, 0 0 0 円は、損益勘定留保資金並びに消費税資本的収支調整額で補填するものでございます。

以上、簡単でございますが概略説明とさせていただきます。

○井上議長 これより総括質疑に入りますが、平成 2 7 年度予算 7 議案につきましては、議会運営委員会において、それぞれ所管の常任委員会に付託する旨決定しておりますので、詳細な質疑は常任委員会をお願いいたします。

それでは、7 議案に対する総括質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 平成 2 7 年度予算上程に当たり、村長の村政運営方針の所信について、日本共産党議員団を代表して質問いたします。

まず、平成 2 7 年度国の重点施策に掲げられている地方創生について伺います。

安倍内閣が進める地方創生は、人口減少への危機感をあおり、社会保障と地方交付税を削減し、不足は民間と市の活用と住民の自助、互助で賄うよう求めています。

また、人口 2 0 万人以上の地方中枢拠点都市に都市機能と住民サービスを集約しようともしております。これにより、周辺地域が衰退すれば、拠点の都市も維持できなくなると指摘されております。

地方の縮小、撤退を前提にして、どうして地方に安心と魅力がつかれるのかと、地方の首長から疑問の声も出ています。

安倍内閣の進める地方創生について、村長の所信を伺います。

次に、過疎地域自立促進計画について伺います。

大阪府下で初めて過疎地域として指定され、27年度はその事業の本格的な取り組みが行われます。

村長は、国内ではいまだ例のない過疎からの脱却を目指しておられます。それは私どもも同じ思いです。

しかし、自立促進計画を実行したとしても、自立できるという保証はありません。定住人口の増加と税収アップにつながる施策が求められております。

今、農林漁業や田舎暮らしを求めて、九州や四国、中国地方、離島など、これまで人口流出していた地方に移住する若者もあり、人口増につながっている地方もさまざま紹介されています。

ところで、村はそうした地域ではありませんけれども、都市圏に近く、通勤圏にあり、子育て環境にはよい地域だと思います。人口をふやして過疎からの脱却を目指すためには、思い切った施策が必要ではないかと伺います。

次に、役場庁舎整備とビジターセンターの整備について伺います。

村政運営方針では、くすのきホール周辺に防災・災害拠点機能を果たす新たな役場庁舎の建設に向けた基本計画に着手とあり、パブリックコメントも実施されております。

これまで6回の庁舎建設検討委員会での審議が行われ、基本計画がまとめられました。

基本計画では、新庁舎の位置はくすのきホール周辺が望ましいものとし、ましてはありますが、場所についてはくすのきホール周辺と決定したのか伺います。

役場は、そこに住む住民が親しく愛着を持って利用できる場所となります。そういう意味で、現庁舎は幹線道路にあり、バス停の前で村民は利用しやすい場所にあり、親しまれております。

くすのきホール周辺に設置するとなると、これまでの人の流れ、車の流れが変わってまいります。広く住民の声を聞き、場所を選定すべきではありませんか。

ビジターセンターについてですが、新聞報道によりますと、ビジターセンターを金剛山の麓に設置する計画で、人口増への足がかりと位置づけるとありますが、人口増につながる施設にふさわしい場所を選定すべきではないかと思えます。

最後に、プレミアム商品券について伺います。

国の26年度補正で計画されているプレミアム商品券は、地域の消費を喚起し、生活支

援に直接効果を発揮するものを対象として、プレミアムつき商品券やふるさと名物商品券、旅行券、低所得者向け灯油購入助成などが示されております。

村でのプレミアム商品券での消費喚起対策としては、村内事業所には限りがあります。利用できる地域を拡大するなど、工夫が要るのではないのでしょうか。

以上の点について、よろしく願いいたします。

○井上議長 続きまして……。

○松本村長 まず、地方創生について、昨年１１月に人口減少の克服と東京圏への人口の過度の集中の是正、地域での住みよい環境の確保と維持を目指しましたまち・ひと・しごと創生法が成立し、地方創生や地域経済の活性化に向け、国の本格的な姿勢が示されたことは、今後の国の存続を図る上からも重要な取り組みであり、評価できるものと認識しております。

また、先行的な取り組みとして、地域住民生活等緊急支援のための交付金が創設されましたが、こうした交付金については消費喚起や地方創生の取り組みを一層推進できるよう、本村においても有効活用したいと考えています。

そのような中、過疎地域の公示を受けた本村において、こうした地方創生に向けた取り組みは危機感を持って取り組まなければならない喫緊の課題でございます。これらの取り組みが一過性のものとなることなく、また地方の声を十分反映させ、真の地域課題や実情に応じた施策に対する支援を行っていただけるよう、さまざまな機会を通じ、国に要望してまいりたいと考えております。

次に、過疎地域自立促進計画について、昨年４月過疎法に規定する過疎地域の公示を受け、同年１２月に過疎地域の自立促進のための施策を盛り込んだ過疎地域自立促進計画を策定いたしました。

過疎対策については平成２７年度から本格実施する予定であり、村議会議決を経た本計画に基づき、農林業、観光など産業の振興、交通通信体系網の整備、上下水道、消防などの生活環境の整備、そのほか福祉、医療、教育、集落の整備など、あらゆる分野において各種施策を展開し、地域の自立促進を図ります。

次に、役場庁舎整備、ビジターセンター整備について、まず役所庁舎の整備については、議会を初め、村民を代表する委員で構成される千早赤阪村庁舎建設検討委員会において、求められる機能や建設場所などにさまざまな角度から御議論いただき、このたび建設場所についてはくすのきホール周辺とする新庁舎建設基本計画案が取りまとめられ、現在村民に対しパブリックコメントを実施しているところでございます。

役所庁舎の整備に当たっては、この検討委員会の最終的な意見を踏まえ、くすのきホー

ル周辺において庁舎整備を進めてまいりたいと考えています。

なお、庁舎整備に当たって求められる機能などについては、整備を行っていく段階で村民にその状況を示し、御意見を伺いながら整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、（仮称）金剛山ビジターセンターの建設工事についてでございますが、千早地区周辺の急峻な地形を考慮するとともに、村外からの多くの観光客の利用を見込み、地域が活性化できる場所が望ましいことから、多くの来訪者が見込める金剛山バス停付近が最も適地であると考えております。

今後、施設整備に当たっては、地元の皆さんの理解が得られるよう、施設整備に努めます。

最後に、プレミアム商品券について、地方消費を喚起し、地域経済の活性化を図る観点から、国の地域住民生活等緊急支援のための交付金制度を活用して実施するものです。

本交付金の趣旨に鑑み、プレミアム商品券については村内の小規模店舗や観光事業を対象とした制度設計を行ってまいりたいと考えております。

以上、総括質疑の答弁といたします。

○井上議長 関口議員。

○関口議員 何点か答弁いただきました中で、聞けるものであればお聞きしたいし、要望したいと思います。

地方創生の件ですけれども、地方からの人口流出がどうして起こったのかとかということの検証がないままに、やる気のあるところにはやるってようなこういう地方創生については、本当に多くの首長から一体何を言うてるんやという意見も聞かれてるようです。

平成の大合併によって、3，232あった自治体はほぼ半減されましたし、その一方で地方交付税は大幅に削減されて、地方が疲弊していったということ、この事実は見逃せないと思うんですね。

こうしたところに検証もしないまま、やるところにはやるってようなこういうやり方では、ちょっと間違えればそれにさえ乗れなくって、かけ声上げただけに終わってしまいかねないと思うんです。

とはいえ、この選挙を前にして、地方創生の名で地域産業の振興や地方への人材還流、結婚、出産、子育てへの応援など効果的な施策を支援する内容も十分含まれておりますが、こうしたものをうまく取り入れて、村が再生につながるような持続可能な村になるよう期待をしております。

それから、自立促進なんですけれども、先ほど申し上げましたように、大阪府下で初め

てということで注目も浴びてると思うんです。村長がけさの表明でも、誰から見ても魅力のある村づくりをしたいというふうにおっしゃっておりますが、そうなるためには、これまでのようなやり方では私もだめだと思うんですね。

それで、本村は子育て支援では府下でも前進をしていた部分も、医療費の助成や中学校給食などありましたけれども、今ではそうしたものはこの自治体でも取り入れてまして、どこの市町村と比べても同じレベルになっておりますので、村が突出していいかというたら、そうでもなくなってきました。

長年私たちが提案してきた空き家バンク制度や入居時の補助制度もようやく実施されることになりましたけれども、しかしこれらも兵庫県や奈良県など近隣の市町村でも実施しておりますし、この村が特別これですぐれているというわけでもありません。

他市町からの転入だけではなくて、この村で住んでる人が新たに出産、人口増となる施策が必要だと思います。

村の人口は6,000人を割りまして、年々減少している中でも見ておわかりかと思いますが、小吹台や森屋のあたりでは若い人がふえてるんですね。小吹台はこれまで何回も言うておりますけれども、若い人が入居するその要因に、保育園があり、小学校があり、それから郵便局という施設、金融機関でもありますし、それから診療所があるという、この小さなコミュニティの中に暮らしに欠かせない施設があるということで、若い人がここ数年でも何人も入居してはりますので、その辺ではこうしたことを生かしながら、さらによそから見ても脚光を浴びるような子育て施策が必要ではないかと思うんですが、その点についてはお答えいただきたいなと思います。全部。

それから、役場については、検討委員会にも過去に傍聴させていただきましたけれども、現庁舎の場所を活用してできないかという意見もありましたけれども、ここの報告書を見ますとくすのきホール周辺とありますけれども、くすのきホール周辺で新庁舎を建設するというのが先にありきで、その他のことが本当に吟味されたのかどうかという疑問が残ります。

この件については、現庁舎を広く使おうと思ったら、隣接する民家に交渉に行ったらええやないかという話がありましたけれども、このたびの庁舎建設に当たって、隣接するその民家に対して協議されたのかどうか、それをお尋ねしたいと思います。

○井上議長 答弁。

松本村長。

○松本村長 今いろいろ御質問いただきましたけども、いわゆる初めの地方創生でございますが、国の施策がいわゆる護送船団方式から民間流のやるところへはやろうやないかと、

やらへんとはほっとくでというふうな方向に変わっていった。とても護送船団方式で全部同じ調子で引っ張っていくほどの資力はもうないと、そういうことやと私は石破大臣の話を何回も聞きまして納得いたしました。

そういうことでございますので、何しろこれからの日本の国づくりは全体を底上げするというふうなところまではとても行かないというふうに私は認識しておりますし、したがってその中でとりあえず私どもの村だけは精いっぱい引っ張っていききたいなと、そういうふうに考えております。

それから、いわゆる自立促進でございますが、いろいろと御提案いただきました。

確かに従来の方式でやっと思ったんでは、絶対に私どもの村、もとへは返らないと思います。特に、空き家対策、その他いろいろございますけども、旧村あたりに行きますと、空き家といいますよりも、家というのは非常に条件の悪いところに家が建っております、いいところは全て農地ということで、結局皆さん住むのに非常に魅力のないところにしか家が建ってない。小吹台は別ですよ。

だから、そういう意味からいいましても、意外と旧村では空き家対策は有効ではないのかなと。特に私は千早地区の区長しておりましたときに、今空き家一生懸命募集いたしました。ところがおいでになる方が、いわゆる破産して当分の間逃げ隠れするような人たちとか、意外とボトムの方ばかりお集まりになりまして、最終的に地区内からもう二度とああいうのやめてくれというふうなこともございましたので、そういう意味からも、これから人、けさ私、7,000人を集めたいというふうに思います。

そのためには、いわゆる私どもの村にあるすばらしい土地を、今農業でなかなか採算取れない。そういうことになりますと、農地転換をしまして新しい住宅地にするとか、そういうことをしないと、絶対にうちの村はこれからも自立していけないと、そういうふうに考えますので、この際従来の方法を破ったような、例えば西宮の六麓荘に匹敵するような住宅団地をつくるとか、その辺の意識改革をしないと無理かなと、そういうふうに考えております。

それから、役所でございますが、ここの場所というふうな話もございましたけども、まず土砂危険区域のところに果たして新しい役所を建てて、災害時に中枢となるのかいのというふうな話もございます。

それとともに、そしたら周辺整備どうするんかということでございますが、私どもは役所ありきというよりも、役所をまずどこどこへ建てるということが決まった上で、その地域の発展対策を考えていくということで、同時進行で精いっぱい進めていきたいと、そういうふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

○井上議長 関口議員。

○関口議員 人口増につながる子育て施策については、先ほども言いましたけれども、やっぱり思い切った施策、千早赤阪村には高校卒業まで医療費無料やねんとか奨学金があるんやなとか、それとか役場の職員が村に移ってきてくれたら家賃補助があるとか、そういうことで脚光を浴びるような施策をぜひ実現してほしいなと思います。

それから、ビジターセンターですけれども、河内長野のビジターセンターを何回か見学がてら買い物にも行きました。あそこは、横に花の文化園があり、それからあすかてくるでという農協の販売所があり、くろまる館がありということで、平日、日祝祭日間わず客が多いんですね。私が行ったときには、そもそもビジターって一体どういう意味なん。ビジネスなんかな、何かなとか思いつつ、ビジターセンターには河内長野のすだれを、今はそのすだれとしては売れないけれども、現在風にアレンジした品物を展示して、それがいろんな人から、若い人も含めて注目されてたように思います。

きのう行きましたら、河内長野の地元にある自営業、産業、自転車をつくってるところやとか、サングラスをつくってるところなどが出店をして、非常に河内長野市にこんな産業があったんやっついていわれるふうに、みんな、たくさんの人来てはりましたし、そこでは食事もし、農産物の買い物もしという非常にステージもいいですし、場所的にも非常にいいかなと思います。

今、計画されている村のビジターセンターは千早地区のバス停付近ということですが、私は何人かの人から、登山に来る人は非常に多いんやけれども、登山に来る人がお金を落としてくれたり、そこで食事をしてくれるってということにつながるかどうか。よっぽど魅力的なものにしないと、登山客は来るけれども、リュック下げて、お弁当持ってきて、登山靴を履いた人がもうずっと素通りして帰ってしまうというようなものになるん違うかという意見を何人かから聞きました。

だから、村のすぐそばに河内長野のビジターセンターがありますけれども、よっぽど魅力的なものにしない限りは、ここら辺からビジターへ行かということにならないん違うかなと。こっからやったら、河内長野のビジターに行ったほうがいろんな物があるというふうにならないように、もう一度検証していただきたいなというふうにお願いしときます。

○井上議長 続きまして、清井議員。

○清井議員 議会会派平政会を代表して、総括質問を行います。

まず、過疎に関連しまして2件ほどお聞きします。

過疎自立計画が策定されました。その中に、大阪府による事業をぜひ要望していただき

たいということがまず1点目です。

本村は、昨年過疎地域の公示を受けまして、12月に自立促進計画を策定され、いよいよ新年度から過疎債を活用した村づくりに着手されました。自立計画によりますと、その事業主体は全て村であり、大阪府の事業は登載されておられません。

そこで、村内の府道の整備や新庁舎が計画されているくすのきホール周辺を通過する国道309号線と富田林五条線の連絡道の新設などを府の過疎事業として登載していただけないものかと、これをぜひ要望していただきたいと思います。

それから、過疎対策はまさに人口減少対策でありますから、これについてお伺いします。

村は、恒常的に人口減少が進んでおります。これを食いとめるには、特化した世代じゃなくって、トータルの世代に対して総合的な魅力のある村づくりを進めなければならないと僕は考えております。

村は、これまで教育福祉など各分野で村独自の事業を進めてこられました。新年度からは浄化槽の普及を進める補助金制度や公共交通の実証実験の開始など、基盤整備に向けても進められております。今後の人口対策のあり方について、村長の考えをお聞きしたいと思います。

最後に、新庁舎の建設に関連してお聞きしたいと思います。

中断していました庁舎検討委員会が2月から再開され、基本計画も策定されました。

これについて、新庁舎に対する村長の思い、幾分か所信の中でも述べられておりますが、これについてまずお聞きしたいことと今後の進め方ですね、スケジュールの2件についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○井上議長 松本村長。

○松本村長 まず、過疎地域自立促進計画に大阪府による事業の要望についてということでございます。

本村は、昨年4月に過疎地域の公示の受け、これに伴い、12月には村議会の議決を経て、過疎地域自立促進計画を策定いたしました。

大阪府では、過疎法第7条により、本村を支援するための事業を過疎自立促進都道府県計画として取りまとめることができるとされておりますが、府はこのような計画を策定せず、広域行政における過疎地域自立促進のための方針として、昨年1月に大阪府過疎地域自立促進方針を作成いたしました。

大阪府に対しては、これまでから国道309など幹線道路の推進を初め、さまざまな要

望を行ってきたところでございます。議員お示しのように、大阪府の支援が非常に消極的な中で、本村が今後過疎地域自立促進計画に基づき計画しているさまざまな事業を円滑に実施するため、広域的な施策展開が求められる事業については、計画段階から大阪府や国に対し積極的な支援が得られるよう要望してまいりたいと考えております。

次に、人口減少対策でございますが、第4次総計において最も重点目標として掲げており、過疎地域の公示を受けた本村においても危機感を持って取り組まなければならない喫緊の課題でございます。

また、国において昨年11月に人口減少克服と東京圏への人口の過度の集中の是正、地域での住みよい環境の確保と維持を目指したまち・ひと・しごと創生法が成立し、地方創生や地域経済の活性化に向けた動きが本格化してまいりました。

こうした中、過疎脱却に向け、多くの方に本村に移り住んでいただけるよう、村域内の開発行為が円滑に進む方策の検討を初め、地域自立促進計画に基づくさまざまな事業に積極的に取り組むとともに、まち・ひと・しごと創生における国の支援を最大限に活用しながら、千早赤阪村総合戦略の策定を行うなど、国の動きも注目しつつ、人口減少対策に全力で取り組み、魅力あるまちづくりに邁進します。

次に、新庁舎建設でございますが、村民を代表する委員で構成される千早赤阪村庁舎建設検討委員会に議会の代表として清井議員と田中議員にも御出席いただき、求められる機能や建設場所等にさまざまな角度から議論をいただいております。

このたび検討委員会の最終的な意見として、建設場所についてはくすのきホール周辺とする新庁舎建設基本計画案が取りまとめられ、現在住民に対しパブリックコメントを実施してるところでございます。

新庁舎の整備は、過疎からの自立や地方創生などさまざまな課題への対応が求められる本村において、私のマニフェストにも掲げているとおり、村の中心づくりだと考えております。

新庁舎の整備に当たっては、今後想定される東南海・南海地震に対する防災機能の強化や村民生活の利便性向上のための庁舎の集約化、さらには地域経済の活性化を図るため、地元産材を活用し、地元の木材のよさを広く府内外にPRするなど、千早赤阪村再生の核となる庁舎建設を目指したいと考えております。

次に、今後の整備スケジュールについては、新庁舎建設に伴う基本設計及び実施設計を平成27年度から28年度にかけて行い、その後法的手続や造成工事、本体工事に着手し、平成31年度をめどに供用開始を目指しています。

以上、答弁といたします。

○井上議長 質問よろしいですか。

清井議員。

○清井議員 庁舎と最初に質問しました府の道路関係の事業のつながりのことなんですけれども、庁舎検討委員会でも一番ネックになんのが、やっぱり道路ではないかという話ありました。

現在の富田林五条線、そして309号線、これとどう連絡道路を持つんかっていう話がありまして、ぜひこれは都市計画の関連でもあるんですが、大阪府の府道としての都市計画決定をしていただいて、将来的に担保していただきたい。それが一番大きな要望事項でした。

そういう点で、ぜひひとつこれについては力を入れていただきたいと思います。

以上です。

○井上議長 これにて7議案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第21号から議案第27号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、それぞれの所管の総務民生常任委員会並びに文教建設常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じ、散会いたします。

どうも皆さん長時間御苦労さまでした。

午後2時15分 散会

平成27年第1回千早赤阪村議会定例会会議録（第2号）

1. 招集年月日

平成27年3月23日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 二階議事堂

3. 出席議員

1番 井上昭司

2番 関口ほづみ

3番 徳丸幸夫

4番 浅野利夫

5番 清井浩

6番 田中博治

7番 山形研介

4. 欠席議員

なし

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名

局長 和田博幸 主査 井ノ本純一

6. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村長 松本昌親

副村長 吉田裕彦

教育長 矢倉龍男

会計管理者兼  
理事兼人事財政課長 松村典英

理事 長谷川敏之

総務課長 森田洋文

住民課長 池西昌夫

健康福祉課長 菊井佳宏

健康福祉課参事 西口美和

地域振興課長 北浦秀明

地域振興課参事 増田浩志

上下水道課長 赤阪秀樹

上下水道課参事 松本賢一

教育課長 中野光二

教育課参事 近藤和浩

7. 議事日程

日程第1 議案第3号 教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例制定について（委員長報告）

日程第2 議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例について（委員長報告）

日程第3 議案第5号 千早赤阪村子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例制定について（委員長報告）

- 日程第 4 議案第 6 号 千早赤阪村立幼稚園条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 5 議案第 7 号 千早赤阪村保育の実施に関する条例の廃止について（委員長報告）
- 日程第 6 議案第 8 号 千早赤阪村地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例制定について（委員長報告）
- 日程第 7 議案第 9 号 千早赤阪村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定について（委員長報告）
- 日程第 8 議案第 10 号 千早赤阪村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 9 議案第 11 号 千早赤阪村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 10 議案第 12 号 千早赤阪村行政手続条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 11 議案第 13 号 千早赤阪村附属機関に関する条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 12 議案第 14 号 千早赤阪村一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 13 議案第 15 号 管理職手当に関する条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 14 議案第 17 号 千早赤阪村介護保険条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 15 議案第 18 号 平成 26 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 9 号）について（委員長報告）
- 日程第 16 議案第 19 号 平成 26 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について（委員長報告）

- 日程第 17 議案第 20 号 平成 26 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正  
予算（第 1 号）について（委員長報告）
- 日程第 18 議案第 21 号 平成 27 年度千早赤阪村一般会計予算について（委員  
長報告）
- 日程第 19 議案第 22 号 平成 27 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算に  
ついて（委員長報告）
- 日程第 20 議案第 23 号 平成 27 年度千早赤阪村介護保険特別会計予算につい  
て（委員長報告）
- 日程第 21 議案第 24 号 平成 27 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算  
について（委員長報告）
- 日程第 22 議案第 25 号 平成 27 年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算につ  
いて（委員長報告）
- 日程第 23 議案第 26 号 平成 27 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算  
について（委員長報告）
- 日程第 24 議案第 27 号 平成 27 年度千早赤阪村水道事業会計予算について  
（委員長報告）
- 日程第 25 議案第 28 号 千早赤阪村総合計画審議会条例の改正について
- 日程第 26 議案第 29 号 千早赤阪村国民健康保険条例の改正について
- 日程第 27 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関す  
る事項について
- 日程第 28 過疎地域自立促進特別委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 29 一般質問

午前9時59分 開議

○井上議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は7名でございます。定足数に達しておりますので、平成27年第1回千早赤阪村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~

○井上議長 日程第1、議案第3号から日程第17、議案第20号までの17議案及び日程第18、議案第21号から日程第24、議案第27号までの7議案につきましては、3月5日の本会議において、総務民生、文教建設所管の常任委員会に付託しております。

まず、議案第3号から議案第20号までの17議案について委員長報告をいただきます。総務民生常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について順次報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行います。引き続きまして、文教建設常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について順次報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、1議案ごとに討論、採決を行います。

次に、議案第21号から議案第27号の7議案について委員長報告をいただきます。総務民生常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について順次報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行います。引き続き、文教建設常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について順次報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、1議案ごとに討論、採決を行います。

~~~~~

○井上議長 それでは、日程第1、議案第3号教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例制定についてから日程第17、議案第20号平成26年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第1号）についての17議案を一括議題といたします。

まず、議案第3号教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例制定について、議案第4号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例について、議案第5号千早赤阪村子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例制定について、議案第6号千早赤阪村立幼稚園条例の改正について、議案第7号千早赤阪村保育の実施に関する条例の廃止について、議案第8号千早赤阪村地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例制定について、議案第9号千早赤阪村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定につ

いて、議案第10号千早赤阪村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について、議案第11号千早赤阪村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の改正について、議案第12号千早赤阪村行政手続条例の改正について、議案第13号千早赤阪村附属機関に関する条例の改正について、議案第14号千早赤阪村一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の改正について、議案第15号管理職手当に関する条例の改正について、議案第17号千早赤阪村介護保険条例の改正について、議案第18号平成26年度一般会計補正予算（第9号）の総務民生所管分について、議案第19号平成26年度介護保険特別会計補正予算（第3号）についての16議案について総務民生常任委員長の報告を求めます。

関口委員長。

○関口総務民生常任委員長 それでは、総務民生常任委員会報告をいたします。

去る3月5日の本会議において付託を受けました議案16件の審査を行うため、3月9日午前10時から、松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員5名全員出席のもとに開催いたしました。

初めに、議案第3号教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例制定について及び議案第4号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例についての2議案を一括議題として審査を行いましたので、結果を報告いたします。

審議においては、教育長の任期はいつまでなのか、またこの制度の適用はいつからかとの質問に対し、任期は平成28年11月12日で、平成28年11月13日から適用となることでした。

村長に権限が集中し、責任は重いが大丈夫なのかとの質問に対し、今後議会の同意を得て村長が教育長を任命するので任命責任はあるが、同じように教育委員として村長が任命しているので、責任としては大きな変化はないとのことでした。

村長は、今後どうかかわっていくのかとの質問に対し、総合教育会議において、村長の意見や具体的な計画をもとに遂行していくことになると思う。本村は、昨年度も一昨年度も村長を交えて会議を行っており、新制度になってもそれほど違いは感じていないとのことでした。

村でも教育委員会が最高の意思決定機関であるということに間違いはないのかとの質問に対し、教育委員会は引き続き執行機関として残っているので、従来どおり最終的な権限は教育委員会にあり、何ら変更はないとのことでした。

また、教育委員会の基本方針について質疑がありました。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第3号及び第4号の2議案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号千早赤阪村子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例制定について、議案第6号千早赤阪村立幼稚園条例の改正について、議案第7号千早赤阪村保育の実施に関する条例の廃止についての3議案を一括議題として審査を行いましたので、結果を報告いたします。

審議においては、幼稚園の保育料は全体的に上がるのか、下がるのかとの質問に対し、多子軽減制度を設けるため、トータルでは減るとのことでした。

預かり保育は、現行は何時までなのか、今後時間延長できるのかとの質問に対し、現在、午後の保育のある日は午後2時から4時まで、午前で終わる場合は午前11時半から午後2時までで、料金は一律300円である。今後は午後5時まで延長する予定であり、午後のある日は午後2時から午後4時までは300円、午後2時から午後5時までは400円、午後のない日は午前11時半から午後4時までは500円、午前11時半から午後5時までは600円を予定しているとのことでした。

幼稚園の保育料が軽くなる世帯と重くなる世帯があると思うが、所得区分や多子世帯の状況はとの質問に対し、来年度予定している方は40名である。村外から来られる方も何名かおられるが、まだ把握していない。27年度、28年度の2カ年については9,000円で経過措置を設けており、現行と同じ料金である。多子軽減のある方については2子目が半額になるので、今よりもふえる方はこの2年間ではないとのことでした。

第2子と第3子がいる世帯数はとの質問に対し、現在における来年度の予定は、第2子までの方が約22名、第3子の方が1名とのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第5号、議案第6号、議案第7号の3議案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号千早赤阪村地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例制定について、議案第9号千早赤阪村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定について、議案第10号千早赤阪村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について、議案第11号千早赤阪村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の改正についての4議案を一括議題として審査を行いましたので、結果を報告いたします。

審議においては、村では保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員は何名で、増員していく考えはとの質問に対し、現在保健師1名、社会福祉士1名、主任介護支援専門員の1名の3名であり、4月1日から地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を1名配置する予定であるとのことでした。

村で指定介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業を行っている事業はどこなのかとの質問に対し、指定介護予防支援事業は村の地域包括支援センターであり、地域密着型サービス施設は村ではグループホームが2カ所あるとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第8号、議案第9号、議案第10号及び議案第11号の4議案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号千早赤阪村行政手続条例の改正について審査の結果を報告いたします。

慎重審議の結果、全員異議なく、議案第12号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号千早赤阪村附属機関に関する条例の改正について審査の結果を報告いたします。

審議において、日額7,500円の費用弁償は今までは支払われていなかったのかとの質問に対し、計画策定時に委員会を設置し、7,500円の費用弁償を支払っているとのことでした。

また、村の障害者数などについての質問がありました。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第13号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号千早赤阪村一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の改正について審査の結果を報告いたします。

審議においては、通勤距離の確認はとの質問に対し、通勤ルートを記載した通勤届により地図上で確認しているとのことでした。

非常勤職員は通勤距離を考慮して採用しているのかとの質問に対し、採用時点で勤務条件を説明しているが、応募は富田林市や河内長野市など近隣市が多い。

また、通勤ルート以外での災害補償について質問がありました。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第14号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号管理職手当に関する条例の改正について審査の結果を報告いたします。

審議において、係長の管理職手当の額は、また現職の係長に管理職手当廃止の説明はどのようにするのかとの質問に対し、係長の管理職手当は月額3万円で、各課長を通じて通知しているとのことでした。

管理職手当分を超過勤務で補うのかとの質問に対し、管理職の範囲は課長代理以上であり、管理職でない者に手当を支払い、超過勤務手当を支払わないというのは法に抵触する。管理職手当を超過勤務手当で補うものではなく、性格上は別のものであるとのことでした。

係長職は何名なのかとの質問に対し、幼稚園の主任を含め9名であるとのことでした。

また、近隣の動向についても質問がありました。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第15号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号千早赤阪村介護保険条例の改正について審査の結果を報告いたします。

審議においては、保険料の高いところと安いところの金額はどの質問に対し、一番高いのは大体6,700円台、一番安いのは4,800円台であるとのことでした。

現在、65歳以上の人口、1人当たりの村の老人福祉費、現在の高齢化率はどの質問に対し、2月末の65歳以上の人口は2,262名、1人当たりの老人福祉費5,500円程度、高齢化率は39.4%である。

また、第6期の介護保険事業について、住民への周知の考えはどの質問に対し、4月に仮算定の結果、決定通知を送付する際に、保険料など詳しい改正内容を説明した文書を同封するというとのことでした。

一般会計からの繰り入れにより介護保険料を軽減する措置はとれないのかとの質問に対し、基準による通常分以上の繰り出しは考えていないとのことでした。

介護予防のための事業、効果はどの質問に対し、1クール3カ月での教室で、栄養と運動、口腔衛生、交流を実施している。教室での効果はあらわれており、体力測定の結果、事前と事後の評価は上がっている。教室の中での交流が深まって、グループが自主的に運営され、継続的な体操をされている。今後については、虚弱な高齢者だけを限定した教室ではなく、広くいろんな方が参加できる教室を実施する予定である。

また、4月以降、保険料に対する不服審査など出てくると思うが、その対応はどの質問に対し、過去不服審査の申し出などはなかったと思うが、今後問い合わせや苦情についてはできるだけ丁寧にわかりやすく説明したいと考えているとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第17号は本会議において原案どおり可決

すべきものと決しました。

次に、議案第１８号平成２６年度千早赤阪村一般会計補正予算（第９号）について審査の結果を報告いたします。

審議において、分校跡地関係の委託料が計上されているが、これまでの経緯と今後の対応はとの質問に対し、９月に調停の申し立て書を裁判所に提出し、１０月と１１月に双方の言い分等の申し立てを行ったが、合意形成には至れなかった。今後、民事訴訟に向けた手続を行うが、その訴訟において、村が主張する境界について、筆界の特定制度を用いて法務局で線引きをしてもらうための委託料であるとのことでした。

定住促進の考えはとの質問に対し、ホームページ等を活用しながら空き家の情報を村外に発信して定住の促進を図っていききたい。もう一つは、空き家改修等に関する助成事業を考えており、空き家の所有者が空き家を貸す際に改修が必要な部分に助成をしたり、移住された方が空き家を一部改修したい場合の助成や移住された方の家賃の一部補助などの制度設計を考えているとのことでした。

千早地区で実施されていた里親制度との違いはとの質問に対し、千早地区の場合は多聞小学校に生徒をふやしたいということで始めたが、地区の住民の生活とかけ離れた方が多くおられた。人口７，０００人と約３億円程度の税収増につながるような空き家制度をつくっていききたいと考えているとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第１８号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１９号平成２６年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第３号）について審査の結果を報告いたします。

慎重審議の結果、全員異議なく、議案第１９号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をごらんいただきたいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○井上議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○井上議長 これにて質疑を終結いたします。

続きまして、議案第１８号平成２６年度一般会計補正予算（第９号）の文教建設所管分について、議案第２０号平成２６年度金剛山観光事業特別会計補正予算（第１号）についての２議案について文教建設常任委員長の報告を求めます。

山形委員長。

○山形文教建設常任委員長 それでは、文教建設常任委員会報告をいたします。

去る３月５日の本会議において付託を受けました議案２件の審査を行うため、３月１２日午前１０時から、松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員５名全員出席のもとに開催をいたしました。

初めに、議案第１８号平成２６年度千早赤阪村一般会計補正予算（第９号）について審査の結果を報告いたします。

審議においては、プレミアム商品券について、村で使える商店は何件あるかの質問に対し、富田林商工会議所に加盟している業者は８０件である。その中で、住民が身近に使えるあるいは村外の方が村に来て観光に使っていただくようなことも考えているので、８０件のうちから登録した業者ということになるのことでした。

商工会に加盟していない業者もあると思うが、そういうところに対し対象にできるのかとの質問に対し、商工会に加盟していなくても住民の方が利用されるのであれば入っていただいても構わないと思う。ただ、商品券が使える店であるという手続が必要であることでした。

１万２，０００円分を消費できたら暮らしにも役立つと思うが、どこまで業者に協力してもらえて４，０００万円の効果を上げることができるのかとの質問に対し、地域の消費喚起ということで事業を進めており、たくさんの事業者に参加していただくことが使命と考えている。国の交付金で検証作業も含まれているので、これを踏まえて制度設計を進めていきたいとのことでした。

村外の方が村のプレミアム券を買うことができるか、どのようなイメージなのかの質問に対し、プレミアム旅行券という種類になるが、村外の方に村に来ていただいて村の中でお金を使っていただく、その起爆剤に使える制度設計をするのことでした。

８０件の業者がいるが、全ての業者に対し登録してほしいという通知はするのか。ふだん営業していない業者もあると思うが、そういうところはどのように考えているのかとの質問に対し、商工会に加盟している業者は商工会を通じて周知していただき、加盟されていない業者は広報等に周知することでした。

プレミアム商品券の購入の上限はとの質問に対し、制限はしたいと考えているとことでした。

地産品の販売拡大事業の具体的な内容はとの質問に対し、村の農産物や木工加工品、食品加工品をつくっている事業者が村外に向けて製品を販売する際に支援をする。ただ、商品の展示会等に出品する際にも支援することでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第18号は本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第20号平成26年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第1号）について審査の結果を報告いたします。

審議においては、ゴンドラの窓ガラスの傷と車内放送にずれがあるとの改善の予定はとの質問に対し、平成27年度予算で窓ガラスの交換及び車内放送の更新を考えていることでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、第20号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をごらんいただきたいと思います。

以上で委員長報告は終わります。

○井上議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○井上議長 これにて質疑を終結いたします。

これより議案第3号教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例制定についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

討論がございますので、まず原案に対する反対者の討論から賜ります。

関口議員。

○関口議員 議案第3号教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について、日本共産党議員団を代表して反対の立場で討論いたします。

本議案及び第4号については、単に法改正に伴う形式的なものということで済まされない内容が含まれております。

この制度改正にかかわる問題が大きく議論され、教育委員会そのものを廃止する動きがありましたが、反対世論の中で教育委員会廃止は見送られました。しかし、首長が教育の中身に介入し、暴走しかねない危険性があり、心配されております。

教育大綱の制定を首長が決定するとしています。大綱には、学校統廃合や愛国心教育など、教育委員会の権限に属することまで盛り込むことができ、教育委員会にその具体化をさせる仕組みができ、教育行政への首長の介入に道を開くことになりかねません。

戦前の教訓を踏まえ、憲法のもとで政治権力による教育内容への介入、支配は厳しく戒められてきました。国の地方教育行政法改定案は、教育委員会の独立性を奪い、国や首長

が教育内容に介入する仕組みをつくり、憲法が保障する教育の自由と自主性を侵害するものであり、認められません。

私たちは、教育と教育行政の自主性を守るためにも、このような危険な法律を具体化する条例制定は認められないと反対するものです。

○井上議長 次に、原案に賛成の討論を賜ります。

清井議員。

○清井議員 議案第3号教育長の勤務時間、休日、休暇及び職務専念義務の特例に関する条例制定について、賛成の立場から討論いたします。

本議案は、法律の改正に伴い、新たな教育長制度に基づく教育長を設置するため制定するものであり、適正であると考えます。

よって、私は本議案に賛成するものであります。

以上です。

○井上議長 ほかに討論はございませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

賛否両論が出ておりますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成4名 反対2名)

○井上議長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第4号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

討論がございますので、まず原案に対する反対者の討論から賜ります。

関口議員。

○関口議員 第3号と同様の理由に反対をするものですが、追加いたしまして、9日の委員会質疑で今後も教育委員会が最高の意思決定であるということを確認いたしました。

総合教育会議での意見交換でも、首長と教育委員会の合意のみを決定するというものでございました。

教育委員会としては、今後も公正、公平な立場で臨まれることを求め、反対討論といたします。

○井上議長 次に、原案に対する賛成者の討論を賜ります。

清井議員。

○清井議員 議案第４号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例についてについて、賛成の立場から討論いたします。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の改正や廃止をするものであり、適正であると考えます。

よって、私は本議案に賛成するものであります。

○井上議長 ほかに討論はございませんか。

（「討論なし」との声あり）

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

賛否両論が出ておりますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成４名 反対２名）

○井上議長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第５号千早赤阪村子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例制定についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○井上議長 これより議案第５号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第６号千早赤阪村立幼稚園条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○井上議長 これより議案第６号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第7号千早赤阪村保育の実施に関する条例の廃止についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○井上議長 これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第8号千早赤阪村地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例制定についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○井上議長 これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第9号千早赤阪村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第10号千早赤阪村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第11号千早赤阪村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第１２号千早赤阪村行政手続条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○井上議長 これより議案第１２号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第１３号千早赤阪村附属機関に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○井上議長 これより議案第１３号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第１４号千早赤阪村一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○井上議長 これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第15号管理職手当に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○井上議長 これより議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第17号千早赤阪村介護保険条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論がございますので、まず原案に反対者の討論から賜ります。

関口議員。

○関口議員 私は日本共産党議員団を代表して、議案第17号千早赤阪村介護保険条例の改正について、反対の立場で討論いたします。

第6期介護保険計画、平成27年から29年度までの1号被保険者の保険料の基準月額が4,760円から6,232円に引き上げられるもので、月額1,472円、31%の増加となります。そのほか、第1段階から第2段階まで軒並み引き上げられ、第2段階の17.8%から第2段階の49.3%の引き上げで、高齢者の負担の限界を超えています。保険料算定段階をこれまでの8段階から12段階に広げて負担軽減の努力をしたとはいえ、これだけの大幅な引き上げで、府下でも5番目に高い保険料となります。

減額され続けている年金と8%への消費増税は、高齢者の生活を圧迫しています。また、保険制度の改定により、要支援者のホームヘルプ、デイサービスの保険外しなど、負担増とサービス切り捨ての改悪も予定されています。給付費の増加については、国に負担

を求め、村としても一般財源を投入して保険料を抑制すべきです。

国は、低所得者の介護保険料の軽減措置を最大7割軽減とすることを予定しておりましたが、消費税の増税の延期を口実に軽減を5.5割にとどめました。消費税増税と引きかえにするなど、全く許せません。

介護保険料を大幅に引き上げ、多くの高齢者の介護サービス外し、利用料の引き上げなど公的介護保障を土台から壊す制度の改悪を許さず、安心できる介護保険制度とすることを求め、反対討論といたします。

○井上議長 次に、原案に賛成者の討論を賜ります。

山形議員。

○山形議員 議案第17号千早赤阪村介護保険条例の一部改正について、賛成の立場から討論いたします。

介護保険料は、介護保険制度を支える財源で、全ての被保険者から負担能力に応じて負担を求めるものであり、被保険者間の公平な負担により、介護制度の安定的な運営に欠かすことができない財源と理解をしております。

本村の介護保険事業計画第6期案では、国の制度改正を踏まえ、介護制度を長期的に維持していくため、高齢者のピークを迎える時期を見据え、高齢者のニーズや社会資源の状況に即した地域包括ケアシステムを構築するための基礎強化を図ることを基本視点とし見直しされた内容になっております。

本改正案は、この計画案により介護給付費等の見込み料を精査し、平成27年度から平成29年度の3カ年の保険料額について算定されたものであります。

なお、今回の保険料額は引き上げとなりましたが、適正なサービスが本当に必要な要介護、要支援者に提供できるようなシステムづくりや給付適正化の取り組みを十分行い、今後も村民への理解と納得が得られますように努めていただくよう要望し、本議案に賛成するものであります。

○井上議長 ほかに討論はございませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

賛否両論が出ておりますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成4名 反対2名)

○井上議長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第18号平成26年度一般会計補正予算(第9号)についてに対する討論

に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○井上議長 これより議案第１８号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第１９号平成２６年度介護保険特別会計補正予算（第３号）についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○井上議長 これより議案第１９号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第２０号平成２６年度金剛山観光事業特別会計補正予算（第１号）についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○井上議長 これより議案第２０号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○井上議長 続きまして、日程第18、議案第21号平成27年度千早赤阪村一般会計予算についてから日程第24、議案第27号平成27年度千早赤阪村水道事業会計予算についての7議案を一括議題といたします。

まず、議案第21号平成27年度一般会計予算の総務民生所管分について、議案第22号平成27年度国民健康保険特別会計予算について、議案第23号平成27年度介護保険特別会計予算について、議案第24号平成27年度後期高齢者医療特別会計予算についての4議案について総務民生常任委員長の報告を求めます。

関口委員長。

○関口総務民生常任委員長 それでは、総務民生常任委員会報告をいたします。

去る3月5日の本会議において付託を受けました平成27年度予算4議案の審査を行うため、3月10日午前10時から、松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員5名全員出席のもとに開催いたしました。

議案第21号平成27年度千早赤阪村一般会計予算について審査の結果を報告いたします。

総務民生常任委員会所管の議会費及び総務課、人事財政課、住民課、健康福祉課の歳入歳出についてそれぞれ詳細に朗読を受けた後、質疑に入り慎重審査を行いました。審査の内容につきましては、委員会の議事録をごらんいただきたいと思います。

こうした経過を経まして、議案第21号の総務民生所管分についての質疑を終結した結果、採決を行いました。採決の結果、全員賛成となり、議案第21号の総務民生所管分については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号平成27年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算について審査の結果を報告いたします。

事業勘定、直営診療所勘定の歳入歳出についてそれぞれ詳細に朗読説明を受けた後、質疑に入り慎重に審査を行いました。委員会の詳細な内容につきましては、委員会の議事録をごらんいただきたいと思います。

このような経過を経まして、議案第22号の質疑を終結した後、採決を行いました。採決の結果、全員賛成となり、議案第22号については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第２３号平成２７年度千早赤阪村介護保険特別会計予算について審査の結果を報告いたします。

歳入歳出についてそれぞれ詳細に朗読説明を受けた後、質疑に入り慎重に審査を行いました。

このような経過を経て、議案第２３号の質疑を終結した後、採決を行いました。採決の結果、全員賛成となり、議案第２３号については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第２４号平成２７年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算について審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に朗読説明を受けた後、質疑に入り慎重に審査を行いました。

以上の経過を経て、議案第２４号の質疑を終結した後、採決を行いました。採決の結果、全員賛成となり、議案第２４号については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、委員会記録をごらんいただきたいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○井上議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○井上議長 これにて質疑を終結いたします。

続きまして、議案第２１号平成２７年度一般会計予算の文教建設所管分について、議案第２５号平成２７年度下水道事業特別会計予算について、議案第２６号平成２７年度金剛山観光事業特別会計予算について、議案第２７号平成２７年度水道事業会計予算についての４議案について文教建設常任委員長の報告を求めます。

山形委員長。

○山形文教建設常任委員長 それでは、文教建設常任委員会報告をいたします。

去る３月５日の本会議において付託を受けました平成２７年度予算４議案の審査を行うため、３月１６日午前１０時から、松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員５名全員出席のもと開催をいたしました。

初めに、議案第２１号平成２７年度千早赤阪村一般会計予算について審査の結果を報告いたします。

文教建設常任委員会所管の教育委員会、教育課、地域振興課、上下水道課の歳入歳出についてそれぞれ詳細に朗読説明を受けた後、審議に入り慎重に審査を行いました。

このような経過を経て議案第２１号文教建設所管分について質疑を終結後、採決を行いました。採決の結果、賛成２名、反対２名となり可否同数でありましたので、委員長において採決することになり、委員長は議案第２１号の文教建設所管分については本会議において原案どおり可決すべきことを採決いたしました。

次に、議案第２５号平成２７年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算案について審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に朗読説明を受けた後、質疑に入り慎重に審査を行いました。

このような経過を経て議案第２５号の質疑を終結した後、採決を行いました。採決の結果、全員賛成となり、議案第２５号については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第２６号平成２７年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算について審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に朗読説明を受けた後、質疑に入り慎重に審査を行いました。

このような経過を経て議案第２６号の質疑を終結した後、採決を行いました。採決の結果、全員賛成となり、議案第２６号については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第２７号平成２７年度千早赤阪村水道事業会計予算について審査の結果を報告いたします。

収益的収入、支出または資本的収入、支出について詳細に朗読説明を受けた後、質疑に入り慎重に審査を行いました。

このような経過を経て議案第２７号の質疑を終結した後、採決を行いました。採決の結果、全員賛成となり、議案第２７号については本会議において原案どおり可決するものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をごらんいただきたいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○井上議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○井上議長 これにて質疑を終結いたします。

これより議案第２１号平成２７年度一般会計予算についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

討論がございます。まず原案に対する反対者の討論から賜ります。

徳丸議員。

○徳丸議員 私は日本共産党議員団を代表して、第21号議案平成27年度千早赤阪村一般会計予算について、反対の立場で討論いたします。

安倍政権は、地方創生、アベノミクスの地方への波及などを旗印にしておりますが、地方の衰退をもたらしたことへの反省はありません。人口減少への危機感をあおり、社会保障と地方交付税を削減をし、不足は民間投資の活用と住民の自助、互助で賄うよう求めています。消費税の増税、社会保障の切り捨て、格差拡大、TPP推進など一層の地域衰退を加速するとの批判の声が上がり、地方の支持をつなぎとめようと地域創生の緊急の予算措置がとられました。

こういうもとでの本村の予算編成が行われました。平成27年度の予算は、千早赤阪村が大阪府下で初めて過疎地域として指定をされ、自立促進計画の事業が本格的に取り組まれる予算となります。

村長は、国内でいまだ例のない過疎からの脱却を図れるよう、一流の村、魅力ある村を目指すとしております。しかし、村長就任直後には日本一の村を目指すと言いましたが、果たして日本一の村になったのでしょうか。2007年4月、村が生き残るためには合併しかないといって強引に合併を進めようとしたましたが、村を二分するような状況を招いたことに対する反省もありません。

千早赤阪村の平成27年度予算には、私どもがこれまで一貫して提案し、要求してきた地域公共交通の実証運行や若者定住のための空き家住宅の情報提供と定住促進空き家活用補助事業、がん検診の無料化、国保料の引き下げなどが含まれており、これらは評価できるものであります。しかし、一方で役場庁舎の整備事業、ビジターセンター整備、教育環境整備基本構想などが含まれております。

役場庁舎は、くすのきホール周辺への建設が決まっているかのような建設先にありきで進められようとしております。経費についての検討や住民の意見を十分に聞くなど慎重に検討すべきだと思います。

教育環境整備は、小中一貫校が検討されようとしており、小学校の統合も浮上してまいりました。全国最低の大阪府の子ども医療費助成は、日本共産党の府議会での質問に答え就学前まで引き上げられたものの、一部負担金の導入や所得制限を強化した上、入院時、食事療養費が打ち切られるなど不十分なものとなりました。

消費税の増税、社会保障の切り捨て、介護保険料の引き上げの一方、年金給付の引き下げなど、村民の暮らしは大変になってます。国や大阪府の悪政の防波堤となり、村民の暮らしや福祉優先で自治体本来の役割を果たすことを求めます。

村長が言う過疎からの脱却、一流の村、誰にとっても魅力ある村がかけ声に終わるのではなく、村民の暮らしを応援する村政を求めて、反対討論いたします。

以上です。

○井上議長 次に、原案に賛成者の討論を賜ります。

浅野議員。

○浅野議員 議案第21号平成27年度千早赤阪村一般会計予算について賛成の立場から討論いたします。

平成27年度千早赤阪村一般会計予算の内容につきましては、村長の所信表明及び各担当課からの詳細な説明を得たところであります。

本村は、昨年4月過疎地域自立促進特別措置法における過疎地域として公示され、第4次総合計画を自立促進のための指針として位置づけ、過疎地域の自立のための各種施策を進めることとしています。

一方、国においては昨年12月、人口減少と将来展望を踏まえた上で、地域の実情に合った地方創生のための総合戦略の取り組みを強力に進めています。

このような現状と社会情勢の中、本予算につきましては第4次総合計画を基本に、過疎地域の自立促進と地方創生を目指し、安全・安心で元気な村づくりに重点を置いた各種福祉保健施策の充実や防災対策、生活環境の整備、教育環境の充実、整備、また農林業の振興や観光施策等について、国の財政支援などを活用しながら計画的かつ効率的に事業を行い、最少の経費で最大の効果を上げるべく予算計上されており、一定の評価をいたすものであります。

私といたしましても、今後も引き続き住民のニーズを的確に把握し、住民目線で事業を行うのはもちろんのこと、重点的な施策を推進するとともに、財政健全化に配慮し、安定した行財政運営に努められることをお願いをいたしまして、賛成討論いたします。

以上です。

○井上議長 ほかに討論はございませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

賛否両論が出ておりますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成4名 反対2名)

○井上議長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第22号平成27年度国民健康保険特別会計予算についてに対する討論に

入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

徳丸議員。

○徳丸議員 第22号議案平成27年度の千早赤阪村国民健康保険特別会計の当初予算について、日本共産党を代表して意見を申し上げます。

27年度の国保料が医療、後期、介護分を含めて平均で2万248円引き下げられ、9万4,875円が7万4,627円となります。かつてない大幅な引き下げで、これまで住民の皆さんの引き下げてほしいという要望が実を結んだこととなります。村としても、これに応じて大幅引き下げに踏み切ったことについては、評価をするものであります。

これによって、大坂の府下の市町村での国保料が最低レベルになりましたが、最低ではありません。府下で千早赤阪村の保険料が一番低いと言われるためには、さらなる引き下げの努力が必要です。

平成30年には保険者の広域化が予定をされており、賦課方式や給付方式が検討されています。消費税や介護保険料が上がる一方で、年金が下がっています。こんなときこと行政が村民の暮らしを守る立場に立つことを求めて、本案に対する意見といたします。

以上です。

○井上議長 これより議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第23号平成27年度介護保険特別会計予算についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第24号平成27年度後期高齢者医療特別会計予算についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

討論がございますので、まず原案に反対者の討論から賜ります。

関口議員。

○関口議員 議案第24号平成27年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計について、反対の立場で討論いたします。

2008年度に導入された後期高齢者医療制度は、年齢で区別、差別し、75歳以上の人口と医療費がふえれば保険料にはね返る仕組みになっており、怒りの声が上がっております。

昨年4月からの消費税8%の負担は、高齢者の暮らしに追い打ちをかけています。厚労省調査では、滞納者数は23万8,000人で、短期保険証を発行された高齢者は2万3,300人余りと過去最多を更新しました。ほとんどは年金から天引き対象になっていない低年金、低所得の高齢者と見られます。

現行制度では、保険料増加抑制策は剰余金を活用する以外には大阪府が所管する同基金を活用することが唯一の方法です。基金は、国、府、広域連合が3分の1ずつ財源を拠出するもので、大阪府が活用を決定すれば国からも同額が拠出され、保険料の増加抑制になります。被保険者の置かれている状況を考慮すれば、大阪府が財政安定化基金の活用を決めることで保険料の軽減が見込めます。大阪府に基金を活用するよう要望してください。

高齢者への差別的な制度を廃止し、命と健康を守る医療福祉の制度の確立を求め、討論いたします。

○井上議長 次に、原案に賛成者の討論を賜ります。

田中議員。

○田中議員 議案第24号平成27年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

日本が世界に誇れる国民皆保険制度を維持していく上で、後期高齢者医療制度は制度設立以降重要な役割を担っていると考えます。また、今回は昨年に引き続き軽減対象者の拡充がなされており、低所得者層の負担軽減も図られています。

本議案は、後期高齢者医療制度の保険料の徴収義務や被保険者証の引き渡し、各種届け出の受け付けなど法律に基づく制度の運用に必要な事務経費及び被保険者の皆さんが納められる保険料等について計上しているものであります。

今後も後期高齢者の被保険者の皆さんが安心して医療を受け続けられるよう広域連合との連携を密にさせていただき、安定した制度運営がなされることを要望いたしまして、賛成討論といたします。

○井上議長 ほかに討論はございませんか。

（「討論なし」との声あり）

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

賛否両論が出ておりますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成４名 反対２名）

○井上議長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第２５号平成２７年度下水道事業特別会計予算についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○井上議長 これより議案第２５号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第２６号平成２７年度金剛山観光事業特別会計予算についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○井上議長 これより議案第２６号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第２７号平成２７年度水道事業会計予算についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○井上議長 これより議案第２７号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○井上議長 議事日程第２５、議案第２８号千早赤阪村総合計画審議会条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第２８号は、千早赤阪村総合計画審議会条例の一部改正についてでございます。

本議案は、千早赤阪村事務分掌条例の一部改正に伴い、総合計画審議会の担当課を総務課からまちづくり課に変更するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○井上議長 これより本案に対する質疑に入ります。

徳丸議員。

○徳丸議員 これによって、職員の異動とか担当とかというのは変わることはあるんですか。

○井上議長 松村理事。

○松村会計管理者兼理事兼人事財政課長 4月1日から新たにまちづくり課を設けるということで、担当業務につきましても従来の地域振興課の部分と、それから総務課の企画部分とになりますので、4月1日の通常の職員異動のときに、この分についても職員配備をいたします。

以上でございます。

○井上議長 徳丸議員。

○徳丸議員 総務課との部屋でやるということですね、部屋は。

○井上議長 松村理事。

○松村会計管理者兼理事兼人事財政課長 今のところ考えておりますのは、総務課とそれからまちづくり課が同じの階になりますとちょっと手狭にございますので、まちづくり課につきましては今地域振興のおりますプレハブのほうへ行く予定でございます。

○徳丸議員 わかりました。はいはい。

○井上議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 ほかにないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第28号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第28号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第28号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第26、議案第29号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第29号は、千早赤阪村国民健康保険条例の改正についてでございます。

本議案は、国民健康保険法の一部を改正する政令が平成27年3月に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

内容については、国民健康保険料の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準の改正及び平成26年度までの特例措置であった共同安定化事業の恒久化に伴う改正、賦課限度額においては中間所得層の負担を軽減するため限度額を改正するものでございます。

細部については担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○井上議長 詳細説明を池西住民課長。

○池西住民課長 それでは、第29号議案千早赤阪村国民健康保険条例の改正について御説明いたします。

この条例改正の主な内容は、保険財政共同安定化事業の改正、国民健康保険料賦課限度額の改正、国民健康保険料軽減措置の所得判定基準の改正、国民健康保険法の改正に伴う条ずれによる改正でございます。

それでは、新旧対照表により御説明させていただきます。

新旧対照表1ページの第8条は、国民健康保険法の改正に伴う条ずれによるものです。

第11条の3は、一般被保険者に係る基礎賦課総額です。

第1項第1号は、保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業について、平成22年度から平成26年度までの間の時限立法でしたが、平成27年度から恒久法とする改正を行うものです。

第2号は、国民健康保険法の改正に伴う条ずれによる改正と、共同事業の恒久化に伴う条文の改正です。

次に、3ページの第15条の6は、基礎賦課限度額です。これは、国民健康保険法施行令の改正で、医療分保険料の賦課限度額を1万円引き上げられたことに伴い、村の医療保

保険料の賦課限度額も1万円引き上げ50万円とし、中間所得層の保険料軽減を図るものです。

第15条の6の12は、後期高齢者支援金等賦課限度額です。前条の改正と同様、後期高齢者支援金分保険料の賦課限度額を1万円引き上げ、15万円とするものです。

4ページの第15条の12は、介護納付金賦課限度額です。これも前条の改正と同様、介護納付金分保険料の賦課限度額を2万円引き上げ、14万円とするものです。

次に、第22条は保険料の減額です。

第1項は、医療分賦課限度額の改正に伴うものでございます。

第2号は、保険料の5割軽減判定所得金額の改正で、判定に用いる被保険者数に乗ずる金額を24万5,000円から26万円に改正することにより所得制限を引き上げ、対象世帯の拡充を行うものです。

次ページ上段、第3号についても同様、保険料の2割軽減の判定所得について、被保険者数に乗ずる金額を45万円から47万円に改正することにより、対象世帯の拡充を行うものです。

第3項、第4項は、限度額の改正に伴うものです。

5ページ下段右の平成22年度から平成26年度までの各年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例は、先ほど説明いたしました共同事業の時限立法の条文を削除するものでございます。

附則第4条、第5条、第6条、第7条は、条ずれによる改正です。

7ページ、施行日につきましては、平成27年4月1日から施行するものです。ただし、第8条第1項の改正規定を除き、平成27年度以降の保険料に適用するものです。

以上で本条例の改正の御説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○井上議長 これより本案に対する質疑に入ります。

徳丸議員。

○徳丸議員 この賦課限度額の引き上げによってどのぐらいの額が影響あるのか、ちょっと教えてほしいんですけど。要するに、低、中所得者に対する配慮がどういうふうになるのか、わかりましたら教えてください。

○井上議長 池西課長。

○池西住民課長 賦課限度額に達している世帯につきましては、現在19世帯が賦課限度額に達しております。限度額を改正することにより、若干の増加世帯を見込んでおります。

中間所得層を減額するということですので、若干の世帯が増加することで、中間所得層がどのくらい保険料が下がるかっていうのは今のところ計算はできません。

以上です。

○井上議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 ほかにないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第29号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第29号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第29号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第29号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第27、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員会の清井委員長から閉会中に次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○井上議長 議事日程第28、過疎地域自立促進特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、過疎地域自立促進特別委員会の田中委員長から閉会中に所管事務の調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

ここで休憩いたします。

11時45分から再開いたします。

午前11時31分 休憩

午前11時44分 再開

○井上議長 休憩前に引き続き再開いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○井上議長 議事日程第29、一般質問に入ります。

それでは、1番目の質問者、山形議員。

○山形議員 議席番号7番、山形研介です。

議長への通告に基づき、2点についてお伺いいたします。

初めに、農地バンク制度の導入について。

平成21年12月の農地法の一部改正により、農地の貸し借りについての制度が緩和され、新規就農を目指す方や一般の法人でも農地を借りれるようになりました。一方、農地従事者の高齢者や農地の相続などによって所有者では管理できない農地が近年急増し、耕作放棄地となり周囲に悪影響を与えております。本村においても、農地の有効利用や農業の活性化を図るための施策として、農地バンク制度は有効であると思います。

耕作放棄地問題や後継者問題、労働力の慢性的な不足など農地施策における課題は多くありますが、できるだけ多くの農地の貸借を推進するために、本村でも農地バンク制度を積極的に活用すべきだと思いますが、村の見解をお伺いいたします。

次に、2点目でございますが、昨年12月の議会において質問いたしましたが、再度新しい公共交通のあり方についてお尋ねいたします。

千早赤阪村総合交通計画に関するパブリックコメントが先日行われ、ようやく地域公共

交通に関し、将来を見据えた村の方向性を示されることになりました。

そこで、村議会はコミュニティバスに既に取り組んでいる香川県三木町に1月下旬視察してきました。

三木町においては、民間事業者が運行していた既存路線バスの休止、廃止をきっかけとし、高齢者や障害者などの交通弱者の新たな生活交通手段提供のためコミュニティバスの導入を計画し、平成17年度から運行を初め、その後住民からの要望により路線の変更や停留所の増設等を行い、現在1日当たり5コース、延べ21回の運行を行っているようです。

運行を始めてから毎年のように利用者が増加し、現在では運行日の1日平均で70名近くの方が利用されている。しかし、運営面では厳しく、収支は赤字のことです。

まず1点目に、千早赤阪村総合交通計画では既存バス路線と接合させつつ、村内の公共交通不便地域の解消などを目指す形で新たな交通システムの導入を掲げている計画を実行するためには、村民利用者の目線で利用促進や地域との協働を進めていかなければならないと考え、新システムについて常にチェックを欠かさず改善を重ねていかなければならない。一過性で終わったり、膨大な運転コストが新たな村の負担となりかねません。

そこで、総合交通計画におけるPDCAサイクルについて伺います。

もう一点、新たな公共交通システムの安定的な事業運営には、かかる費用を十分吟味し、最少のコストで進めるのが当然であります。三木町の例にしても、利用者に対し一定額の受益者負担をお願いしてることであります。

そこで、本村が取り組む新たな公共交通システムにおける受益者負担の考えをお尋ねします。

以上、2点について、各担当課の答弁を求めます。

○井上議長 質問事項1番目の答弁者、北浦地域振興課長。

○北浦地域振興課長 農地バンク制度について御答弁申し上げます。

農業従事者の高齢化、後継者不足などにより耕作されない農地がふえている現状がございます。

農地を貸借しようとする場合、農家にとっては大切な財産であり、近隣で面識があり、確実に農業を営む見込みの方に貸したいというような意向がございます。

このように、農地の貸借は貸し手と借り手の信頼関係がなければ成立が難しく、制度の内容などの情報をPRしましても思うように進まない状況もございます。

現在、村独自で農地バンク制度のような貸借の仲介をする事業は行っておりませんが、大阪府みどり公社が行う農地中間管理事業や大阪南農業協同組合の農地利用集積円滑化事

業により、農地法によらない貸借を進めております。

今後も、農地ができるだけ活用されるよう、これらの制度の周知方法や貸借の実態について、他の優良事例も参考にしながら情報提供してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○井上議長 再質問お受けします。

○山形議員 今御答弁いただきましたんですけども、私も農家をしてる人間ではありませんので、なかなか難しいこともわかりかねます。経験も不足ですので、なかなかこういう問題については大変だなという認識は持ってるんですけども、そこでちょっと初歩的な質問ですけど、3つお伺いいたします。

農業委員会の役割というものはどういうものであるか、これちょっとお教えてください。それから、今お答えいただきました農地中間管理事業について、これもひとつ。その次に、農地中間管理機構の事業実績はどうなっているのか、先にこの3つをちょっとお伺いします。よろしくお願いします。

○井上議長 北浦課長。

○北浦地域振興課長 まず、農業委員会の役割でございますが、毎月1回委員会というのが開かれております。そこでの主な業務は、農地の移動に対して、売買や貸し借りに対しての適正であるかどうかというチェックをしているということでございます。

それと、ふだんは1年に1回その農地の利用状況がどうであるか、遊休農地があるかないか、利用されているかどうかのチェックなどをして、できるだけ農地が有効に使われるように、農業が盛んになるようにというようなことで業務していただいております。

それから、農地中間管理事業がどのような事業かということですが、これは大阪府で言いますと大阪府のみどり公社が農地中間管理機構となりまして、まず自分で農地を耕作できないというような農家からその農地を借り受けまして、同時に逆に新規就農や、あるいはもっと規模を拡大したいというような方が、借りたいという方を募集しまして、その間に入って希望される方に貸し付けする事業を行っているということでございます。

それから、中間管理機構の今までの実績ですが、村では現在先ほど申し上げました制度によって2筆、2,000平米がそういう貸借が成立して営農がされております。

それと、村で営農希望したい、土地を借りたいと、農地を借りたいという方の登録は12名でございます。

以上でございます。

○井上議長 山形議員。

○山形議員 今の質問に際してお答えいただきましたけども、これからは私もまた6月議

会に同じ質問を勉強させていただいてさせていただきたいと考えておりますけども、そこで私もちょっと資料頂戴して見させていただいてるんですけど、農地中間管理機構、これ今みどり公社とおっしゃいましたけど、この農地の貸付希望者への支援として機構集積協力金というものがここにあるんですけど、これちょっとひとつお教え願いたい。

それからもう一つ、今の答弁で村での営農希望者の登録が12名であるということお答えいただきましたんですけど、これからふえつつあるのかなのか、それをちょっと伺いできたらと思います。

以上です。

○井上議長 北浦課長。

○北浦地域振興課長 集積協力金と申しますのは、貸し付けしようとするほうの方に対して交付されるお金でございます、国のお金ですけれども。その貸し付けする方の農家の全筆、全ての農地を貸すという場合に交付されます。

先ほど私2,000平米の実績あると言いましたけど、その方たちは一部を残しておいて、自分で自家消費の米はつくりたいというようなことがありますので、そういうふうな対象にはなっておりません。

それから、将来その12人より借り受けの希望がふえるかということですけども、村で借りたいとおっしゃってるのはほとんど全てが村外からの方ですので、ちょっとそこまでふえる見込みかどうか、希望されるのが千早赤阪村全てじゃなくて、例えば河南町や富田林というところもありますので、村でふえるかどうか、ちょっとその見通しはつかないと思います。

以上です。

○井上議長 要望お受けします。

○山形議員 ありがとうございます。

次に要望というもんが出ましたんで、二、三、ちょっと質問もう少しさせていただきたいんですけども、これはまた次の機会にさせていただきます。

今のこの農地バンクの導入については、私の今の答弁では村としてはやる気はなさそうなような感じを受けたんですけど、この制度と情報、それからPRをしていただいていると思うんですけども、この村の遊休農地が今まで以上に活用されることを要望して、この問題について終わらせていただきます。ありがとうございました。

○井上議長 質問事項2番目の答弁者、長谷川理事。

○長谷川理事 新しい公共交通のあり方につきまして御答弁申し上げます。

議員の御指摘のとおり、事業の推進にあつてはPDCAサイクルによって常に事業のチ

ェック体制を整えておくことが重要と考えております。

総合交通計画の実現に向け、村民が主体となって公共交通を考え、行政、事業者が協働した継続的な取り組みを行うことが大切であり、その進捗状況などについては実態把握や評価を客観的、公正的に行える仕組みづくりを進めていく予定です。

受益者負担についてですが、持続可能な交通システムにするため、一定額の負担を利用者の方をお願いしたいと考えております。他市町の事例などを参考にするとともに、役場前登山間の一般乗車料金400円をベースに新しい交通システムの利用料金を半額程度の200円とし、短区間の場合は100円程度を見込んでおります。

今後、地域公共交通協議会の場においてさらなる検討を加えていただきたいと思いますと思っています。

以上、御答弁とさせていただきます。

○井上議長 再質問お受けします。

○山形議員 先にちょっと再質問する前に、長谷川さんのおつき合いは短いようだったんですけど2年を超えました。きょう最後のキャッチボールになるわけですが、今後とも村を外れましても、この公共交通というものは村の一つの夢みたいなものでございまして、やはりこういう山間部の足というんか、老人さんどんどんどんどん高齢化していくわけですから、この公共交通ぜひともいいほうに御指導、また結果がよしということにつながるように、今後とも努力をしていただくことをお願いしたいと思います。

そこで、再質問をさせていただきます。

P D C Aサイクルについて答弁をいただきましたけども、より効果のあるものにするためにも、数値目標など村民の理解を得るような数値を用意しておくことがあると思うんですけどお尋ねします。これ、1点ね、数値目標。

それから、受益者負担について今金額を述べていただきましたけども、今後この協議会というものがつくってありますので、おいて多少の変化があると思うんですけども、これもこの金額が、200円、400円が100円、これが適切であるかどうか今問いませんけども、これからこの中でもう少し議論していただいて、一番適正な金額をいただけるように思ってるんですけど、この2点ちょっとお聞かせ願えませんでしょうか。

○井上議長 長谷川理事。

○長谷川理事 客観的な数値目標とかその評価なんですけども、これはやはり村民の皆様、あと事業者の皆様、行政機関の皆様が参加していただいている地域公共交通協議会の場で議論を深めていっていただくことが、これからの村にとっても一番必要なことになるのかなと考えておりますので、そこでやはり皆さんが納得するような数値目標をつくってい

ただくのが一番大事だと思っております。

受益者負担につきましても、先ほど他市町の事例と言いましたが、例えば堺市なんかでは乗り合いタクシーが1人300円程度で走っておったり、能勢町のほうでは過疎地有償運送ということでタクシーの2分の1程度料金で走っておったりと、また河内長野では200円であつたりとか、いろんな料金体系がございます。

やはり、それは乗られる方々の人の数であつたりとか、それに係る運営、運行コストであつたりとか、そういったものの全部見比べながら、ただやはり行政体がそういったことをすることによって、黒字になるっていうのはなかなか難しいと思います。その中で、やはり行政コストが、ほかいろんな村民の皆様方にとって必要なコストとして認められるという理解が得られるところの数値に答えが弾き出されるのかなと考えております。

以上です。

○井上議長 山形議員。

○山形議員 ありがとうございます。

ぜひともその金額というものが物すごくシビアに響いてくると思いますので、その点よろしく願いいたします。

次に、これはもう皆7名の議員が研修に行ってますのでよくわかっていただいていると思うんですけど、三木町におけるこのコミュニティバスの導入をきっかけに、既存路線バスの廃止ということでありました、議長は。

そこで、本村では金剛バスが村内を縦断しており、そして多くの人の移動手段となっております。

南海バスでは、小吹台と河内長野駅の重要なアクセスの手段としてなっていることから、その路線の存続は村にとっても、特に小吹台地区なんですけど、これはちょっといかなもんかと思いながら質問させていただきますけども、重要課題と考え、多くの自治体では路線維持に向けた取り組みがなされていると思います。

本村における取り組みについて、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。いかがでしょうか。

○井上議長 長谷川理事。

○長谷川理事 26年度につきましては、南海バス様に対して交通バリア解消促進事業として、1枚のICカードで電車やバスが利用できるよう機器整備について補助を行ったところです。

バス事業者に対し、直接的に赤字を補填するという支援は検討しておりませんが、総合交通計画の中では村内移動の手段として皆様により多くバスを利用してもらうための

支援策を検討しているところです。

以上、御答弁させていただきます。

○井上議長 要望お受けします。

○山形議員 ありがとうございます。

これも今スタートする入り口でございますので、これから議論しながらいい施策に、村の人にとって喜んでいただくことを願っておりますけども、ここで要望させていただきます。

12月の議会で、基本方針についてわかりやすい、それから使いやすい、みんなで支えるという答弁をいただきました。

計画を遂行するに当たっては、住民目線を必ず忘れてもらったら困りますので、その点基本方針、目標の実現に向けてお願いして要望としておきます。

本当に、これからも長谷川さんとのおつき合いはあろうかと思っておりますけども、心から感謝を込めましてこの質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

○井上議長 ここで休憩を行います。

午後1時から再開いたします。

午後0時04分 休憩

午後0時58分 再開

○井上議長 午前中に引き続き再開いたします。

2番目の質問者、清井議員。

○清井議員 議席番号5番、清井でございます。

通告のとおり、2点について質問させていただきます。

1点目は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平公正な社会を実現する社会基盤として、平成28年から実施されますマイナンバー制度への村の対応をお聞きします。

本年10月から通知カードが順次発送される予定になっておりますが、村は住民、村内事業者に対して、本制度の目的、法的制限、リスクを避けるカードの管理の重要性等についての周知、広報をどのように進められますか。

2点目は、平成28年1月から個人番号カードの交付が始まりますが、これについては無償化されることとなっており、1、2月にかけて申請が殺到し、集中すると思われますが、その対応をどうされますか。

3点目に、個人番号カードの多目的利用として、例えば印鑑登録証として、あるいはまたは住民票印鑑登録証明書のコンビニ交付等が挙げられております。村は、どのような利活用を行う予定かお聞きします。

2点目に、都市計画法の柔軟な運用をというテーマでお聞きします。

平成7年3月に都市基盤整備である下水道事業を行うにあわせて、村は都市計画法を導入しました。

同法による指定区域は村全域であり、そのうち市街化区域は130ヘクタールで村の面積のわずか3.5%であり、残りは市街化調整区域に指定されました。市街化調整区域は、開発が抑制されており、原則的に住宅等の建築ができないため、近年新築物件はほとんどなく、転入者や企業進出が進んでおりません。

さて、本村は昨年過疎の公示を受け、12月の過疎地域自立促進計画を策定し、新年度から自立に向けた取り組みを進めることになります。

村長が議会で表明されたとおり、過疎脱却を目指すには人口増加と税収の確保が不可欠です。そのためには、調整区域でも住宅等が建てられる都市計画法の柔軟な運用が求められます。現行の村の都市計画をどのように認識されているのか、お伺いします。

○井上議長 質問事項1番目の答弁者、池西住民課長。

○池西住民課長 マイナンバー制度への村の対応はについて御答弁申し上げます。

マイナンバー制度は社会保障・税制度の効率性、透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平、公正な社会を実現するための制度として、平成28年1月の利用開始に向けて準備を進めているところでございます。

内閣府においては、マイナンバーについての解説やよくある質問等をホームページに掲載し情報提供しているとともに、ポスター作成、掲示やコールセンターの設置などが実施されており、また新たにウェブ広報の拡充やコールセンターの拡充なども予定されております。

村といたしましても、ホームページや広報紙等により周知していきたいと考えております。

2点目の申請が集中すると思われる時期の対応といたしましては、個人番号カードの詳細な交付方法について不明な点がございますので、今後詳細な事務対応が明らかになった時点で、住民の皆様に御迷惑のかからないよう、必要に応じアルバイト職員の雇用などにより対応してまいりたいと考えております。

3点目の個人番号カードの利活用としては、各種証明書のコンビニ交付を初めとし、多種多様な利用方法が想定されておりますが、村として具体的な利用方法は今のところ決定しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○井上議長 再質問お受けします。

清井議員。

○清井議員 マイナンバーっていうのは言葉では聞いたことはあるんですが、なかなかその実態といいますか、実質上っていいですか、どういうふうになってくんなかという話はまだまだ一般的には知られておらないと思います。

マイナンバーは、例えば年金医療などの社会保障、それから税務申告あるいは災害対策としての被災者台帳作成などの事務に必ず必要である。また、今後金融機関で口座開設などをする場合には、個人番号カードの提出を求められることになる。そのように聞いております。また、公的身分証明書としていろんな場面でカードの提示を求められることになります。

しかし、マイナンバーは法律に定められた目的外にむやみには提供してはならないといった住民への注意喚起が必要であるってことも内閣府のホームページ等に掲載されております。

また、事業者は従業員の源泉徴収や厚生年金手続ですとかに当たり個人番号関係事務実施者っていうふうに位置づけられるようですが、としての非常に義務やら、そして特定個人情報安全管理措置に厳しい制約がある。そういったことも説明されています。

これらについて、制度の広報周知が大変重要ではないかなと思っておりますので、周知の徹底まずお願いしときたいと思います。

そこで、個人番号カードによるコンビニ交付について先ほどちょっと触れたんですけども、現在住基カードっていうのがありますね。これ、実際はほとんど運用されてないみたいなんですが、これでも全国で90の市町村、人口で国民の1割強が利用されている。

そして、総務省が今回マイナンバーを導入するに当たって総務省が各自治体にアンケートをとりましたら、約700余りの自治体、もう対象の国民の人口にしましたら7割相当のところが導入を予定していると。これは、将来的な話ですけどね。

そして、この住民票の写しですとか印鑑登録証明書のコンビニ交付を実施する場合に、市町村側のシステムの構築について、50自治体での実績を見ましたら約2,800万円ぐらいになってるらしいですが、これについてデータのクラウド化の推進に資する場合、その2分の1について特別交付措置をする、そういったことも決められたようです。

こういった交付金制度を利用して、ぜひ村でもコンビニ交付を、これは将来の課題ですけども実施してはどうか、それについてもう一度お答えいただきたいと思います。

○井上議長 池西課長。

○池西住民課長 コンビニ交付ですけども、現在大阪府下では7市がコンビニを利用した住民票等の発行を実施しております。

議員お示しのとおり、個人番号カード制度が実施され、コンビニ交付を実施する場合、市町村の投資経費が特別交付税により軽減されますが、イニシャルコストとして約2,000万円の経費が必要であります。また、毎年数百万円の運営経費もかかるということを聞いております。

コンビニ交付につきましては、今後費用対効果や住民のニーズ、また近隣市町村の動向も勘案しながら検討すべき課題であると考えております。

○井上議長 清井議員。

○清井議員 要望します。

要は、これも1つの人口減少対策になるんじゃないかなという1つのヒントみたいなものがありまして、村の人口は例えば平成20年から26年で約671人減少しているって、そういう人口統計、データあるんですね。その内訳を見ましたら、要は生産年齢人口が大幅に減っているっていう内訳です。

新年度の予算では、国保料、村税の納税についてはコンビニ納付の扱いを開始されると。これもやっぱり生産年齢人口に対する1つの利便性を図るという趣旨があるんかと思っています。

ぜひ、住民票ですとか印鑑登録証明、証明書等交付がコンビニでできるとなれば、そういった生産年齢人口に対する非常に便宜性が資することになりますので、ぜひ将来の課題っていいですか1つの目標として、コンビニ交付について検討をお願いしておきたい、そのように思います。

以上です。

○井上議長 質問事項2番目の答弁者、北浦地域振興課長。

○北浦地域振興課長 都市計画法の柔軟な運用につきまして御答弁申し上げます。

都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するなど、いわゆる土地利用の交通整理を念頭に置いたものであります。

まちづくりを放置すると、無秩序な開発やばら建ちを招き、劣悪な市街地が形成されるおそれがあります。本村での例を挙げますと、小吹台団地におけるのり面開発の抑止として機能しているところです。

都市計画区域に指定されたことにより、一定規模以上の開発には許可が必要となり建築等の行為についても制限されますが、市街化調整区域においても開発のメニューがあり、制度の活用により秩序あるまちづくりが行われるものと認識しています。

以上、答弁とさせていただきます。

○井上議長 再質問お受けします。

清井議員。

○清井議員 ここで、今皆さんにお配りしましたデータ、グラフなんですけども、見ていただきたいと思います。

これは、村が都市計画法を導入した平成7年3月ですから平成6年までの10年間、そして平成25年までの19年間の農地転用の件数、そして2段目の段が農地転用の面積、そして3段目に建築件数。建築件数には、住宅、工場、倉庫も含まれております。

このもともとのデータにつきましては、農業委員会とそれから税務課からいただきました。これをグラフ化しました。

それで、見ていただきまして、一番上段が農地転用の件数ですが、これが先ほど申しました施行前10年間、転用件数が185件で年間平均18.5件ありました。

そして、平成6年に申請件数、面積ともですが突出しておりますのは、施行後5年間の経過措置を見越した駆け込みの転用件数、転用面積である。そのために、異常に高くなっている、こういう実態があります。

そして、平成7年から25年の19年間、この間の転用件数が153件で年間平均8.1件、同様に同じような傾向があります転用面積につきましても、前半10年間の面積が18万6,914平米で年間平均1万8,700平米ありました。ところが、平成7年以降、この19年間で総転用面積は8万9,361平米で、年間平均4,700平米と、このように減少してるわけですね。

そして、特記事項として中段の中ほどにありますとおり、転用面積、平成15年ですね、1万6,100のうち、オレンジヒルの開発のために転用されたのが1万952平米ですね。これは、下の住宅のほうとも当然に関連しておりまして、一番下の下段、6年の10年間の建築件数が542件で、年間50件以上の建築があった。

ところが、それ以降、この19年間でその数字が617件で年間32件余りと。それが全体として近似曲線であらわしてるとおり、それまではということは、導入までは右肩上がりであったものが右肩下がり、転用面積、転用件数、住宅建築について全て右下がり下がっております。

中でも、先ほど言いましたオレンジヒルっていうのは、これは1万952平米の開発行為は、実はこれは都計法施行前の申請、最初の土地を取得して開発やったんですが、ちょっといろいろな事情でそれが実際に開発が実現したのが平成15年。ただし、その開発基準は下を書いておりますとおり、開発基準は都市計画法施行前の村開発指導要綱によると。だから、都計法には該当しないと。

そして、16年、17年かけまして、建築件数の話ですが、16年が64件、17年が48件、件数です。これは、112件あるんですが、そのうちオレンジヒルが住宅71件と倉庫1件と、こういうことになるわけですね。

これで、このグラフを見ていただいて、都計法施行の前後で状況がどう変化したかおわかりいただけたと思います。

当然のことながら、農地と宅地の課税標準額は1対1.8倍ですから、農地が宅地に転用されましたら、さらに住宅が建築されますと、固定資産税は大幅にふえますよね。だから、そういった税上の効果っていうのが非常に大きなものがあります。だから、それを例えばこれが都市計画法を施行したからこういう傾向になったとすれば、都市計画法は我々にとっては非常に辛い制度であったと、そのように思います。

そして、今はもう既に現行の制度になったわけですから、我々は当然にその都市計画法に従っていかなければならないわけですが、現行の都計法のもとでは土地にゆかりのある人、例えば都計法施行前から土地を所有している人、それからUターンの人、それから農林業に従事する関係の人しか調整区域で新たな土地や土地利用、新たな家を建てたり、倉庫や工場ができない。そういう制限があります。

だから、村外の土地にゆかりのない人、そういう何らかのつながりのない人が個人的に調整区域で土地を買って、家を建てたり工場を建てたりしようかというのは、非常に大きなエネルギーが必要になってきますね。しかし、これを克服しないと、人口増加や税収アップには結びつかない、そう思います。

そこで、2点お聞きしますが、この対応として、答弁では調整区域でも開発のメニューがあって、制度の活用によって秩序あるまちづくりが行われる、その具体的な話まず教えていただきたい。

次に、村長が新年度の総括質疑で、開発行為の円滑な手続の方策を検討する、こういった表明されております。これは、具体的にはどのような手だてを検討されるのかお聞きしたいと思います。

以上です。

○井上議長 北浦課長。

○北浦地域振興課長 1点目の調整区域においての開発ですけれども、これは都市計画法の第34条でそういう開発基準、許可の基準が示されております。

具体的に言いますと、調整区域内の住民が利用する学校や社会福祉施設、移動施設等日常生活に必要な、それから日常生活に必要な物品を販売する小規模な店舗、あと道路の円滑な交通を確保するための沿道サービス施設、それと地区計画が定められた地域でのその

計画の内容に適合する施設などがあって、これらについてはできると。そのほかに、大阪府が提案基準として、やむを得ない開発として認められる20のケースを決めております。

それから、2点目の開発行為の円滑な手続の方策ってということですが、村内は山林が80%占めて、急峻であるとか、国定公園があったりとかということで、全てが全て開発できるような状況ではありません。

ただ、その中でも、調整区域の中でも開発が適する地域について、地形とか環境、それから法律などを勘案しながらその利用形態を分析して、新規事業者がもし開発考えたいというようなところが出現した場合には現在の法令において円滑に対応できるように、事前の準備につながる地域のゾーニングを検討していきたいというふうに考えております。

○井上議長 清井議員。

○清井議員 もう一回そのゾーニングのことと、最後に村長のお考えをお聞きしたいんですが、まず村長はこれまで都市計画に関しましてはいろいろと特別な思い入れを持っておられるということ承知してます。

平成7年の都計法導入時点で議員なさってまして、いろんな意見とか注文つけられました。

そしてまた、平成13年に村長と私、当時村長議員でしたから、私と一緒に都市計画法の見直しはできないものかってなことで、国交省の都市計画課へ村長と一緒にいったことがあります。

そこで、都計法の専門家の企画専門官から調整区域の見直しはできないかっていいましたら、調整区域でも開発できますよ。調整区域で開発しようとするれば、地区計画の手法でやったらいいんじゃないですかってな割かし簡単なアドバイス受けたんですね。帰ってきて、ようその都市計画法の地区計画っていうの、これ法第12条ですが見ましたら、その基本的な考え方として、市街化調整区域で地区計画を定める場合は、調整区域の性格を変えない範囲ですべきである。そして、例えば農業振興地域の整備に関する法律とか森林法にかかっておるとすれば、都市的な土地利用が制限されていることが明らかな場合、要は農振とか森林法にかかっている場合は地区計画を定める積極的な意味はない、そのような規定があるわけですね、地区計画の中に。だから、しょせん調整区域は調整区域でありなさいっていうな、大きな縛りの中でできることやればいって非常にしんどい定め方されてます。

そして、調整区域で地区計画を定める場合はあらかじめ都道府県が同意しなければならないと、ここで大阪府が出てくるわけですね。そのように定められています。だから、そ

のさじかげんを握っているのは大阪府かなと、このように僕は思ってます。

それで、今ゾーニングの検討をする、そういう答弁ありましたが、例えば住居系のゾーンが定められるとしますね。その中で、先ほどちょっと触れましたけども、村と地縁などゆかりのない人が、村外の人ですね、そういう人が村にゆかりのない村外の人に来て、田んぼ1枚買ってそこで家が建てられるのかどうか、その住居系ゾーンが定められた中でですよ。

そして、先ほど都計法の中の地区計画の性格とか指針を見ましたら、農振法あるいは森林法がある場所は本来的には地区計画をするのは積極的な意味はないと定めがありますけども、例えば比叡ノ前のあたりですね、田んぼあの辺平たんですから家建てられる可能性あると思うんですけど、あの辺は全ていわゆる農振区域になってますわな。あの辺を例えば住居系のゾーンあるいは商業ゾーンにしようとしたら、農振がかかってたらそういう積極的に地区計画を定める意味がないってな定め方とどう整合をとっていくのか。

極端に言うたら、そのゾーン区域を設定するとすれば、そういった農振法ですとか森林法については事前に解除しておくのか、そういったこともお聞きしたいと思います。

そして、地区計画との関係において大阪府の同意は不要であるか。逆に大阪府の同意をとりなさいってありますから、そのゾーンを決定する際に大阪府と事前に協議をして、そこでは大阪府の同意はもう不要であると、住居系ゾーンにする場合はね。そういったことが可能なのかどうか、そういったことまで検討されてるのかお聞きしたいと思います。

それから次に、村長にお聞きします。

人口増加、税収アップを図るには、外からの新しい息吹を入れんといかんと思いますね。で、地域にも活力が生まれる。そういったことを通じて、村長がおっしゃってる過疎からの脱却が図れる、そのように僕は思うてます。ぜひ、村長のお考えをお聞きしたいと思います。

○井上議長 北浦課長。

○北浦地域振興課長 ゾーニングのほうの検討につきましては、現行の法律のその法令の範囲の範疇において開発が可能なところや、あるいは当該地に誘導が適するというような業種などについて事前に課題整理をしておこうというものでございます。

それから、清井議員の示された事例につきましては、ゾーニングができていて、完了しているからといって、それで手続は全く要らないということはありません。やはり、府との調整が不要となるものではありません。

この検討しておくというのは、例えば地区計画の手法を用いた開発行為等を円滑に進めるための道具であるというふうに考えております。

以上でございます。

○井上議長 松本村長。

○松本村長 過疎からの脱却、これは私のテーマでもございまして、どうしてもやり抜かねばいけない命題でございます。

現行の都市計画制度でございますが、これは平成7年に導入されたわけですけど、私はもう初めから徹底的に反対いたしておりました。その危惧のとおりでございまして、御存じのとおり私どもの村は過疎に落ちたと、そういうことでございます。

とりあえず、簡単に考えますと人口7,000人、あるいは税収3億円アップ、これが私どもの村の過疎から脱却できる最低ラインやと、私はそういうふうに考えております。

現行の都市計画法によって、確かに私どもは豊かな自然が守られたということは、これ1つの事実でございますが、先ほど事務方が説明いたしましたとおりで、非常に開発するにしても時間がかかる。今まで何件かそういうオファーがございましたが、ほとんどそない時間かかんねんやったらやめやというふうなことで、いわゆる私どもの村にあればいいような施設、その他が逃げていったというのが事実でございます。

私は、何はともあれ過疎から脱却をしたいということで、開発候補地、村で幾らかちゃんと設定いたしまして、そこではすぐに開発できるようなことにならないかということで今一生懸命その辺の交渉を進めているところでございまして、なかなか都計法から逃げるのは難しいとは思いますが、そんなこと言うとしたら、うちはいつまでたってもこのままで潰れるのが関の山でございますから、まずその辺を万難を排して、関係機関と協合しながら、スピーディーにすばらしいまちづくりをできるように努力したい。

特に、私ども申しておりますとおり、超一流の村づくりをやりたいというところでございまして、従来の手法ではとても私どもの村、もとへはなかなか戻れないと思いますので、その辺どういう方法があるのか、今一生懸命考えながらやっとなる最中でございます。できるだけ早くその辺の答えを見出して、皆さんとともにいい村づくりに励んでいきたいと、そういうふうに思っております。

○井上議長 要望をお受けします。

○清井議員 よろしくをお願いします。

○井上議長 第3番目の質問者、関口議員。

○関口議員 日本共産党関口ほづみです。私は通告に基づき、以下2点について質問いたします。

最初に、子育て支援の充実のためにお伺いいたします。

村の人口は減少し続け、1月末現在の総人口は5,735人となり、2013年10月

6,000人を切り2年以上経過しております。

昨年、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、本村は過疎地域に指定されました。昭和60年から平成22年の人口減少率が19%以上という人口要件が追加され、かつ財政力指数が0.49以下に該当したものによるものです。本村の人口は、昭和60年の7,697人から平成22年6,015人で減少率が21.9%となりました。

村長は、国内でいまだ例のない過疎からの脱却を目指しておられます。これは、私も同じ思いです。そのためには、若い世代の村外からの移住で給与所得者と出産数をふやすこと、またもともと村に住んでいる若い世代が子どもを産み育てやすい環境を整えることが、過疎から脱却できる1つの要因だと考えております。

村では、これまでも子ども医療費助成の拡充や妊婦健診助成、中学校給食の実施など、府下でも先進的に進められました。しかし、これらの制度は今では府下多くの自治体で実施されており、特に本村がすぐれているとは言えなくなりました。

そこで、村として人口増に向けてさらなる子育て支援策を進めることを求めます。

1つは、子ども医療費助成を高校卒業まで拡充し、府下最高の子ども医療費助成を行うこと。大阪府は、全国最低の子ども医療費助成をようやくことし4月から通院を3歳から就学前まで拡充することになりました。しかし、所得制限を強化したり、入院時の食事療養費を打ち切るなど、不十分な内容になっております。

この際、本村では中学校卒業までの医療費助成を高校卒業まで広げていただくよう要望いたします。

2つ目には、過去にも要望してきましたが、村独自の奨学金制度を設けて、高校や大学、専門学校生の学費負担を少しでも軽減できるように応援をしてください。

既に、大阪府下でも富田林市など18市町の自治体で奨学金制度を実施しています。経済的理由で進学を諦めることのないよう、村でも実施していただきますようお願いをする次第です。

次に、保育料の納付について質問いたします。

平成27年度より国保料の納付をコンビニ収納できるようシステムの変更など予算化されました。以前から保育園の保育料の納付について改善を求めてきたところでございます。

保育園を利用している共働き家庭にとっては、平日役場の就業時間に納付することはできずに、休暇をとるなどしなくてはなりません。国保だけがコンビニ収納することになった理由はなぜかお尋ねします。保育料の納付についても、勤務地や就業時間外でも納付できるよう、要望します。

以上です。

○井上議長 質問事項 1 番目の答弁者、松本村長。

○松本村長 子育て支援の充実について御答弁申し上げます。

村の子ども医療助成制度につきましては、平成 25 年 4 月から入通院ともに所得制限を行わず、義務教育終了までの子どもを対象に実施しております。

その他、任意予防接種費用の幅広い助成事業を初め、保育園や幼稚園の保育料の負担軽減など子育てニーズに対応し、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりに積極的に取り組んでおります。

議員の御質問の子ども医療の拡大につきましては、今後の過疎計画事業の進捗状況や財政状況を見ながら検討すべき課題であると考えております。

次に、2 点目の奨学金制度につきましては、大学や短期大学への進学に利用できる日本学生支援機構の奨学金や高校への進学に利用できる大阪府育英会の奨学金がございます。これらのほかにも生活福祉資金や足なが奨学金、または進学先の学校により独自の奨学金制度を持っているところもございます。本村では、これらの制度について、中学校を通じて保護者に周知しているところでございます。

奨学金制度につきましては、国や大阪府、民間などさまざまな制度を利用できることから、村独自の制度を設けることは現在考えておりません。

○井上議長 再質問お受けします。

関口議員。

○関口議員 子ども医療費の件ですけれども、大阪府が 4 月から拡充することになりましたけれども、その影響額をまずお尋ねします。

それから、奨学金制度ですけれども、これは市町村独自でやってるところってほとんどないやろなと思ってたんですけれども、先ほど言いましたように、近隣でも富田林、狹山、また町でもやってるところがありまして、やっぱり諦めることのないようにということで、富田林の就学援助の目的を見ましたら、教育の機会均等を得やすため、能力があるにもかかわらず経済的理由のために高等学校の就学に困難な者に対して奨学金を給付するということで、富田林市などこれは貸与じゃなくって給付なんですけれども、これも高校に限定されております。これは、もう大分前にできたものだと思いますけれども、今高校については府のほうもいろんな制度がありますので、大分一般的に高校まではみんなが各家庭でも行っていますけれども、大学、専門学校となりますと費用もかかりますし、いろんな方法がありますので、貸与ということで卒業したらお世話になった村に少しずつ返していくという、村への感謝の気持ちとか、それからやっぱり村に対する愛着を持ってもら

うためにも、少しの予算でできることですので、村長は医療費助成についてはこれから検討していくような答弁をいただきました。

しかし、奨学金制度については現在のところ考えていないということでしたけれども、その2つについて、いわゆる奨学金制度についても考える余地を残していただきたいと思います。うんですが、再度御答弁をお願いします。

○井上議長 池西課長。

○池西住民課長 まず、1点目の乳幼児医療の対象者を18歳までに拡大した場合の影響額ということですが、人数といたしましては約140人程度の増加となります。金額にいたしまして、影響額は150万円から200万円程度になると思われます。

○井上議長 中野課長。

○中野教育課長 奨学金につきましては、今年度で行きますと、大阪府の育英会を通した件数が一応2件となっております。26年度につきましても1件ということで利用がございします。

これにつきましては、民間の奨学金制度いろいろありますので、そちらのほうの宣伝しておりまして、そちらのほうで利用いただくようにということで現在しているところでございします。

以上です。

○井上議長 松本村長。

○松本村長 私どもは、残念ながら村内に高校はございません。

しかし、私どもは子ども・子育てということで精いっぱいやろうということで、まずここ3年前ですか、中学校の楽器を買わさせていただきましたし、また御存じのとおりでございしますが、学校にエアコンを全部つけるということも行いますし、また中学生の海外派遣等、できるだけ中学生、学校のある範囲内で精いっぱい努力をしておるというところでございします。

○井上議長 関口議員。

○関口議員 先ほど医療費、もし村が18歳までに拡充した場合は150万円から200万円程度の予算が要とおっしゃいましたが、大阪府が4月から拡充することによって村がどれだけ負担が減るのか、そのこともお聞きしたかったんです。それ、もう一度お尋ねしますことと。

奨学金ですけれども、2件の府の育英とかそういうの利用申請者があったということですが、今の奨学金制度というのは貸与プラス利息がついてるんじゃないかと思うんですね。

だから、そうではなくって、村独自でしていただきましたら、例えば月5,000円なりの奨学金をやることによって年間で6万円程度、それで利息なしで卒業後返してもらえという、返すんやということで、本当の意味の奨学金、与えるんじゃないかって利息なしで貸してあげるよっていう、そういう制度をぜひ検討していただきたい。1人、月々にしましたら5,000円で年間6万円、一時金のところもありますけれども、そうしたことを検討していただきたい。

子育て支援につきましては、村長おっしゃいましたように、村非常に少ない子どもやかからということもありますけれども非常に充実していただきました、これまでは。大向村長のときに、村の全国府下先駆けて子ども医療費助成、子どもたちは村の宝やっということをやっていたことが今につながっていますけれども、しかし残念ながら今ではもうそうした制度が府下同じレベルになってしまって、ほんなら村に引っ越ししようかっていう何かの特色のあるもの、奨学金制度があると。そして、医療費も高校卒業まで助成してもらえんやということで人口増加の対象になると思うんですが、その点でもう一度御答弁お願いします。

○井上議長 池西課長。

○池西住民課長 大阪府が対象者を拡大することによりまして、村の歳入分といたしまして、50万円から100万円の増加見込みとなっております。

先ほど言いました村全体で18歳までに引き上げた場合140人、影響額としまして150万円から200万円、それ差し引きいたしますと約100万円の費用が必要かと思われます。

先ほど村長も答弁いたしましたとおり、今後の過疎計画の進捗状況、財政状況を見ながら検討すべき課題と考えております。

以上です。

○井上議長 中野課長。

○中野教育課長 奨学金につきましては、無利息の場合と利息のある場合といろんなパターンがあるかと思います。

また、富田林市さん等近隣でやっておられます奨学金につきましても、人数制限等設けて何名って形でやっておられるっていうふう聞いております。

そういったことから、村のほうにつきましてはそういった回収の今後の手続等もありますので、今のところ民間の資金を助成いただいてということで、今後の課題ということで考えております。

○井上議長 要望お受けします。

○関口議員 医療費助成につきましては、差し引きしまして100万円前後の負担で高校卒業するまでの医療費を助成することができると思うんです。

それで、中学から高校になりますとお医者さんにかかる回数も減ってきますので、制度としてこういうことがあるということになりますと、府下でも飛び抜けて素晴らしい制度があるという宣伝にもなります。

それから、奨学金制度につきましては、無利子の奨学金は非常に競争率がありまして大変なんですよね。だから、しゃあないからもう利息があってもそっちにやらんと経済的に大変やということで、利息のあるほうを選んでも子どもたちが多いと思うんですね。

そういう子たちのためにも村独自で、これもわずかな金額で行けると思うんですね。年間6万円を、例えば5人でしたら数十万円の単位で、後々返ってくるんですから、返してもらうという約束でやるという方法でやれますので、ぜひやってほしい。

富田林市はこの4月から子育て支援として、全国的に子どもが減ってますけれども、出産数がね。うちの村でも減ってます。だけど、富田林も同じように出産数が減ってるから、妊婦届があった人に対しては市として市の農産物を上げるとか、ほんで金額的にして3万円の分の補助をすとか、そういうやっぱりどことも子どもが減ってるということに対して危機感を持って対策をとられておりますので、村は非常にいい環境が今でもありますので、さらにこの上こんだけのことをするという宣伝で、若い人が移り住んでくれることを期待できると思いますので、ぜひそうしたことを御一緒に考えていけたらと思います。気持ちと要望としておきます。

○井上議長 質問事項2番目の答弁者、菊井健康福祉課長。

○菊井健康福祉課長 それでは、保育料などの納付につきまして御答弁申し上げます。

現在、保育園の保育料は、役場窓口と7カ所の金融機関で納付していただくことになっておりますが、平成27年度からは保護者の皆様の納付の利便性を図るため、新たにゆうちょ銀行からの口座振替を行います。

現在のところ、62世帯中49世帯から自動払い込み利用の申込書の提出があり、今後ゆうちょ銀行との準備が整えば4月分の保育料から口座振替が可能となりますので、コンビニ収納は考えておりません。

今後は、口座振替制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○井上議長 再質問お受けします。

関口議員。

○関口議員 この4月から郵便局でも納付可能ということになりましたけれども、それま

ではほかの銀行もありましたけれども、今までとの、今回は62分の49件が振り込みと  
いうことですが、これする以前はどういう状況であったのかお尋ねします。

○井上議長 菊井課長。

○菊井健康福祉課長 現在、今年度までは役場窓口、そして小吹台連絡所、そして大阪南  
農協、りそな、三菱東京UFJ、三井住友、近畿大阪、南都、関西アーバンのその金融  
機関で納付書を郵送させてもらいまして、保護者の方がじかにその金融機関の窓口、役場  
のほうに行くちゅうことで、かなりちょっと過去から御不便かけてたような状況でござい  
ますので、新たに来年度から、今のところゆうちょ銀行だけでございますが、口座引き落  
としができるような体制を整えようと考えています。

以上でございます。

○井上議長 関口議員。

○関口議員 要望しておきますけれども、コンビニが最高とは私も思っていないんですけれ  
ども、たまたま国保料がコンビニということになりましたので、それやったら何でと思う  
ことがありまして質問させていただいたわけなんですけれども、これまでは銀行引き落と  
しはやってなかったからということで、直接窓口に行かなあかんという不便を親御さんに  
かけてたけれども、振り込みができるとなりましたらこれだけの効果が出てきたというこ  
とで、保育園を利用されてる方は本当に日中働いていますので役場に持ってくること自体  
ができないということでこういう質問させていただきましたけれども、今後できるだけ  
ゆうちょに口座を持ってない人については、ほかの銀行でも引き落としできるように便宜  
を図っていただきますようお願いしておきます。

○井上議長 4番目の質問者、浅野議員。

○浅野議員 4番、公明党浅野利夫でございます。

議長通告に基づきまして、2点質問させていただきます。

まず1点目、地方創生戦略の推進についてお伺いをいたします。

日本の人口は減少局面に入っており、また若者の地方からの流出と東京圏への一極集中  
が進み、首都圏への人口集中度は諸外国に比べて圧倒的に高くなっております。このまま  
では人口減少を契機に、消費市場の縮小や人手不足による産業の衰退などを引き起こし、  
地域のさまざまな社会基盤を維持することも困難な状況に陥ることが考えられます。

このような状況を踏まえて、政府は昨年11月に成立したまち・ひと・しごと創生法に  
基づき、人口減少の展望を示した長期ビジョンと地方創生のための今後5年間の総合戦略  
を12月27日に閣議決定をしました。さらに、都道府県や市町村には、2015年度ま  
でに地域の実情を踏まえた地方版総合戦略の策定が努力義務として課されており、本年の

平成26年度一般会計補正予算にも計上されておりました。少子・高齢化の進展に的確に対応し人口減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中是正が目的であると思います。

地方創生の鍵は、地方が自立につながるような地域の資源を生かし、責任を持って戦略を推進できるか否かであります。昨年、過疎地指定を受け、過疎からの脱却に向けて取り組む本村にとっては、いよいよ正念場となる本年であると考えております。

そこで、次の5点についてお伺いしたいと思います。

1つ、まち・ひと・しごとを創生する戦略を立てるための人材確保について、どのように考えておられるのか。2、周辺市町との連携のあり方についてはどうか。3、地方移住の推進については、どのように考えておられるのか。4、出産、育児、教育環境の整備については、どのような考えか。5、農林業の後継者不足や企業誘致への取り組みについては、どのように考えておられるのか。

以上の5点について、よろしくお願いをいたします。

2点目の質問です。

曇らないカーブミラーの設置についてお伺いしたいと思います。

カーブミラーは、見通しの悪い交差点やカーブになっている場所に設置されており、通行の安全性を確保するための補助施設として設置されております。

この冬、朝早く車で出勤されている住民の方から相談を受けました。

いつも交差点では一旦停止をして安全確認をしているが、特に夜間の冷え込みが厳しい朝方にはカーブミラーが曇ったり凍ったりして真っ白になっており、全く役に立たない状況である。何とかならないのかというものでありました。

私も交差点での一旦停止とカーブ地点では徐行運転を心がけていますが、カーブミラーが見えないのでひやりとしたことが何回かあります。

村内の道路は狭隘でカーブも多く、数多くのカーブミラーがあります。高齢者のドライバーも多く、安全性の確保からも現在のカーブミラーを曇らないカーブミラーに順次取りかえてはどうか、また今後設置するカーブミラーは曇らないものを設置すべきと考えますが、行政側の所見をお伺いいたします。

以上の2点、的確な御回答よろしくお願いをいたします。

以上。

○井上議長 質問事項1番目の答弁者、松本村長。

○松本村長 地方創生について答弁申し上げます。

まず1点目の、まち・ひと・しごと創生する戦略を立てるための人材確保についてでご

ざいますが、本村においては本年４月から過疎対策や地方創生の取り組みを積極的に推進するため、企画部門や観光、農林業振興などを所管するまちづくり課などを設置するとともに、事務職や専門職員の採用、大阪府などからの派遣職員の配置など職員体制の充実を図り、これからさまざまな課題に対応できる体制整備を行っているところでございます。

今後、地方創生や過疎対策への取り組みが本格化する中、こうした人材確保については情勢に応じ、職員の採用や国の人材支援制度、地域おこし協力隊の活用などを視野に入れ、より適切な人材確保に努めてまいります。

次に、２点目の周辺市町との連携のあり方についてですが、これからも６市町村による共同処理事務や広域連携研究会における広域連携の調査研究など積極的に取り組んでおります。地方創生への取り組みにおいても、経済面、文化面、地理的状況の観点から、一体性あるものについて広域連携は有効な方策でございます。

今後、地方版総合戦略を策定する中で、近隣市町と情報交換を行いながら、その可能性について検討してまいりたいと考えております。

次に、３点目の地方移住の推進、いわゆる定住人口の増加策でございますが、平成２６年度の国補正予算による交付金を活用し、地方版総合戦略で盛り込むべき施策を先行的に実施するものとして、空き家情報バンク利用促進事業を初め、空き家購入者などへの家屋の改修や家賃に対する補助を行い、村外からの定住促進に積極的に取り組んでいきます。

次に４点目、出産、育児、教育環境の整備及び５点目の農林業の後継者不足や企業誘致への取り組みについても、平成２７年度において、学校の空調設備の整備を初め、子育て環境の充実や新規就農者の定住支援、新たな企業進出を円滑に進めるための開発候補地調査事業などを実施いたしますが、こうした事業とも整合性を図りながら、地方版総合戦略で盛り込むべき施策を検討してまいります。

今後、本村における地方創生戦略を推進するに当たっては、議員からのお示しいただいている点も含め、さまざまな観点から本村が抱える課題に対応し、より魅力あるまちづくりを行うため、議会の皆さんや有識者の方々の意見を聞きながら、一流の村づくりの実現に向けた地方版総合戦略を検討いたします。

○井上議長 再質問お受けします。

浅野議員。

○浅野議員 ありがとうございました。

大きなテーマを投げかけまして、丁寧に説明をしていただきました。

ここで、地方創生ということで本当に大きなテーマで漠然としてますけれども、もうちょっとある本で読ませてもらったら、これは明治大学の青山やすし教授なんですけど、元

東京都の副知事をされておった方ですけど、人口の増加とか経済だけ、それ自体が目的ではなくって、何をおっしゃりたいかっていうたら、近く地域の特色を生かし、生活の質の向上を目指すんだということと、社会構造や政策も生活の質の向上に向けた転換、これをしてしなければならないということをおっしゃってました。当然、人口とか経済の成長も必要なんですけれども、要はそこに住んでおられる方が本当にそれが満足されてるかというところだと思います。

それから、私が自民党の石破地方創生担当大臣の講演を聞く機会がありまして、その大臣が国が地方のことまで決めてやるんじゃないよと。各自治体は何をやりたいんか、地方の自立が問われているということもおっしゃってありました。

また、私ところが今購読してる読売新聞、これちょっと気になったものでずっとおったんですけれども、1月10日の読売新聞の投書欄に、投書欄気流というところなんですけれども、ここでは埼玉県の大瀨町の町長がそこに投稿されておりまして、町長が投稿されるっていうの珍しいんでとっておったんですけれども、ちょっと紹介させていただきます。

大瀨町は現在人口、12月1日現在7,617人で、1年で100人近く減りました。私どもよく似てるんですけれども、町長としてどうすれば人口減少を食い止められるのか日夜悩んでおります。若者の定住促進にも取り組んでいますが、歯どめがかからないのが実情です。日本中の地方の首長、市長に共通する悩みだと思います。地方創生が絵に描いた餅にならぬよう、政治や行政が連携し、英知を結集することが大事だと思いますというふうに、もう少しあるんですけど、抜粋したのはそういうところです。この方は女性の町長なんですけど、本当に深刻に考えておられます。もうどこも一緒だと思います。だから、地方の自立、いわゆるうちの村では村長がおっしゃったように過疎からの脱却ができるか否かでないかと私は考えております。

本会議の冒頭、村長の挨拶の中でも日本一の村にするということをおっしゃりました。国会でも2番じゃだめなんですかといって有名になった国会議員もおりますけれども、私は2番ではだめだと思っております。

ここで、村長の意気込みですね。村を変えていただきたいと思いますし、私たちも喜んで応援をさせていただきます。再度、日本一の村とはどういうものか、具体的にどのようにしていきたいのかお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○井上議長 松本村長。

○松本村長 いろいろ新聞記事あるいは雑誌、単行本その他、これから村づくりという本をいろいろ読みますけども、なかなか私どもの村に合った命題はないということなんです

が、ただ言えることは、今まで例えば隣村あるいは北海道で成功した事例、そういうのが恐らく私どもの村に持ってきてもしょせん二番煎じじゃないかなと、そういうふうに思います。

そうしますと、石破さんの話も何回か聞きましたら、どうも彼の話はやる気のあるところだけはどうにか助けるよと。ないところはもうほっとくでと。単純に言えばそういうことやと考えます。

だから、やっぱり恐らく日本でただ一つ、先ほどから超一流の村づくりと僕一流の村づくりよく言いますけども、これは一流ということはどういうことやということは、ほっといても人が集まってくるのが一流やというふうに僕は考えておるんです。

何しろ、この間落語家でも死なはったですけども、超一流やからあれだけのニュースバリューがあるんで、4流、5流の落語家が死んだかて誰も見向きもしない。そういうふうな状況でございますから、特にそれとともに若い人たちが出ていく。これはやっぱり魅力がないんですよ、うちの村に。

だから、もちろんそれはそれとともに意外と私は75年間千早に住んでおりますけども、昔のようにどうも隣との連帯感、地域の連帯感がだんだんだんだん薄れてきた。ということは、やっぱりうちの村は、千早は昔は凍り豆腐でそこそこ栄えて、経済的な力があった。あるいはそのうち材木で戦後非常に栄えた。最近、金剛山しか売るもんがないと。ところが、残念ながらお金を使ってくれるような人が来ない。そうすると、どうするかというと、お金を使ってくれる人を集めなきゃいけない。どうやって集めるか。それがこれからの我々の知恵の出どころというふうに考えますから、そういうことでどうしても時代に合ったニーズをいかにして見つけて早く動かすか、それだけ。なかなか言うのはやすく、行うのは難しいんですけども、そういうことやと思いますから、精いっぱい職員あるいは私どもも含めまして努力いたしますし、議員の先生方もこうやったらええんやないかというふうな御提案をいただきながら、村づくりに励んでいきたいと思います。

○井上議長 浅野議員。

○浅野議員 いろいろ言っていただきましたんで、要望しておきます。

この村は、やっぱりよそから見たらたった1つの村でいいな、空気がいいなと、そういう面だけしか余り見てないです。私の友達も来たら、いいところやいいところや言うんですけど、実際住んでないからいろいろ言えるんですけども、でも、その中でもやはり村長が光っていただいたら、この村は必ずよくなるんじゃないかと思います。

今回、交付金を利用してビジターセンターの設置とかいろいろ考えて、今年度の計画とか予算がありますので、それをしっかりと我々も支えながら、この村を一流の村にしてい

きたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

○井上議長 質問事項2番目の答弁者、増田地域振興課参事。

○増田地域振興課参事 曇らないカーブミラーの設置をにつきまして御答弁を申し上げます。

現在、村管理の道路反射鏡405基、鏡面535面が設置されております。

御指摘のとおり、風当たりや設置方角、設置場所などにより、冬場の温度差が激しいときや湿度が高いときなどには鏡部が曇る場合があることは承知しております。

道路反射鏡は、車の接触や飛び石、鏡面の老朽化などにより取りかえが必要となるいわば消耗品的なものであるため、村ではほとんどが安価である防曇機能のない樹脂製の鏡体を使用してまいりました。

高齢者のドライバーも多くなり、一層の交通安全対策が求められていることから、鏡体が曇ると危険を伴うような交差点については、御提案のとおり更新の際には優先的に防曇機能のある鏡体を検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○井上議長 再質問お受けします。

浅野議員。

○浅野議員 難しい言葉ですね。曇らない、わかりやすい言葉回しは見つけられなかったんですけれども、今現在防曇機能、いわゆる曇らない、今現在使用されている防曇機能のないカーブミラーの金額幾らぐらいするのか。また防曇機能のあるカーブミラーの金額は幾らなんか、どのぐらいの金額の差があるのかちょっと教えていただけますか。

2つ目に、今現在のお答えの中で、更新の際に優先的に防曇機能のある鏡体を検討するというお答えをいただいたんですけれども、これは危険箇所であっても更新のときしかつけかえないというふうに捉えられたんですけど、その2点についてどのようになっているのか、もう一度お願ひしたいと思ひます。

○井上議長 増田参事。

○増田地域振興課参事 鏡体の製品自体の実取引価格で申し上げますと、現在設置しているもので2万円前後、また仕様により価格帯は異なりますが、現在検討しております鏡面加工した防曇機能のある鏡体で4万円前後となる予定です。

また、危険な箇所につきましては調査を行い、危険な交差点等については優先的に、予算の範囲なのですが、防曇機能のある鏡体と取りかえてまいります。

以上です。

○井上議長 浅野議員。

○浅野議員 更新じゃなくっても、こちらが申請っていうんですか、言えばつけかえていただけるということなんですね。

それともう一つ、これはカーブミラーに関連することなんですけれども、実際我々曇らないんですけど、汚れていてカーブミラー大変見にくくなっているというのがあります。

今からもう20年以上前なんですけれども、ちょうど私の前任の議員のときです。我が党の公明党の活動として、村内のカーブミラー、洗剤をつけて磨きに回ったことあるんです。私も何回かやりました。だから、鏡面は一番交通量の激しいところでしたら、もう1枚拭くだけで真っ黒けになってしまうんです。車の排気ガスなんかですね。だから、そういうこと、私もよくわかっております。

この前も、たまたま通りかかったら、水分のところで増田参事なんか職員の方で一生懸命拭いていただきましたけれども、今後そういう職員の手で拭くちゅうのは大変なことになってくるんで、ちょっと鏡体の取りかえとはまた別なんですけれども、年1回ぐらい村のシルバー人材センターなんかに依頼してやってもらったらどうか、そういう契約をしたらどうかと、これ私考えるんですけど、これはいかがですか。

○井上議長 増田参事。

○増田地域振興課参事 シルバー人材センターへの鏡面清掃の委託なんですけど、状況に応じ検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○井上議長 要望お受けします。

浅野議員。

○浅野議員 もう何年も職員の方にやっていただければ、そら自分の給料の範囲だということになりますけれども、やはりもう少ない人の職員なんで、そういうところは部外にでも委託してやっていただければと思います。

そういうことで、カーブミラーが見えにくいために事故が起こったとかそういうことのないようにちょっと努力していただきたいと思ひまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○井上議長 ここで休憩します。

午後2時25分から再開します。

午後2時13分 休憩

午後2時25分 再開

○井上議長 休憩に引き続き再開いたします。

5番目の質問者、徳丸議員。

○徳丸議員 3番、日本共産党の徳丸幸夫でございます。

通告に基づきまして、以下2項目について質問をいたします。

まず1つは、イノシシ被害対策の強化について伺います。

有害鳥獣、中でもイノシシの被害は極めて深刻な事態になっております。特に、本村では山間地を中心に被害が大きいようであります。東水分、二河原辺、桐山、中津原など山間地の被害が大きく出ております。

まず、被害の実態について担当者ではどういう認識をしているのか、またきちんと詳細について掌握しているのかお聞きをいたします。

狩猟免許を取得するのに受験料などの負担がかかります。御承知のとおりだと思います。狩猟はもちろんです、箱わなを仕掛けるにも免許が要ります。わなの免許を取得するのに、受験料、医者診断書、2回の講習の交通費など数万円の費用がかかります。

以前は、国の制度として補助金制度がありましたけども、今はありません。免許を取得しやすくするために財政的な援助が必要ではないかと思いますが、この点について伺います。

また、免許を取得したとしても、猟友会の加入金、保険料などの負担もあり利用しにくくなっております。免許取得者への援助と指導はできないのか伺います。

被害を少なくするためには、支給している電気柵、ワイヤーメッシュなど資材購入の増額が必要ではないでしょうか。答弁を求めます。

次に、空き家住宅の活用で人口増加をについてお聞きをいたします。

本村の人口は引き続き減少しております。村の人口の増加策は喫緊の課題であります。

今、全国の空き家は2013年度には住宅の1割超に当たる860万戸にもなっております。人が住まない家はどんどん老朽化し、近隣住民とのトラブルの原因にもなります。こうした問題に対処するために、全国で355自治体が空き家条例を設けております。

昨年11月に全会一致で成立をしました空家対策特別措置法は2月に施行され、5月から罰則規定が適用されます。倒壊するなどのおそれがある空き家は強制撤去の対象になります。

日本共産党は、撤去の指定には厳格にすることを指摘をしました。法改正の撤去後の土地の固定資産税が6倍になり、かえって撤去が進まない理由にもなることから、必要な軽減措置を求めています。また、空き家を活用する自治体を国挙げてサポートする必要があります。

空き家活用の仕方は、リフォームして貸し出す、自治体に登録して空き家バンクとして移住者に格安で貸し出す、建物を解体して駐車場などにするなどといったことが考えられ

ます。

そこで、次の点についてお聞きをいたします。

1つ、村内にある空き家戸数は何戸あるのか調査をしておりますか、教えてください。

2つ目に、情報を発信するだけでなく、村内に転居する人への援助など具体的な施策を検討する必要があるのではないかと思います。この点についての答弁を求めます。

3番目に、必要であれば空き家条例や要綱もつくって具体化をすべきだと思うが、どうか。

以上でございます。よろしくお願いします。

○井上議長 質問事項1番目の答弁者、北浦地域振興課長。

○北浦地域振興課長 イノシシ被害対策の強化をについて御答弁申し上げます。

本村のイノシシによる農作物の被害状況は、平成22年度の被害額365万円をピークに平成23年度からは減少傾向となっておりますが、被害の減少を実感していない方もおられます。

狩猟免許取得のための受験料や猟友会への加入金、保険料の援助について、新たに免許を取得した人がすぐに有害鳥獣の捕獲から処理までできるのか疑問であり、また猟友会が永続的に捕獲などを義務づけられることへの抵抗感は大きく、現在援助することは考えておりません。

しかし、有害鳥獣の駆除、捕獲には狩猟免許の取得者、猟友会の協力を得ることは不可欠ですので、今後も理解を求めていきたいと考えております。

資材購入への補助につきましては、平成27年度から従前より増額する方針でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○井上議長 再質問お受けします。

徳丸議員。

○徳丸議員 全体としては、確かに被害が少し減少傾向にあります。引き続き強化をお願いをしたい。

ところで、そこで鉄砲、要するに猟銃による捕獲、それからわなによる捕獲、被害にも、例えば捕獲はしないんですけども、ネットで見ますとアニマルピーと言うて、イノシシや鹿などが嫌う狼とかピューマの尿の販売をしてる。それで駆除をしてるというか寄せつけないっていうやり方をやってる自治体もあるようです。そういうことについて、御存じなのかどうか、まずお聞かせいただきたいと思います。

それから、このアニマルピーっていうのはアメリカやカナダあるいはイギリスなどで2

5年ぐらい前から起用されてるんです。日本でもＪＡだとか営農組合、果樹園などで試用実施されております。公害らしきものは一切出ない被害対策でありますけども、ただ料金がかかりかかりますんで直ちに設置するっていうわけにはいきませんが、その辺の認識をしておられるのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

○井上議長 北浦課長。

○北浦地域振興課長 今おっしゃいました新たな方法といいますかというのは、我々今のところちょっと認識しておりません。近隣とか身近なところでも使用されてるっていうな除法は聞いておりません。

○井上議長 徳丸議員。

○徳丸議員 京都府の南丹市でこういうことやってます。そこで、販売をしております。

要するに、アニマルピーっていうのは狼などの尿を瓶詰にしたもので、それを保護したい区域につり下げてイノシシを寄せつけないというやり方でやってるんです。ですから、ぜひ一度研究してほしいし、行政として取り組むようにお願いをしたい。

それからもう一点、駆除の委託料ですね。これ１００万円ことしの予算組んでますわね。それから、補助金も１００万円、合計で２００万円なんですが、必要であればこの補助金の１００万円あるいは駆除委託料の１００万円をふやすつもりはないのかどうか。

所信表明では、農業振興に取り組むということをはっきり表明してるんで、農業被害が深刻な事態の中でこういう予算化をふやす必要があるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょう。

○井上議長 北浦課長。

○北浦地域振興課長 資材費の補助金の１００万円につきましては３年ほど前から１００万円で続いておりまして、ただどの年度も６０万円から７０万円ぐらいの予算消化となっております。その１００万円の範囲できてるというか希望の方には皆使っていただいているということでございます。ただ、今回は１件当たりのその補助の額を２７年度からは少しふやしたいというふうに考えております。

それから、委託料のほうですが、これは地元の猟友会の方に年間を通じて捕獲していただいている分でございます。例えば餌代であるとか、わなの消費であるとか、そのような費用に充てていただいております。猟友会のほうと話し合いましてこの金額の範囲内で今のところやっていただいておりますので、どうしてもそういう資材とか何か高騰するとかということあればまた検討する必要があるかなと思いますが、今のところこの１００万円で続けていただけるんじゃないかというふうに考えております。

○井上議長 要望お受けします。

○徳丸議員 猟友会のほうも人数が減ってるし、高齢化してきてるということもあって、このまま行けば捕獲ができなくなる可能性もあるんで、やっぱり猟銃による捕獲ができるような支援も一定必要ではないかというふうに思いますので、その点も十分配慮していただくように要望しておきたいと思います。

○井上議長 質問事項２番目の答弁者、森田総務課長。

○森田総務課長 空き家住宅の活用で人口増加をについて御答弁申し上げます。

まず、村内にある空き家戸数でございますが、現在のところ把握できておりません。

４月以降、空き家情報バンク制度を創設するなど空き家の利活用に向けた取り組みを進める中、国等の動きを把握しながら空き家の情報収集について検討したいと考えております。

次に、村内へ定住する人への援助など具体的な施策及び要綱等の整備につきましては、４月から空き家の改修経費の一部補助や家賃の一部補助を行う定住促進空き家活用補助金の交付要綱を創設し、定住促進を図ってまいります。

以上でございます。

○井上議長 再質問お受けします。

徳丸議員。

○徳丸議員 先ほど冒頭での質問でも申し上げましたように、ことしの２月に法律ができてから施行されて、５月から罰則規定が適用される。御承知やと思うんですけどね。

そこで聞きたいんですけども、改善をされない場合、改善というのは要するに例えば老朽化した空き家を撤去してほしいとか、あるいはきちんと清掃してほしいとかという場合は、そういうことが改善をされない場合、強制撤去とか罰金徴収をするとか、あるいは優遇税制の撤廃などが義務づけられるんですけども、こういうことをするおつもりがあるのかどうか、まずお聞かせいただきたいと思います。

○井上議長 森田課長。

○森田総務課長 御質問の空き家等対策の推進に関する特措法の件で、特定空き家ということになろうかと思います。

それには、非常にすぐに特定空き家の特定をするということはなかなかできませんで、倒壊の危険性があるとか著しく有害となるおそれがあるとか景観を損なっておるとかというさまざまな問題で特定空き家という認定になろうかと思います。

本村におきましては、市町村においては国の指針に即しまして、空き家等の計画を策定せよと、また協議会を設置せよというふうな法律の趣旨でございます。

現在、空き家等につきましては各地区で補助金の範囲内で現在民間の所有地、個人の所

有地については一定その中で御協力をいただきながら、美観等空き家等の対策等も行っていていただいておりますが、地区においてはやはり高齢化が進んでおりまして、村に対するどうかできへんかというような御要望もいただいておりますので、今後この国の法律ができてまだ間がないところでございますが、村としても空き家等の対策について今後協議検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○井上議長 徳丸議員。

○徳丸議員 2つお聞きしたい。

1つは、本村の空き家の実数について早急につかむようにしてほしいと思うんですが、その中身はともかくとして、この家は人が誰も住んでない、あいてるというようなことも含めて、ぜひ早急に調査をお願いをしたいと。

それからもう一つ、空き家を利用する場合は、幾つか条件があります。

1つは倒壊のおそれがないとき、あるいは住居として使えるのかどうか、それから家財道具とかごみの処分、立木の管理などがきちんとされているのかどうか、それから権利関係にトラブルがないのか、税金の未納や滞納がないか、こういうことが言われてるんですけども、そういうことも含めて調査できれば、こういうことで今申し上げた中身に支障がなければ非常に貸しやすく、借りやすくなるわけで、こういう調査も含めてやっていただきたいと思うんですが、どうなんでしょうか。

○井上議長 森田課長。

○森田総務課長 まず、国の制定されました特措法の中でも、市町村内の空き家等の把握ということで検討課題にも上がっておりますのでございます。

本件につきましては、先ほど御質問等ございました全国で820万程度ということでおっしゃられておりましたが、この件につきましては25年度の住宅・土地統計調査からの推計数値であろうかと思うんですが、この調査につきましても本村では一部の区域しか調査をしておりませんで、実態が今把握できておらない状況でございます。

やはり、まず第一義的には調査には各地区長さんをお願いを申し上げまして、実態等把握できるのではないかと考えておりまして、今後どういう方法で、先ほどおっしゃいましたその特定空き家の認定の要件までをやっていくのかどうかも含めまして検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○井上議長 要望お受けします。

○徳丸議員 調査には、行政だけが頑張ってもなかなか難しいと思う。地区の区長なりの

協力が必要やと思うんで、ぜひ御協力いただいて調査をやっていただきたいということ  
と、それから必要であれば条例とか要綱とかつくって、空き家条例つくって利活用できる  
ようなシステムをつくっていくということが必要かと思うんで、ぜひそういう前向きの検  
討をお願いしておきたいと。

ひいては、これ更地にしますと固定資産税が6倍になると言われてますよね。そうなり  
ますと、もう更地にせずにそのままほっとこかと、こうなりますので、そこら辺も含めて  
十分な検討も必要かと思います。よろしく願いしときたいと。

以上です。

○井上議長 第6番目の質問者、田中議員。

○田中議員 6番、田中博治でございます。

私は、議長通告に基づき、以下3点について質問をいたします。

まず1点目は、新庁舎の建設について、2点目はがん検診等の費用の無料化について、  
3点目は村の財政状況についてであります。

1点目の新庁舎の建設について質問させていただきます。

新庁舎の整備に当たっては、千早赤阪村庁舎検討委員会において、建設場所や庁舎に求  
められる機能等について検討がなされています。私もその検討委員の1人の委員として会  
議にも出席させていただいております。

検討委員会における議論の中で最も大きな議題は、建設場所の選定であります。さまざ  
まな角度から候補地の検討が行われました。そして、最終的に建設場所として現庁舎及び  
くすのきホール周辺の2カ所に絞り込みを行いました。それぞれのメリット、デメリット  
を比較検討し、くすのきホール周辺が最適であるとの結論に至ったところであります。

一方、くすのきホールについては、大ホールの音響や照明などの設備機器を初め、空調  
配管あるいは屋根の雨漏れ、または地下水対策などの老朽化が進んでおります。早急に大  
改修が必要であると私は聞いております。

こうしたことを踏まえ、新庁舎をくすのきホール周辺に建設するならば、現在のくすの  
きホールのあり方をも含めて新庁舎の整備をどのように進めていこうとしているのか、松  
本村長のお考えをお伺いをいたします。

2点目の質問は、がん検診等の無料化についてを質問をさせていただきます。

日本人のおおよそ2人に1人ががんになり、3人に1人ががんで命を落とすとも言われ  
ております。

がんにかからないようにするためには、喫煙や飲酒などの生活習慣に気をつけることが  
大切ですが、一方で診断と治療の進歩により、早期発見、早期治療が可能となってお

ります。そのことから、がん検診はがんによる死亡者数を減少させるために重要な役割を果たしていると考えます。

国における平成24年度から28年度までのがん対策推進基本計画では、がんの早期発見を目的にがん検診受診率50%の目標を掲げておりますが、千早赤阪村でのがん検診の取り組み状況についてお伺いをいたします。

3点目は、村の財政運営についてを質問をいたします。

平成27年度予算については、一般会計と特別会計を合わせた予算総額は約5億6,424万8千円となっております。昨年度より18.7%の増加となっております。一般会計では2億9,309万円で、前年度と比較して4億2,400万円をも増加となっております。

この内訳を見てみますと、新庁舎の建設初め、金剛山ビジターセンターの建設、大規模な建設事業が始まるなど、まさに昨年4月に過疎地域の公示を受けた千早赤阪村にとって、平成27年度は過疎対策元年としてさまざまな事業が進められようとしております。今後、私たちは村民一丸となって魅力のあるまちづくりを行い、過疎脱却に向けた取り組みが求められております。その一方で、財政規模に努め、村民への負担を後年度に先送りしない方策も検討すべきではないでしょうか。

そこで、千早赤阪村の財政運営を預かる人事財政課長として、今後村の財政運営をどのように進めていく必要があると考えておられるのかお伺いをいたします。

以上、3点について、明快なる御回答をお願い申し上げます。ありがとうございました。

○井上議長 質問事項1番目の答弁者、松本村長。

○松本村長 新庁舎の建設について御答弁いたします。

現庁舎については、耐震性の問題、急傾斜地崩壊地区に位置していることなど、大災害が発生した場合、危機管理対応を含めた防災機能面において多くの課題を有していることから、村民の安全・安心な生活を確保できるよう、一日も早く新庁舎の整備に着手する必要があると考えております。

くすのきホールについては、議員お示しのように大ホールの設備機器等老朽化に伴い大改修が必要となっております。また、施設運営面においても、大ホールの昨年度の年間利用件数は49件しかなく、うち有料利用件数は10件と利用率は極めて低い状態となっております。さらに、大ホールを利用する際には、別途照明等の機器を専門的に操作する人員配置が必要となるなど非効率的な施設運営が目立っており、費用対効果の面からも抜本的な見直しが必要と考えております。

今後、著しく高齢化が進む本村において生涯学習の果たす役割はますます重要となり、こうした中、くすのきホールについては大ホール、図書室、会議室等の利用状況の検証を初め、近隣の生涯学習施設も参考にしながら、これらの時代にマッチした機能を備え、さらに効率的な施設運営が可能となる施設を目指し、新庁舎の整備にあわせ、建てかえを視野に入れて検討してまいりたいと考えております。

新庁舎の整備に当たっては、生涯学習や防災拠点の整備について過疎対策事業債が活用できることから、本村の財政負担を極力抑制し、村民の安全・安心の確保、役場機能を集約化し、村民生活の利便性の向上、さらには生涯学習機能の充実等を図るため、さまざまな工夫を凝らしながら今後基本設計を行っていきたいと思います。

また、くすのきホールの周辺のまちづくりでございますが、あくまでも新庁舎のみならず、庁舎と歴史観光拠点の整備を一体的に進められるよう検討を行う必要があると考えております。このため、周辺の魅力あるまちづくりに向け、新庁舎とこうした資源がマッチするよう、平成27年度にくすのきホール周辺整備基本計画の策定を行ってまいります。新庁舎の整備を初めとした施設整備については、この周辺整備基本計画とも整合性を図りながら順次進めてまいりたいと思っております。

今後とも、議員皆様の御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

○井上議長 再質問お受けします。

田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。

ただいま松本村長より新庁舎整備に当たってのお考えをお聞きしましたが、くすのきホール周辺は道の駅を初め、楠公誕生地、奉建塔などの歴史資源や観光資源が数多くあります。

また、今後ますます高齢化が進展する中で、新庁舎の建設だけでなく、この地域一帯の活性化が図られるようなまちづくりが必要不可欠であると私は考えております。

そこで、今後このくすのきホール周辺のまちづくりについて、松本村長はどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

○井上議長 松本村長。

○松本村長 答えさせていただきましたが、くすのきホール周辺のまちづくり、これはやっぱり村の中心づくりということでございまして、庁舎だけではなく、あくまでも村の皆さんがお集まりいただいたときに、確かに村の歴史あるいは生活の利便性、全てが整ったような開発を行っていきたいと考えております。

そのためには、もちろん今のくすのきホール周辺の面積で足るか足りないかもわかりま

せん。ということで、あの辺一体を一元化したいいわゆる村の中心づくり、これを精いっぱい努力してやっていきたいなど、そういうふうに考えておりますので、ぜひ皆さんもその施設整備あるいはいろいろなアイデアその他を十分我々にも提供していただきまして、精いっぱい努力していきたいと思っております。御協力をよろしくお願いします。

○井上議長 田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。

要望といたします。

新庁舎の整備に当たっては、生涯学習機能や防災機能等を取り組みながら、周辺施設との連携にも配慮していただき、村民の皆さんに親しんでいただける庁舎となるように基本設計を進めるとのことです。

今後、庁舎を初めとしたこの地域周辺の施設整備を円滑に行う上からも、村民の意見をしっかりと聞いていただき、村民ニーズの把握を行いながら、今後の村の置かれている社会情勢も十分に配慮していただき、施設整備事業を推進していただくように強く要望して、私の要望といたします。ありがとうございます。

○井上議長 質問事項2番目の答弁者、西口健康福祉課参事。

○西口健康福祉課参事 がん検診の取り組み状況について御答弁申し上げます。

市町村で行うがん検診は、健康増進法により厚生労働省の指針に基づき、有効性が確立された胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮頸がんの5種類です。

村では、それら主要な5種類のがんについて、集団検診及び医療機関委託による個別検診を行っております。

平成26年度の受診率の見込みとしては、胃がん9.0%、大腸がん11.2%、肺がん9.6%、乳がん20.1%、子宮頸がん17.1%であり、大阪府内の市町村平均の受診率と比較すると高い物が多いのですが、国の掲げる目標にはまだまだ下回る状況です。

そのため、日曜日健診、胃、大腸、肺がんのセット検診、子宮、乳がんのセット検診の実施や個人を特定とした保健師による電話相談、乳幼児健診や健康教育での受診勧奨等を行い、がん検診受診率向上に努めております。

以上、答弁とさせていただきます。

○井上議長 再質問お受けします。

田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。

村長の運営方針でもありましたように、こうしたがん検診を来年度より無料化するとの

ことですが、無料化によってどのような効果があるのか、またがん検診無料化以外にもどのような取り組みを行うのか、今後の方針をお伺いいたします。

○井上議長 西口参事。

○西口健康福祉課参事 昨年11月に内閣府が行ったがん対策に関する世論調査の結果では、検診を受けない理由は、受ける時間がないからに次いで、費用がかかりやはり経済的にも負担になるからとなっておりまして、経済的な理由で受診を控える方も多いことから、検診費用の無料化を図ることにより受診率向上につながり、がんの早期発見、早期治療、最終的にはがんによる死亡者の減少が図られるものと考えます。

無料化以外の取り組みとしては、来年度より大腸がん、子宮がん検診に加えて乳がん検診も医療機関と委託契約いたしまして、年間を通しての受診しやすい体制づくりに努めてまいります。

なお、参考までに大阪府内で本村が行っている5種類のがん検診全てを無料としている市町村は、平成26年度で箕面市、八尾市、柏原市、富田林市の4市のみで、町村では村が初めてとなります。

また、がん検診以外にも骨粗鬆症検診、簡易ウイルス検診も無料化とし、村民の方の健康の保持、増進に努めてまいります。

○井上議長 質問をお受けします。

田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。

要望しておきます。

日本では経済的な格差社会の問題がクローズアップされてから久しく、現在も依然としてその解消からはほど遠い状況が続いております。健康の分野においても、経済面、要因による健康格差は見直していかなければならないと思っております。

そのような中で、来年度より検診を無料化し、経済面を気にすることなく、また医療機関委託での検診をふやし、誰もが受診しやすい体制をつくっていただけるとお聞きして、安心しております。

村民の皆さんが、制度を理解して検診を受けていただけるよう十分な周知に努め、がん死亡の減少、ひいては健康寿命の延伸に努めていただきたいと要望いたします。

これにて、2点目の質問は終わります。ありがとうございます。

○井上議長 質問事項3番目の答弁者、松村理事。

○松村会計管理者兼理事兼人事財政課長 村の財政状況について御答弁申し上げます。

財政再建団体転落の危機にあった本村の財政は、この間の行財政改革により、現在約1

1億4,000万円の財政調整基金を積み上げるまでに至りました。村民の皆様には、この間行政サービスの水準が低下する中、大変な御苦勞をおかけしたところでございます。

平成27年度以降におきましても大規模な建設事業等の計画を推進してまいりますが、幾ら過疎対策事業債が活用できると申しましても、過疎事業対策債は借金であることは言うまでもございません。

村の財政をお預かりする立場としては、村民生活の安全・安心の確保、利便性の向上、実施する事業の費用対効果等を十分見きわめるとともに、過疎対策事業債や国及び府の補助金等の有効活用を図りながら、安定的な財政運営に努める必要があると考えています。

このため、過疎対策事業につきましても、こうした観点から財政負担を次の世代に先送りしないよう常に見直しを行いながら、魅力あるまちづくりを行うための事業実施に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○井上議長 再質問お受けします。

田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。

国においては、昨年11月に人口減少の克服と東京圏への人口の過度の集中の是正、地域での住みよい環境の確保と維持を目指したまち・ひと・しごと創生法が成立し、地方創生や地域経済活性化に向けた動きが本格化しております。

また、過疎地域の公示を受けた本村において、こうした地方創生に向けた取り組みは危機感を持って取り組まなければならない喫緊の課題であると私は思っております。

このため、本村において現在過疎自立促進計画で取り組んでいる事業と地方創生に基づく事業との整合性をどのように図っていくとしておられるのかお伺いをいたします。

○井上議長 松村理事。

○松村会計管理者兼理事兼人事財政課長 平成27年度におきましては、過疎自立促進計画との整合性を図りながら新たな地方創生による国の支援を最大限活用し、地方創生の具体的な施策として千早赤阪村総合戦略を策定する予定です。

過疎脱却に向けたさまざまな事業実施を行っている本村にとっても、こうしたチャンスを逃すことなく、人口減少対策や魅力あるまちづくりに向け、過疎自立促進計画に記載している事業を初め、この戦略で新たに打ち出す事業について各課一丸となって知恵を絞り、国の財政を最大限引き出し、一般財源が極力抑制できるよう事業実施手法を検討していく必要があると考えています。

このため、千早赤阪村総合戦略と過疎自立促進計画は今後の村づくりを行う上での両輪

であることから、これらの計画が相互に整合性を保ちながら効率的な事務執行ができるよう、財政サイドからも事業の必要性等についてしっかりチェックしてまいりたいと考えております。

○井上議長 田中議員。

○田中議員 ありがとうございました。

松村理事におかれましては、本年3月末を持って定年退職をされます。

松村理事には、財政再建団体への転落の危機にあった千早赤阪村において、先頭に立って行財政改革を初めとするさまざまな取り組みを行っていただくなど大変御苦勞をなされたと聞いております。

最後に、松村理事に在職期間中を振り返っていただき、その思いや今後のまちづくりについてお聞きしたいと思いますが、2番目の再質問でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○井上議長 松村理事。

○松村会計管理者兼理事兼人事財政課長 このような場所で発言の機会をいただき、田中先生を初め議長様や議員の皆様、ありがとうございます。

昭和50年に千早赤阪村に奉職以来40年、無事ここまで務められましたのも、村民の皆様や議会の先生方、村長を初めとする諸先輩方、そして職員の皆様方の御指導、御協力のおかげと感謝しております。

40年間いろいろとございましたが、今までも言われましたが、今思えば40年、長いようで短い時間でございました。その間、村は業務の拡大や人口の増加、そして今人口減少などがあります。

今財政は安定し、若い職員も多くなりました。しかし、昨年には村は過疎地域の公示がされ、本年を過疎脱却の元年として、過疎自立促進計画に基づく多くの事業がスタートする中、区切りの年を迎えました。

4月以降は、職務は変わりますが、村民の皆様には少しでもよい村と感じていただけるよう頑張ってまいります。

長い間お世話になりました。どうもありがとうございました。

○井上議長 要望お受けします。

○田中議員 要望しておきます。ありがとうございました。

村の財政面につきましては最大限に抑制に努められ、光る千早赤阪村づくりと次世代にツケを残さないように心がけていただくよう切に要望いたします。

また、松村理事におきましては、本当にお疲れさまでございました。

聞くところによりますと、40年という長い間この役場に努められたとのことであります。振り返りますと、合併の破綻や財政危機等いろいろと山積した問題がありました。その都度実力を発揮され乗り越えていただきました。これからは、体をリフレッシュされ、家族とのゆっくりと語らいをされ、第2の人生を乗り切っていただきたいと思っております。

最後になりますが、転職と思わず、空から来る天職。わかりますか。「てん」は転ぶ「転職」じゃなくして、空から来る「天職」と思ってこれからは進んでいただきたいと思っております。本当にお疲れさまでした。

これにて、私の質問全て終わります。議長ありがとうございました。

○井上議長 以上で本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

ここで松本村長より挨拶がございます。

○松本村長 3月議会、どうもありがとうございました。

少し積極予算でございましたが、平成27年度予算が皆さんのおかげで成立いたしました。残念ながら全て全会一致でなかったのは、私の不徳のいたすところと少々反省しております。

村は、過疎からの脱却を目指しており、この面については皆さんの御賛同いただいていると思っております。ただ、過疎からの脱却は非常に言うはやすく、行うはかたしということでございます。なぜかと申しますと、七百数十ある過疎市町村のうちで、過疎から脱却したのはまだゼロということは、いかに難しいかわかると思います。

今、村づくりには従来の考え方や方法ではどうしても不可能かな、そういうことでございまして、私どもはとりあえず過疎から脱却には人口7,000人、税収増3億円が必要のローワーリミットと考えておりまして、現在のように非常に危機感を持ちながらやっていかざるを得ないのかなと思います、丹念に。

また、現在のように私どもの村、非常に幾重にも規制がかかっております。この規制を一枚一枚外しながらということになりますと非常に時間と労力がかかると思いますが、丹念に交渉を重ねれば私は必ず可能と考えておりますので、国も府も村を潰すというようなことは考えてないと思いますから、精いっぱい努力していきたいと思えます。

また、先ほども皆さんもおっしゃっていましたが、まち・ひと・しごと、いわゆる地方創生を進めたいということで、最近石破大臣の話なんかを何回か聞きましたが、どうも民間的な感覚でまち・ひと・しごと、いわゆる地方創生を進めていくのやなというふうに思います。

そのためには、一番大事なのはやっぱりスピード、それから時間、この辺が非常に大事

やと思いますから、早くあるいは時間を切って徹底的にやっていきたいなと。

特に、我々職員、私もですが、いわゆる意識改革を徹底的にやっていかないかなと。中小企業のおっさんの発想にならざるを得ないのかなと、今そういうふう考えております。

村の改革でも一緒でございますが、例えば大阪市とか東大阪と、いわゆる大きな市の改革と私どもの千早赤阪村のような小さな改革は非常に中身が違うと思います。だから、ちょうど例えばパナソニックでも非常に大規模な改革をやっておりますが、町の中小企業は中小企業で、ただ一部だけきらりと光るような技術で再生をするというふうなケースが最近非常に多うございます。

ということで、私どもは大きな改革やなしに、小さな改革をきっちりなし遂げることで村を再生していきたいなと思っておりますので、ぜひ皆さんのお知恵あるいは力をおかりしながらやっていきたいと思ひます。ぜひともこれからどうぞよろしく願いしたい。

また、これから桜も咲きます。気候もよくなりますし、だんだん浮かれたくなる時期でございますが、多分ここ地方創生が終わるまではなかなか浮かれることもできないかなと思ひますが、精いっぱい皆さんのお力を得ながら努力いたします。これからもどうぞよろしく願いいたしまして、本議会の最終の御挨拶といたします。今回どうもありがとうございました。

○井上議長 どうもありがとうございました。

これで本日の会議を閉じ、平成27年第1回千早赤阪村議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後3時15分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

千早赤阪村議会

議 長                      井 上      昭 司

議 員                      浅 野      利 夫

議 員                      清 井      浩